

第2次

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」

後期計画



令和7年2月
宇都宮市



はじめに



少子・高齢化が進行する中、全国的な児童虐待の相談件数の増加や、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもや子育て家庭が抱える問題が複雑化・多様化しています。

こうした背景を踏まえ、本市では、「スーパースマートシティ（SSC）」の実現を目指す「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」におきまして、「子育て・教育の未来都市の実現」を掲げるとともに、令和6年2月には「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定し、子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前で成長できるまちを目指しているところです。

こうした理念の実現に向けましては、子育てに係る時代潮流を的確に捉え、より効果的・効率的な施策を構築しながら、課題解決を図ることが必要でありますことから、本市における子ども・子育て分野の総合的な計画である「第2次宮っこ 子育て・子育て応援プラン」を見直し、改定することといたしました。

本計画では、安心して出産や子育てができる環境が整うとともに、次世代の「人づくり」がさらに充実するよう、「少子化対策」や、「子どもの貧困対策」、「包括的な支援体制の構築・強化」などについて、今後の方向性を明示するとともに、子どもたちから募った意見などを踏まえながら、施策・事業の強化を図ったところであります。

計画の推進に当たりましては、市民の皆様一人ひとりにこの計画の趣旨を御理解いただき、地域社会全体が一体となって各種施策・事業を展開する必要がありますことから、子育て・子育て支援に対する、なお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たりまして、「宇都宮市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただき、御意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7年2月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 国の動向	6
2 踏まえるべき関連計画	7
3 子育て環境を取り巻く状況	8
4 前期計画の取組状況	15
5 「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果	18
6 子ども・若者へのWEBアンケート調査結果	21
7 多様な子ども・若者への直接の意見聴取結果	26
8 イノベーション miya ユース会議で提言された意見	28

第3章 課題の整理

1 子ども施策全般に係る課題	30
2 対象者別に見た主な課題	33

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・理想像・基本目標	40
2 プラン全体の目標指標	41
3 基本目標ごとの目標指標	42

第5章 計画の展開

1 子ども施策全般に係る課題への対応	46
(1) 少子化対策の推進	48
(2) 子どもの貧困対策の推進	52
(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化	56
2 施策の体系	61
【基本施策 1】子どもの権利を尊重する環境づくり	63
【基本施策 2】子どもの心豊かで健やかな成長の支援	68
【基本施策 3】たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援	73
【基本施策 4】個別配慮が必要な子ども・若者への支援	82
【基本施策 5】結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	89
【基本施策 6】安心して妊娠・出産、子育てできる環境づくり	93
【基本施策 7】多様なニーズに対応した保育サービス	97
【基本施策 8】ひとり親家庭等の自立に向けた支援	102
【基本施策 9】仕事と生活が調和した社会づくり	106
【基本施策 10】地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援	110
【基本施策 11】児童虐待の防止	123

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

《資料編》

- 宮っこを守り・育てる都市宣言・・・・・・・・ 131
- 「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果概要・・・・ 135
- 「イノベーションmiya ユース会議事業」結果概要・・・・ 150
- 策定体制と策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
- 宇都宮市子ども・子育て会議からの意見書・・・・・・ 165



第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」は、「第6次宇都宮市総合計画」に掲げる「子育て・教育の未来都市」の実現に向けた施策・事業を具体的に示すものであり、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの計画期間を前期と後期に分け、前期計画期間が終了する令和6（2024）年度に見直しを行うこととしています。

この間に、少子化や人口構造の変化をはじめとする時代潮流のほか、国における「こどもまんなか社会」の実現に向けた政策や「異次元の少子化対策」の推進、また、本市の「宮っこを守り・育てる都市宣言」の制定など、本市で子育て・子育てする環境は、大きく変化しています。

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健全に成長できる環境や、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる社会を、家庭、学校、地域、企業、行政が一体となって実現するため、近年の子ども・子育て分野を取り巻く環境の変化や、前期計画の5年間の取組状況、子ども・若者の声などを踏まえ、より効果的かつ効率的な施策・事業を構築することを目的に、第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」（後期計画）を策定しました。

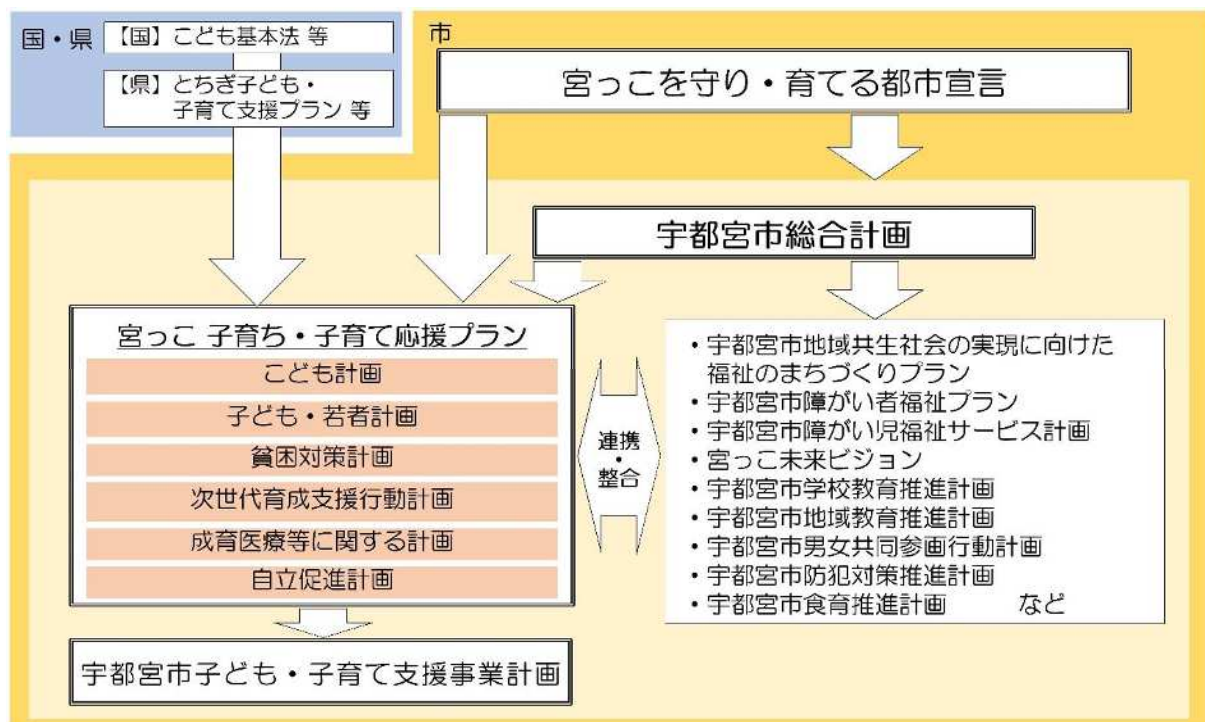
2 計画の位置付け

この計画は、地域とともに制定した「宮っこを守り・育てる都市宣言」の理念の具現化に向けた計画であるとともに、本市の「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」の分野別計画として、すべての子どもと子育て家庭を総合的に支援するための基本的な計画として位置付け、SDGsのゴールへの貢献に資するものとしします。



また、子ども施策について、分野横断的に全体を捉えることで、市民にとって分かりやすい計画とするため、以下の関連計画を一体的に策定します。

- ・「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」
- ・「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」
- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」
- ・「成育基本法」に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」



3 計画の対象

子どもや若者、子育て家庭、地域、企業など、「子育て・子育て」に携わるすべての人と団体を対象とし、保健、福祉、青少年健全育成、教育など、子どもを取り巻く環境整備について、その取組と方向性を示すものです。

【子どもの定義】心身の発達の過程にある者

4 計画の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

（後期計画：令和7年度～令和11年度の5年間）



第2章

子ども・若者や子育て家庭を 取り巻く状況

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 国の動向

【子ども施策の総合的な推進のための法律等】

- 「こども基本法」の施行（R5.4）
 - ・ 子どもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
- 「こども大綱」の策定（R5.12）
 - ・ 「こども基本法」に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

【少子化対策の推進のための法律等】

- 「こども未来戦略」の策定（R5.12）
 - ・ 少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を示す。
 - ・ 雇用の安定と質の向上を通じた「雇用不安の払拭」等に向け、若い世代の「所得の持続的な向上」につながる幅広い施策を展開するとともに、「出会いの機会の減少を踏まえた対応」が必要

【子どもや子育て家庭への支援の推進のための法律等】

- 「児童福祉法」の改正（R6.4）
 - ・ 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図る。
- 「成育基本法」基本方針の改正（R5.3）
 - ・ 母子保健情報のデジタル化等による、健康管理の充実や事業の質の向上
- 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）」（R5.12）
 - ・ すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

【子どもの貧困対策の推進のための法律等】

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律※」の改正（R6.6）
 - ・ 貧困の「解消」を明記し、「現在」だけではなく「将来」の貧困を防ぐための切れ目のない支援を推進
- ※ 改正後の名称 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」（R5.12）
 - ・ すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動などの機会に接することができ、自己肯定感等を高め、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していける「こどもまんなか」の居場所づくりの実現を目指す。

2 踏まえるべき関連計画

【栃木県】

- 「第3期とちぎ子ども・子育て支援プラン」の策定（R7.3 予定）
 - ・ 「こども大綱」を踏まえた「都道府県こども計画」
- 「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」の策定（R5.8）
 - ・ 合計特殊出生率の改善、ひいては人口減少問題を克服するため、結婚、妊娠・出産、子育てといった、各ライフステージに応じた切れ目ない支援を積極的に実施

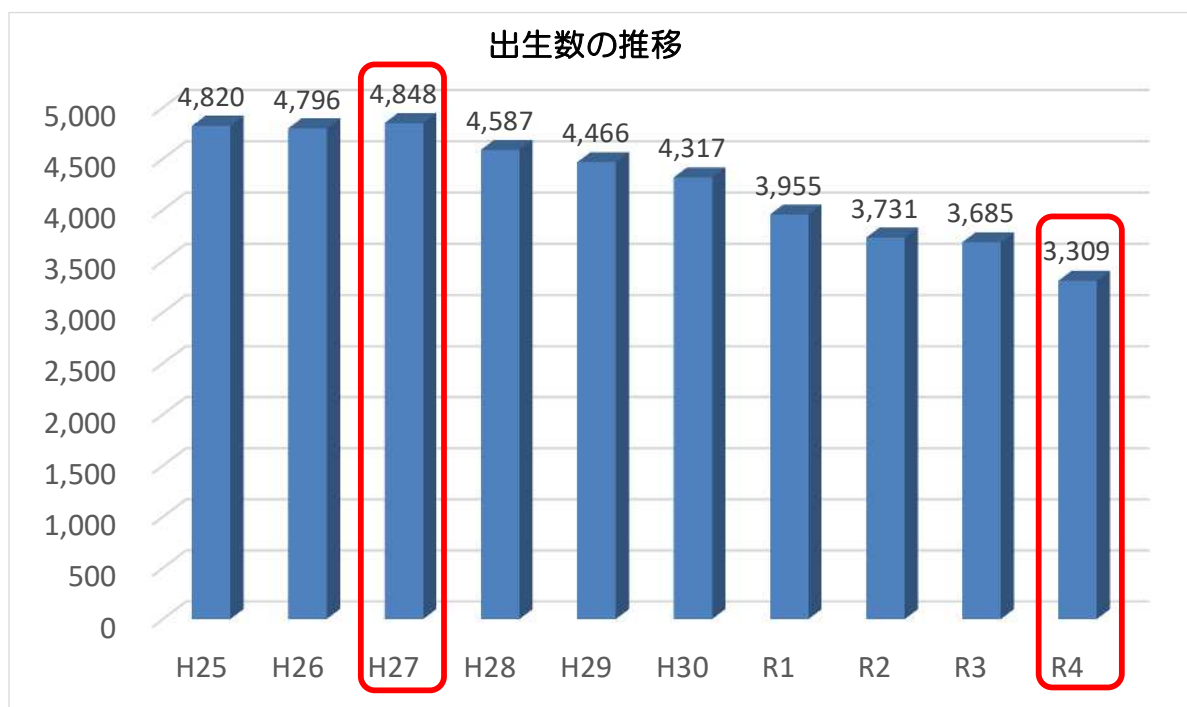
【宇都宮市】

- 「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」の策定（R5.2）
 - ・ 概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現を目指す。
- 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の制定（R6.2）
 - ・ 子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまち「宇都宮」の実現を目指す。
- 「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」（R5.2 策定）など、福祉や教育など他分野の関連計画

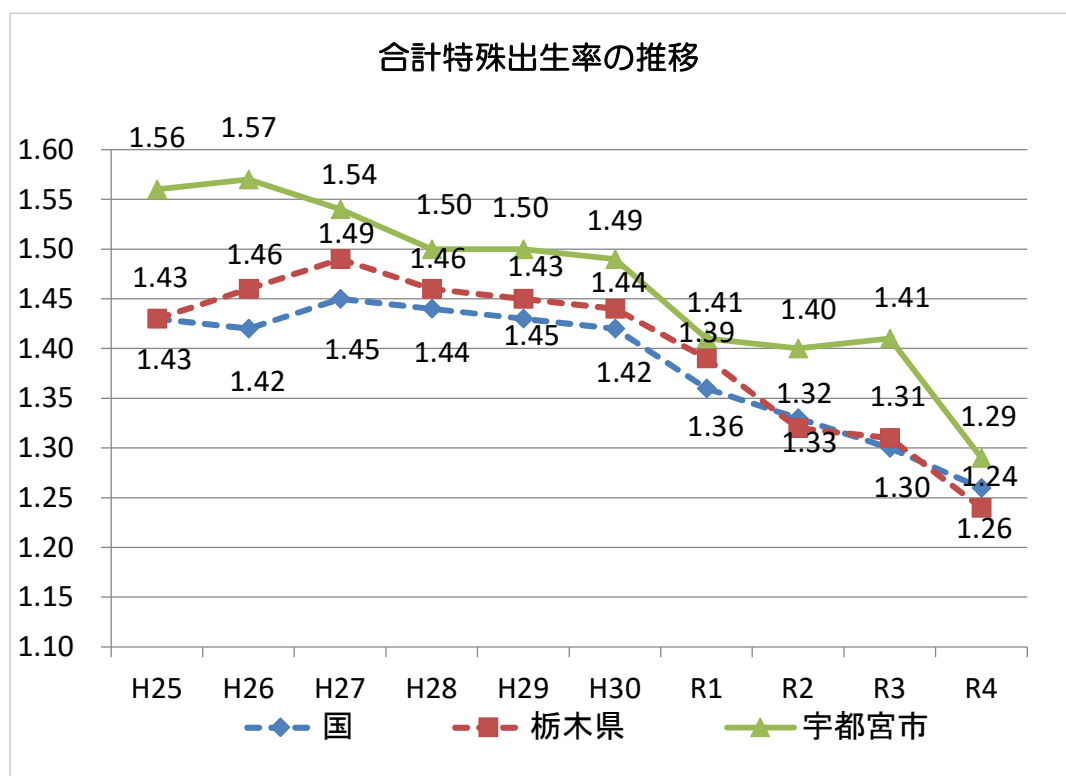
3 子育て環境を取り巻く状況

○ 出生数について

- ◎ 出生数は減少傾向（10年間で約1,500人（約32％）の減）
- ◎ 合計特殊出生率は全国及び県の数値を上回るものの下降傾向



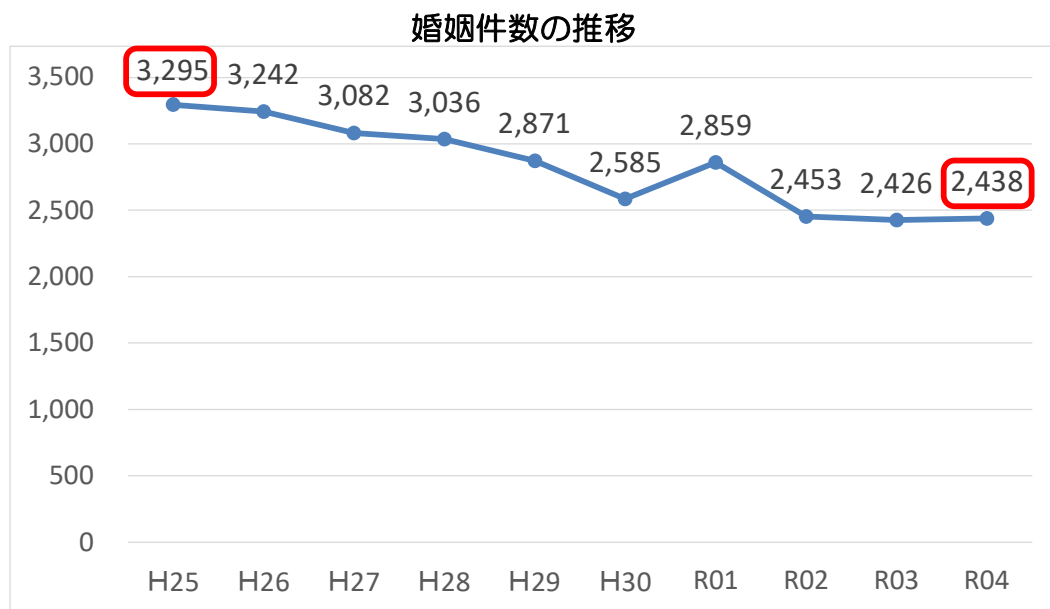
資料：栃木県保健統計年表



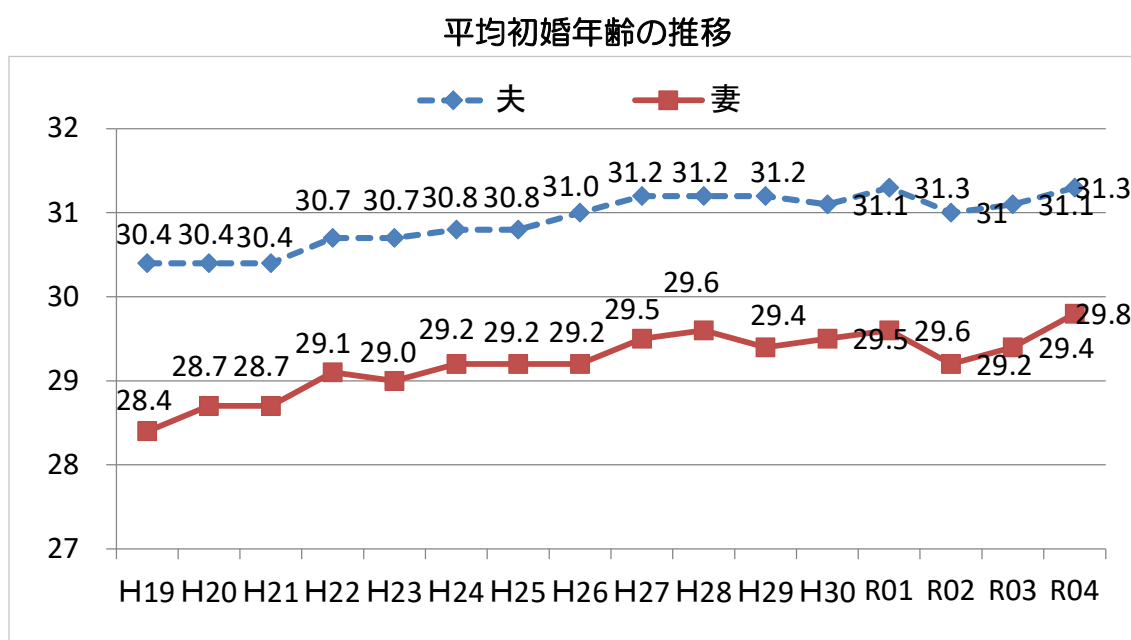
資料：栃木県保健統計年表

○ 結婚について

- ◎ 婚姻件数は減少傾向（10年間で約857件（約26％）の減）
- ◎ 平均初婚年齢は上昇傾向（10年間で男性が0.5歳、女性が0.6歳上昇）
- ◎ 20代の多くは結婚を望んでいるものの、その多くが実際には結婚できていない。

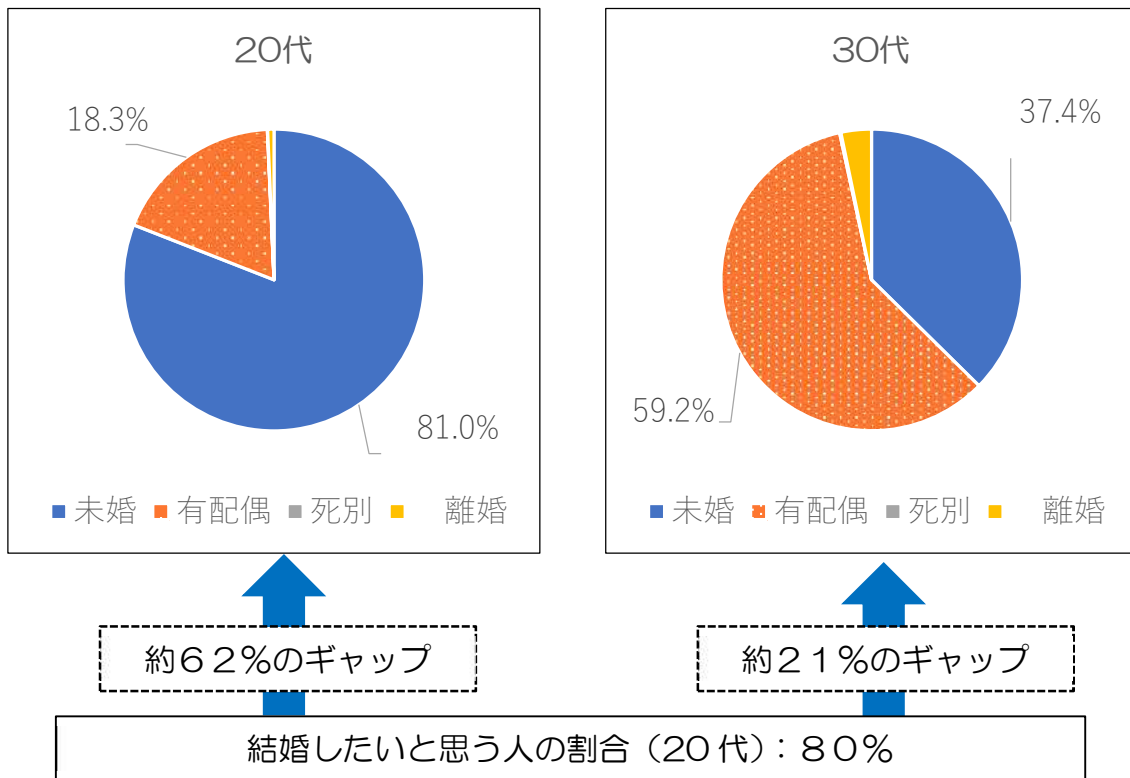


資料：厚生労働省「人口動態調査」，
栃木県健康増進課「栃木県保健統計年報」



資料：厚生労働省「人口動態調査」，
栃木県健康増進課「栃木県保健統計年報」

20代・30代の婚姻率

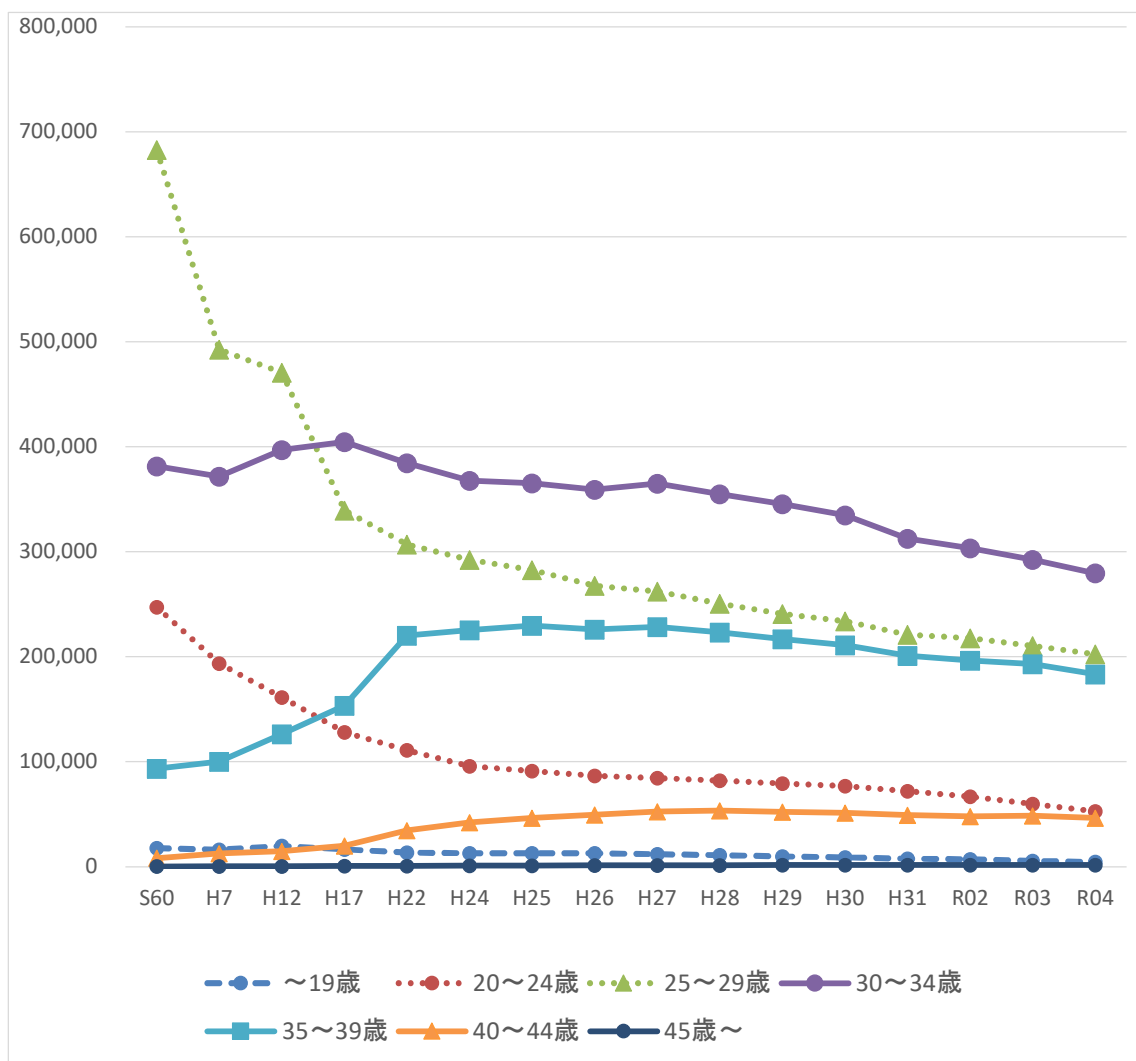


資料：総務省「国勢調査」，「市政に関する世論調査」

○ 妊娠・出産について

- ◎ 晩産化の進行
- ◎ 子どもの数は「理想＞予定」のトレンドが続く。
- ◎ 「理想＞予定」の理由はトレンドが変わらず「経済的負担」，「精神・身体的負担」が上位を占めるが，「経済的負担」と回答した割合は大きく減少

母親の出産年齢の推移

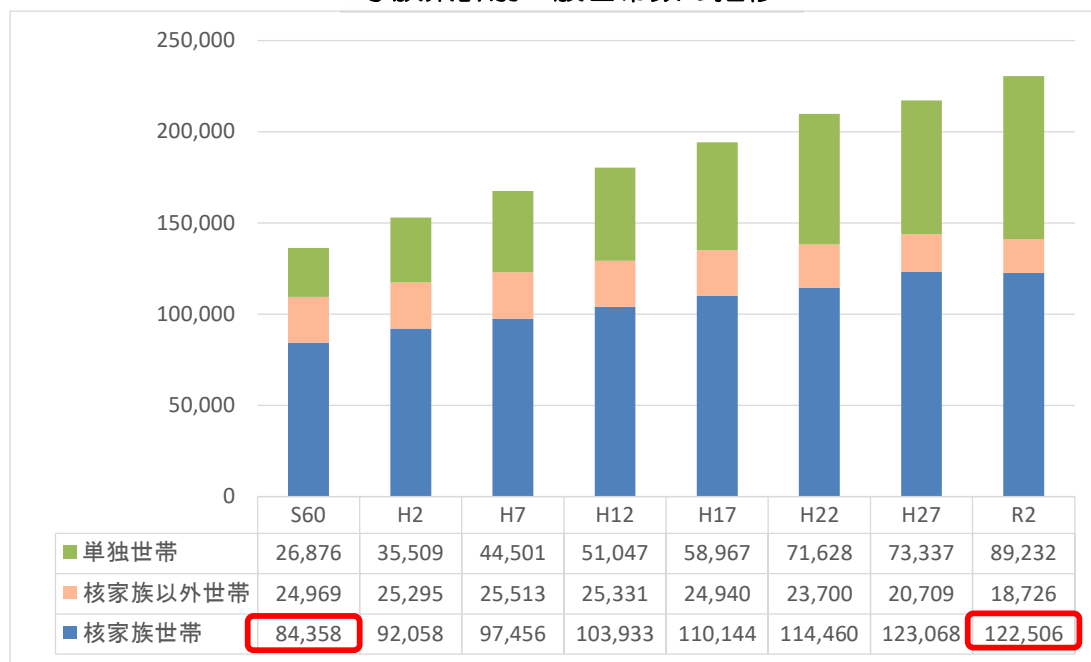


資料：厚生労働省「人口動態調査」

○ 世帯構成等について

- ◎ 核家族世帯は増加傾向
- ◎ ひとり親家庭の貧困率は下降傾向ではあるものの、2人親家庭と比較すると依然として高い状況

家族累計別一般世帯数の推移



資料：国勢調査

貧困率の年次推移

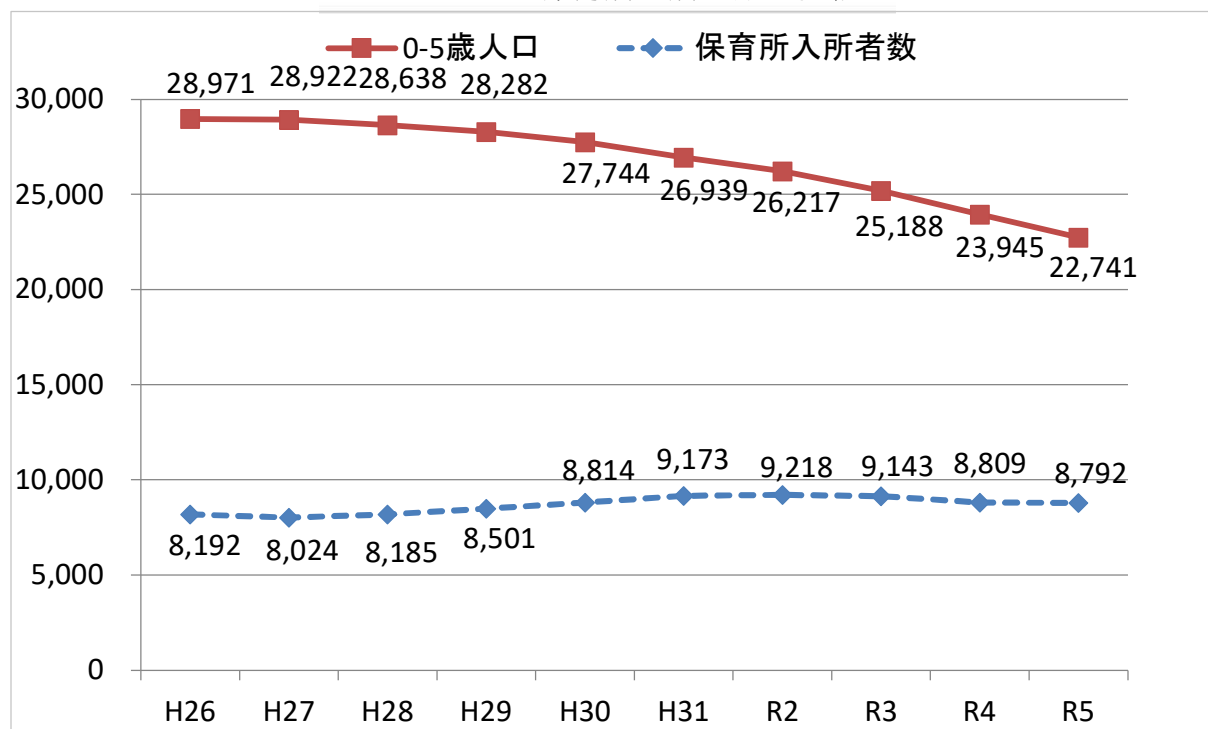
	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018 (旧)	2018 (新)	2021
相対的貧困率	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる 現役世帯	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が 1人	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が 2人以上	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

○ 保育ニーズ等について

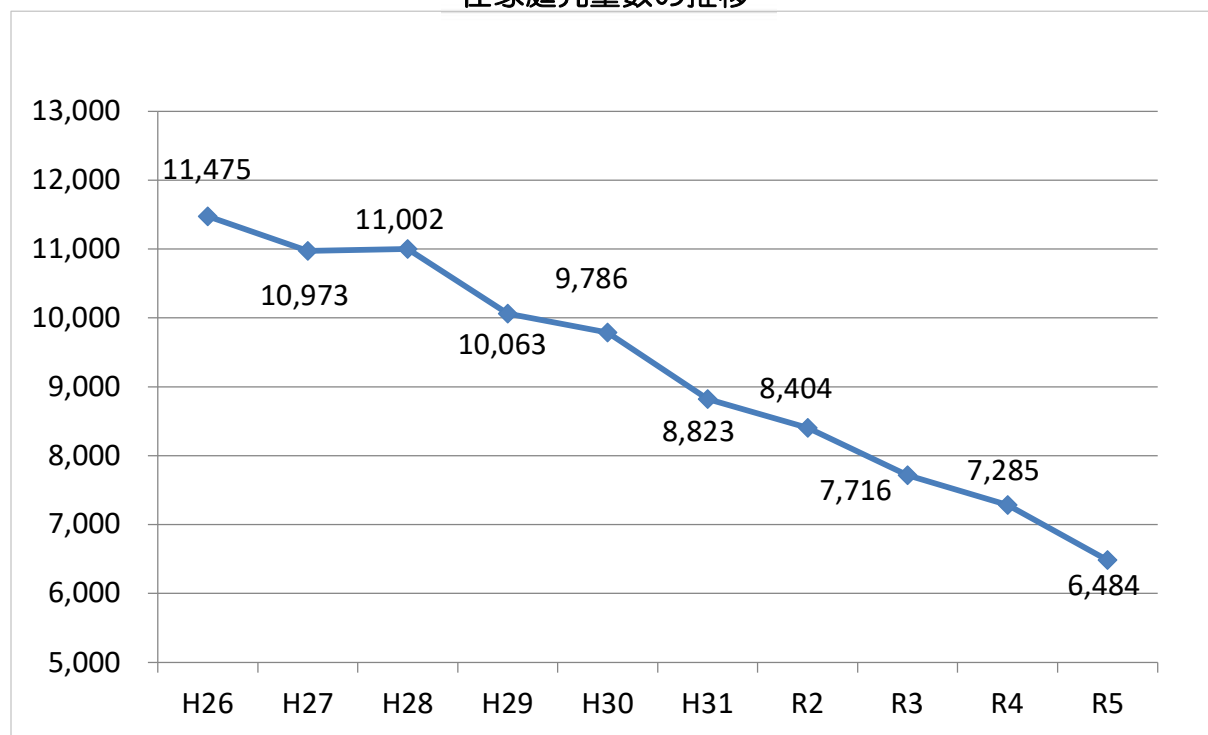
- ◎ 児童人口が減少する中であっても、保育ニーズは高い状況で推移
- ◎ 在家庭児童数は減少傾向も、一定数存在

0-5 歳人口と保育所入所者数の推移



資料：住民基本台帳（各年の3月末現在）

在家庭児童数の推移

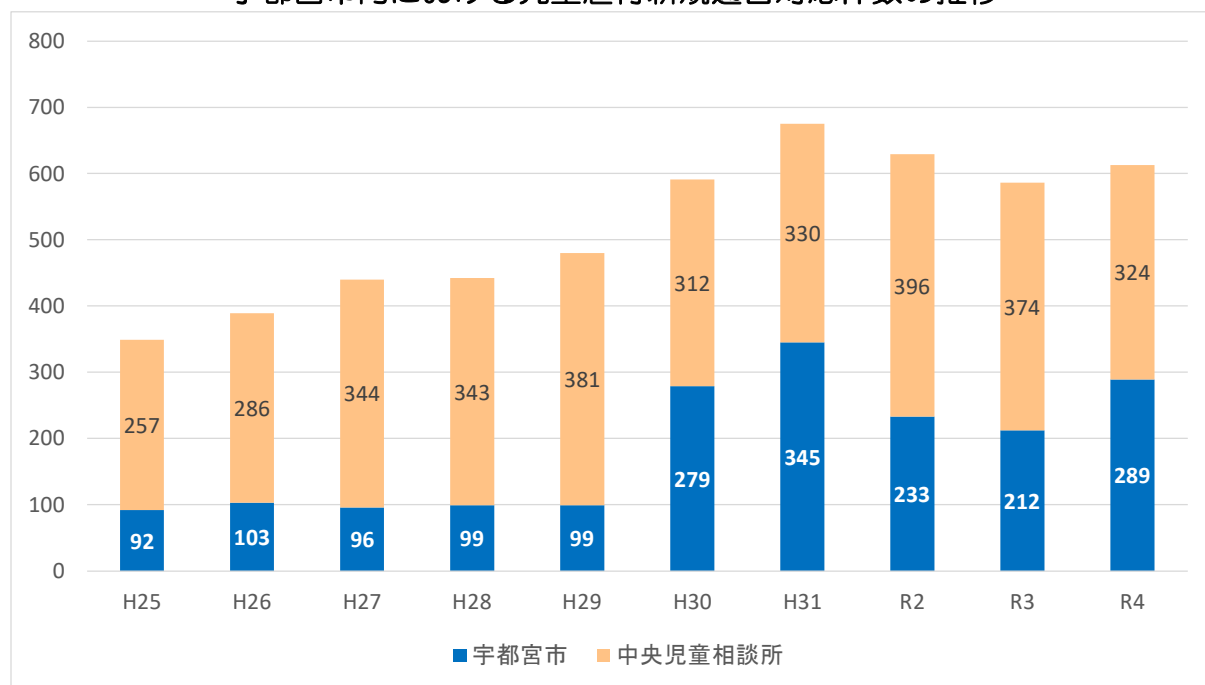


資料：住民基本台帳（各年の3月末現在）

○ 困難を抱える子ども・若者について

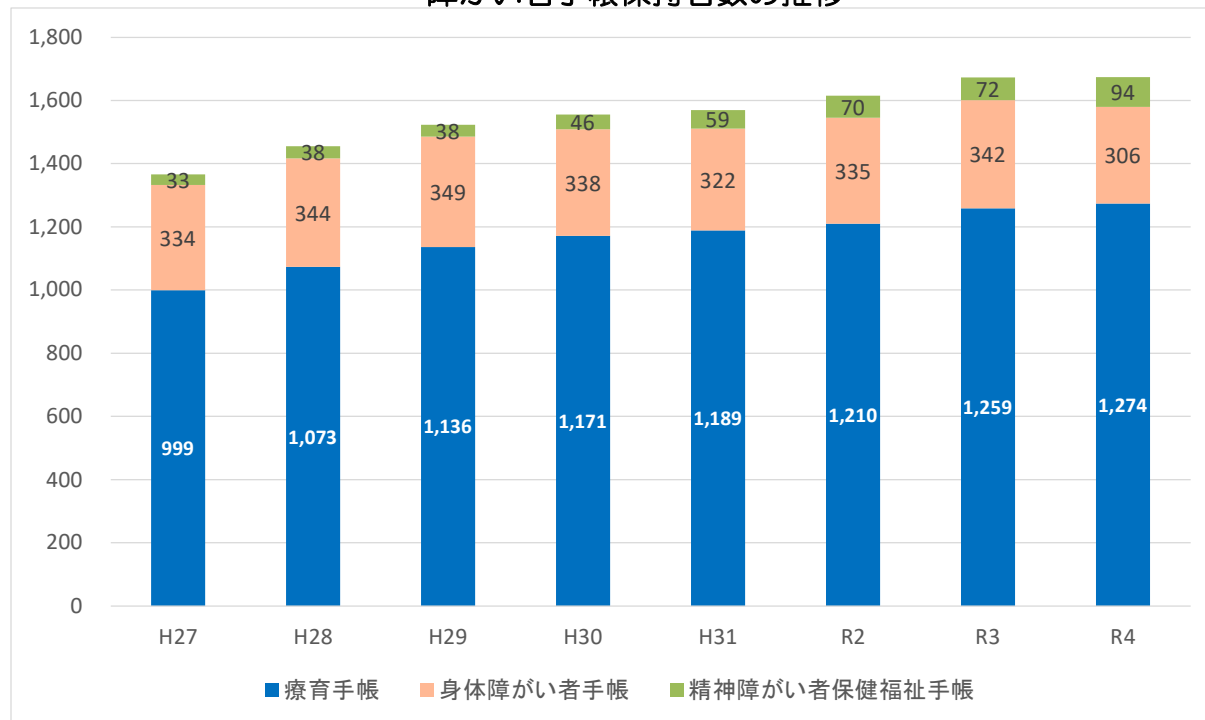
- ◎ 児童人口が減少する中であっても、虐待相談件数は増加傾向
- ◎ 児童人口が減少する中であっても、障がい者手帳保持者は増加傾向

宇都宮市内における児童虐待新規通告対応件数の推移



資料：子ども支援課

障がい者手帳保持者数の推移



資料：障がい福祉課

4 前期計画の取組状況

○ 計画全体の目標指標

希望出生率：基準値（H27）：1.72 → 現状値（R5）：1.49

○ 基本目標の進捗

一部未達成であるが、計画全体としては「概ね順調」

	基本 目標	評価指標	基準値 (H30)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	評価
市民満足度	I	「子ども・若者の健全育成環境の充実」に対する市民満足度	33.3%	23.2%	39.3%	△
	II	「子育て支援の充実」に対する市民満足度	29.9%	36.4%	34.7%	◎
	III	「子どもを守り育てる支援の充実」に対する市民満足度	26.1%	23.7%	35.1%	○
成果指標	I	「青少年総合相談において、支援につなぎ、支援が開始されるなど相談が完結した人数（人／年間）」	39 人	23 人	57 人	△
	II	待機児童数（3月1日現在）	102 人	0 人	0 人	◎
	III	ファミリーサポートセンターの延べ利用者数	13,580 人	16,869 人	20,180 人	○

≪参考≫評価方法

○ 市民満足度

基準値と実績値の比較	評価	
+5 p t 以上	順調	◎
-5 p t 以上～+5 p t 未満	概ね順調	○
-5 p t 未満	やや遅れている	△

○ 成果指標

単年度目標に対する達成率	評価	
100%以上	順調	◎
70%以上～100%未満	概ね順調	○
70%未満	やや遅れている	△

基本 施策	基本 施策	目標指標	基準値 (H30)	実績値 (R5)	目標値 (R6)	評価
Ⅰ	1	「こんにちは」赤ちゃん事業の訪問面接率	92.8%	97.9%	100%	○
		幼児健康診査の受診率	96.4%	89.8%	100%	○
		毎日、朝ご飯を食べている児童（小学校6年生）の割合	94.7%	94.2%	100%	○
		毎日、朝ご飯を食べている生徒（中学校3年生）の割合	93.2%	90.9%	100%	○
	2	「宮っ子ステーション事業」のうち、「放課後子ども教室事業」と「子どもの家・留守家庭児童会事業」を一体的に実施している校区数	52 校区	56 校区	65 校区	○
		放課後子ども教室の実施校数	53 校区	56 校区	67 校区	○
		学校が小中一貫教育、地域学校園に取り組んでいると思う保護者の割合	87.6%	81.4%	93.0%	○
		新規に相談につながった引きこもりに関する相談人数	25 人	6 人	43 人	△
		将来の進路や職業に希望を持って学習している生徒（中学校3年生の割合）	83.1%	78.0%	87.3%	○
	3	ここ・ほっと巡回相談事業における5歳児チェックリストの回答率	97.5%	97.8%	100%	○
		児童発達支援のサービス供給量	2,909 人	6,473 人	2,860 人	◎
		放課後等デイサービスのサービス供給量	10,222 人	20,124 人	14,130 人	◎
Ⅱ	4	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業数	61 社	213 社	125 社	◎
		結婚したいと思う人の割合（20代）	64.5%	80.0%	83.0%	◎
	5	産婦に占める産婦検診受診者の割合	90.0%	98.3%	100%	○
	6	子どもの家・留守家庭児童会のクラス数	151 ｸﾗｽ	190 ｸﾗｽ	236 ｸﾗｽ	○
	7	ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の一部支給家庭の割合	39.4%	46.8%	45.4%	◎
Ⅲ	8	子育てサロン登録者数	7,053 人	5,314 人	9,000 人	△
		ふれあいのある家庭づくり作品コンクール応募数	845 点	963 点	1,200 点	○
	9	児童虐待による重度事案発生件数（市が支援しているもののうち、分離保護など児童相談所による専門的な対応を要する事案）	12 件	11 件	0 件	△
	10	友達の人権や気持ちを考えて行動している児童生徒の割合	94.1%	95.0%	95.3%	○
	11	学習や運動、文化・芸術活動などで自分が立てた目標を達成できるよう家の人が応援してくれる子どもの割合	89.5%	90.9%	92.5%	○

- ⇒ 各基本目標の「市民満足度」については、「分からない」の回答が増加
 ⇒ 引きこもりや不登校、児童虐待など、困難を抱える子ども・若者への相談支援の目標達成状況に「やや遅れ」が多い。

≪参考≫評価方法

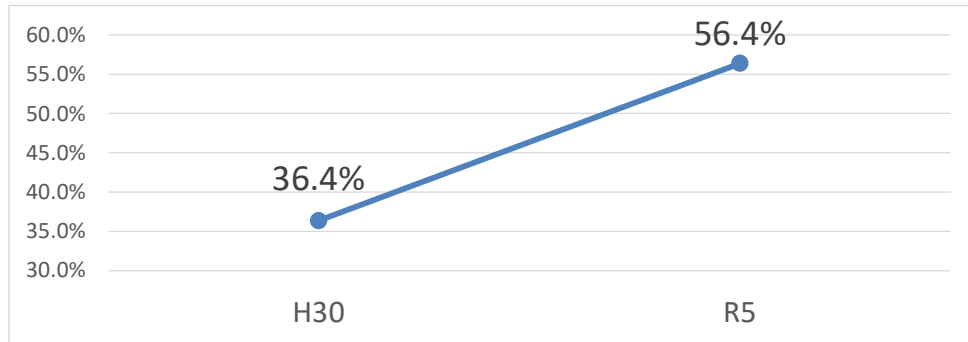
○ 「基本施策目標」の評価

単年度目標に対する達成率	評価	
100%以上	順調	◎
70%以上～100%未満	概ね順調	○
70%未満	やや遅れている	△

5 「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果

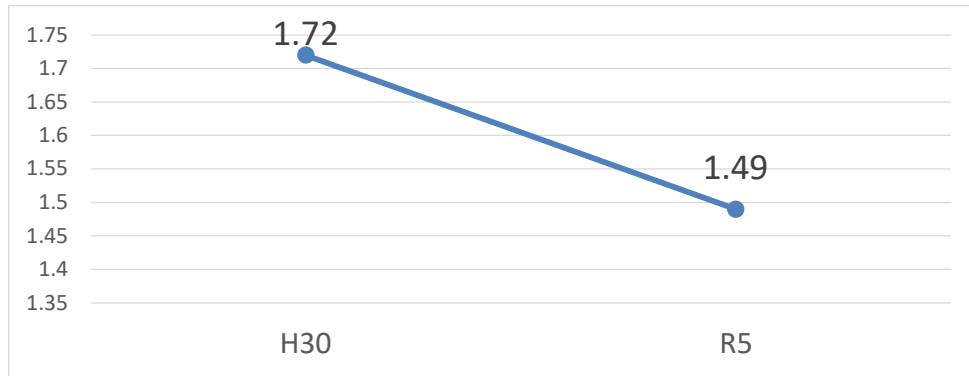
○ 関係性の貧困は 20.0pt の増加（H30: 36.4% → R5: 56.4%）

※ 「関係性の貧困」については、52 ページを参照してください。



調査年次	家庭学習	経験や体験	生活習慣	親子関係	周囲の大人	関係性の貧困
H30	18.2%	6.3%	14.7%	7.6%	7.4%	36.4%
R5	23.6%	3.1%	17.4%	10.3%	25.6%	56.4%
増減	5.4%	▲3.2%	2.7%	2.7%	18.2%	20.0%

○ 希望出生率は 0.23pt の減少（H27: 1.72 → R5: 1.49）【再掲】



算出基礎となる項目	H27	R5	増減
①20～34 歳女性の既婚者の割合	0.48	0.57	0.09
②20～49 歳既婚女性の予定の子どもの人数の平均値	1.82	1.98	0.16
③20～34 歳女性の未婚者の割合	0.52	0.43	-0.09
④20～34 歳未婚女性の結婚希望有りととの回答者の割合	0.86	0.70	-0.16
⑤20～34 歳未婚女性（結婚希望有り）の理想の子どもの人数の平均値	2.15	1.54	-0.61
⑥国立社会保障・人口問題研究所の設定する係数（定数）	0.938	0.938	—
希望出生率	1.72	1.49	-0.23

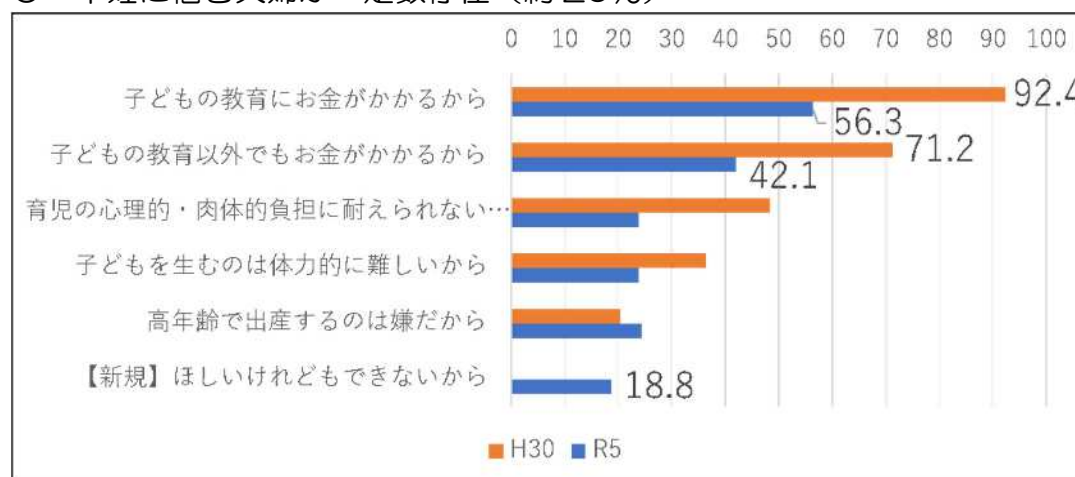
○ 理想の子どもの数は 2～3 人，予定の子どもの数は 1～3 人

理想の数	H25		H30		R5	
	未就学児親	小学生親	未就学児親	小学生親	未就学児親	小学生親
0 人			0.0%	0.2%	0.0%	0.5%
1 人	0.9%	1.6%	2.7%	4.6%	3.2%	3.1%
2 人	<u>45.0%</u>	<u>41.6%</u>	<u>47.8%</u>	<u>50.6%</u>	<u>52.0%</u>	<u>40.9%</u>
3 人	<u>46.9%</u>	<u>46.0%</u>	<u>46.0%</u>	<u>40.0%</u>	<u>36.3%</u>	<u>44.8%</u>
4 人	3.2%	4.2%	2.7%	3.4%	2.7%	2.7%
5 人以上			0.8%	1.3%	0.7%	1.6%

予定の数	H25		H30		R5	
	未就学児親	小学生親	未就学児親	小学生親	未就学児親	小学生親
1 人	9.6%	16.9%	13.5%	<u>21.4%</u>	13.4%	<u>21.7%</u>
2 人	<u>59.2%</u>	<u>55.1%</u>	<u>55.7%</u>	<u>58.8%</u>	<u>55.2%</u>	<u>46.4%</u>
3 人	<u>17.7%</u>	<u>17.9%</u>	<u>28.2%</u>	17.5%	<u>27.9%</u>	18.7%
4 人	1.5%	1.4%	2.3%	2.1%	2.3%	2.8%
5 人以上			0.3%	0.2%	0.3%	0.3%

○ 理想よりも予定の子どもの数が少ない理由は，経済的負担及び身体的・精神的負担

○ 不妊に悩む夫婦が一定数存在（約 20%）



○ 仕事時間と生活時間の優先度は、現実では仕事を優先する割合が多い。

希望の優先度	H30		R5	
	未就学児親	小学生親	未就学児親	小学生親
仕事を優先	7.7%	7.9%	8.5%	8.9%
家事（育児）時間を優先	<u>71.4%</u>	<u>53.6%</u>	<u>67.6%</u>	<u>63.5%</u>
プライベート時間を優先	<u>19.1%</u>	<u>36.7%</u>	<u>22.4%</u>	<u>25.2%</u>

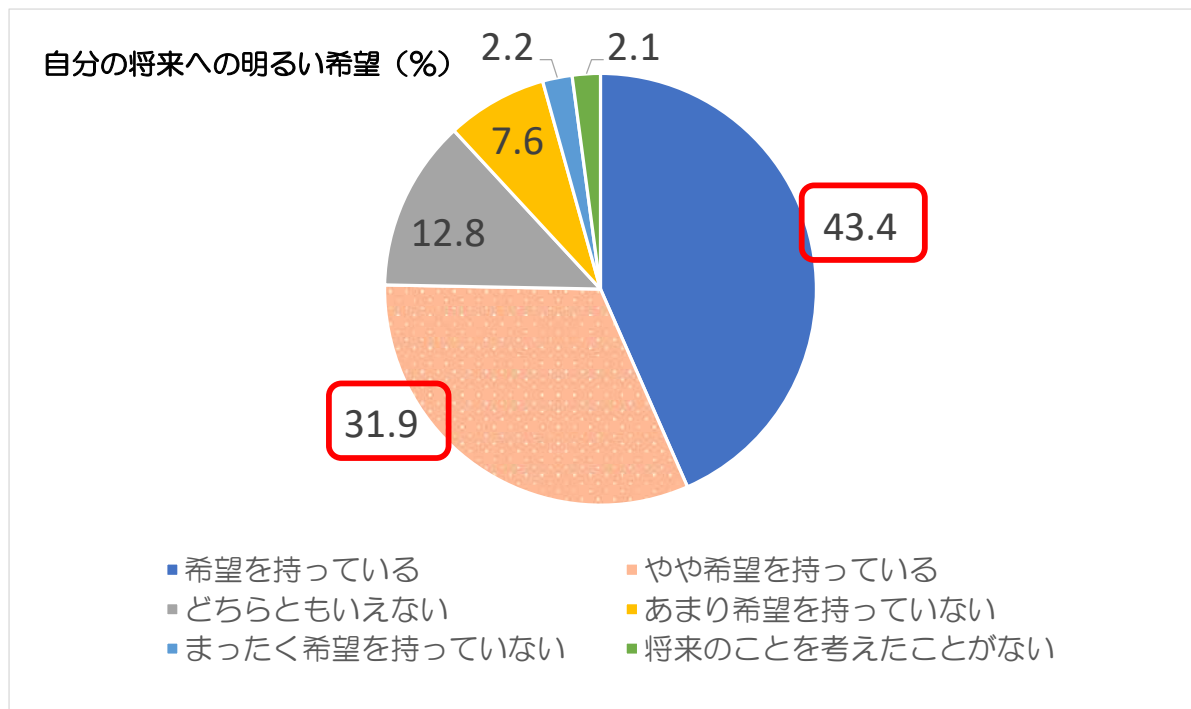
現実の優先度	H30		R5	
	未就学児親	小学生親	未就学児親	小学生親
仕事を優先	<u>42.7%</u>	<u>56.7%</u>	<u>40.0%</u>	<u>41.4%</u>
家事（育児）時間を優先	<u>56.2%</u>	<u>38.9%</u>	<u>57.1%</u>	<u>54.7%</u>
プライベート時間を優先	0.8%	3.4%	2.2%	2.4%

6 子ども・若者へのWEBアンケート調査結果

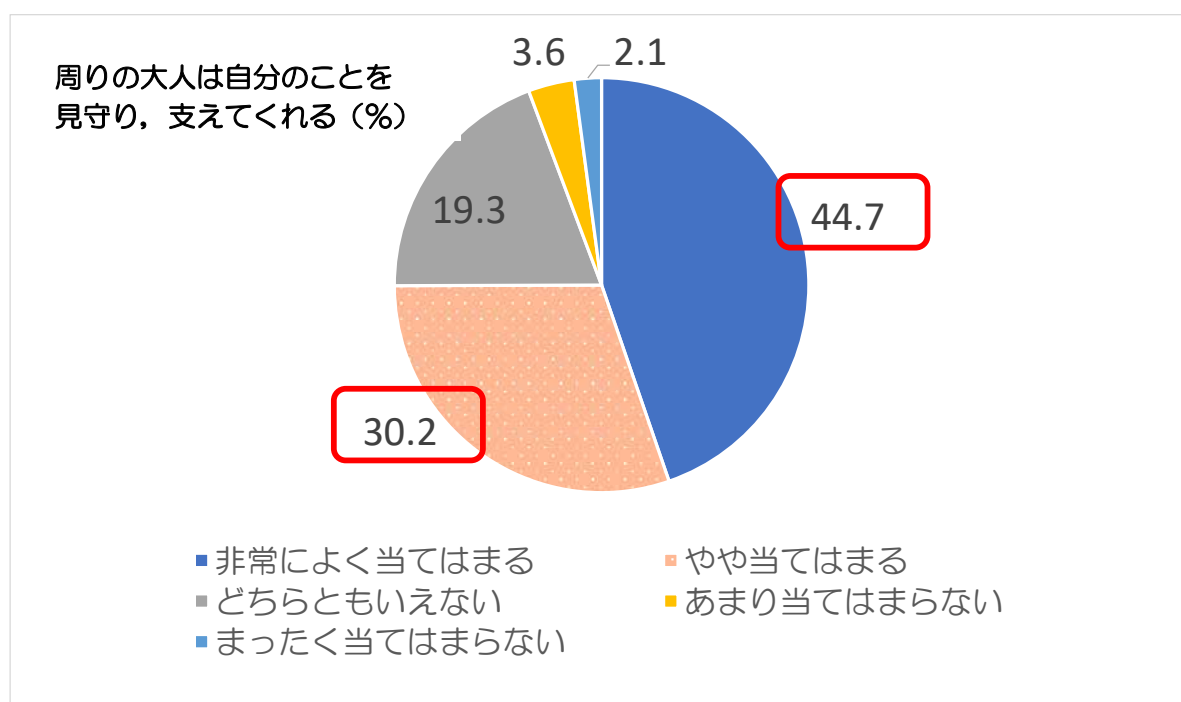
<主なもの>

- 自分の将来に明るい希望を持っている子どもの割合は 75.3%
- 周りの大人に見守り・支えられていると感じる子どもの割合は 74.9%
- 周りの大人に意見を伝えられている子どもの割合は 69.2%
- 将来の宇都宮の理想像は「安全」で「自然豊か」で「働きやすい」まち
- 理想のまちに近づくための自らの関わり方では「ボランティア活動を通して貢献」が最多
- 結婚をしたくない子どもの割合は、約 15%

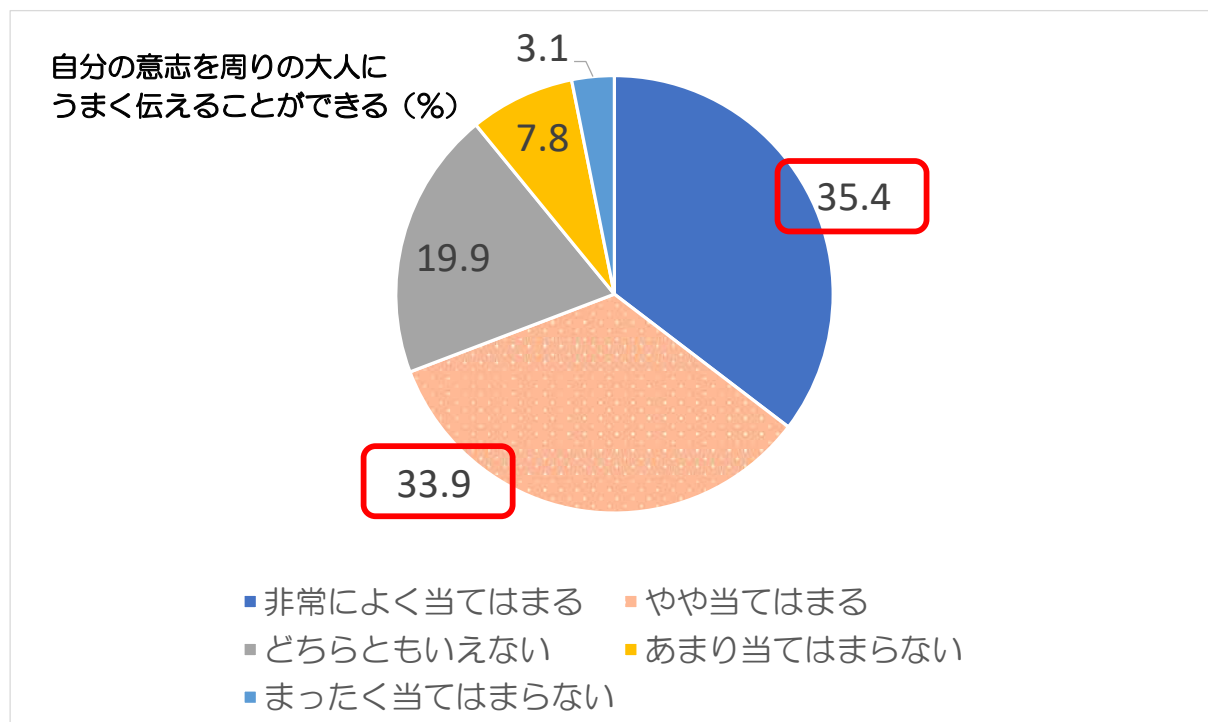
○ 自分の将来に明るい希望を持っている子どもの割合は、75.3%



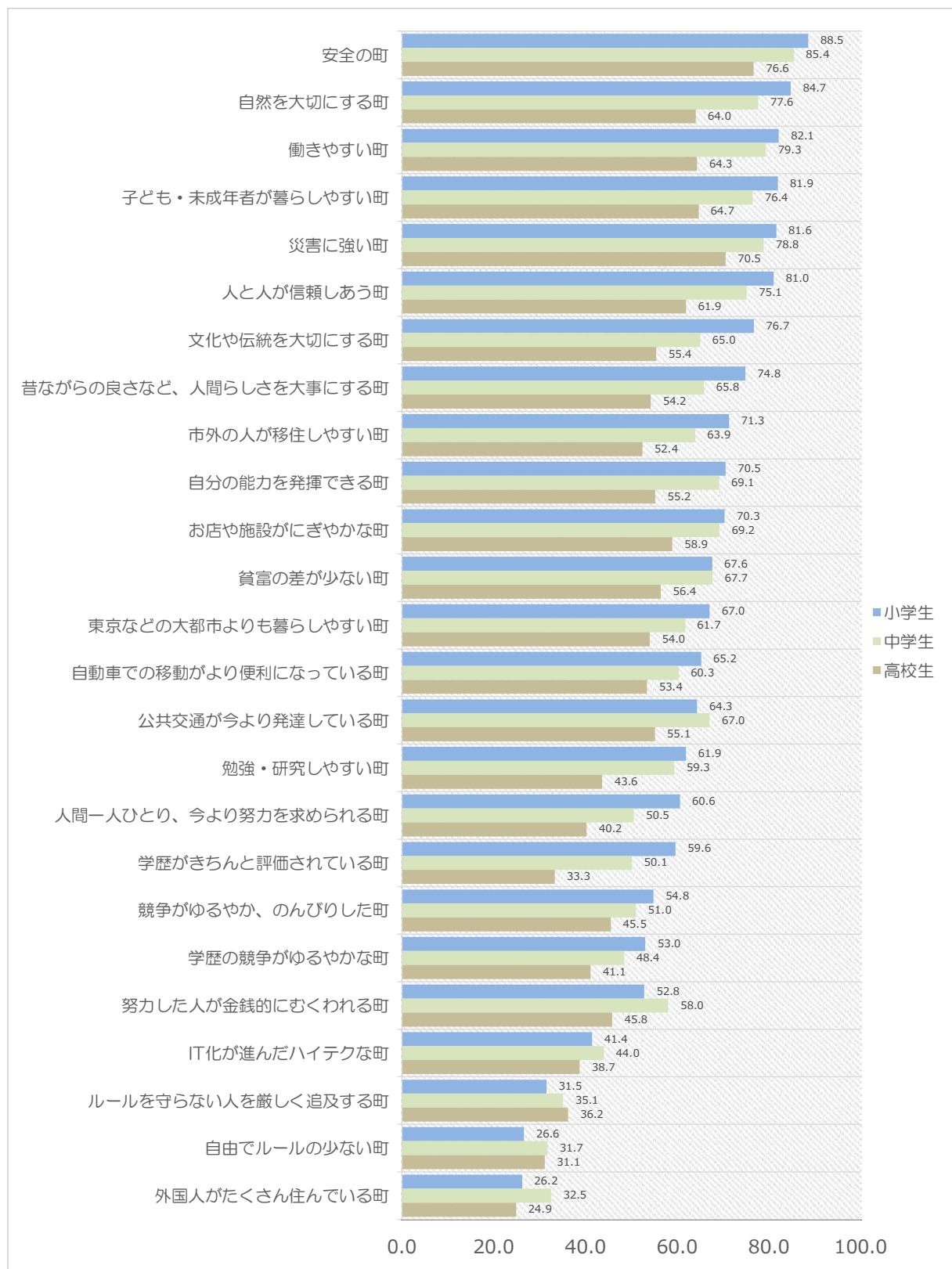
○ 周りの大人に見守り・支えられていると感じる子どもの割合は、74.9%



○ 周りの大人に意見を伝えられている子どもの割合は、69.2%

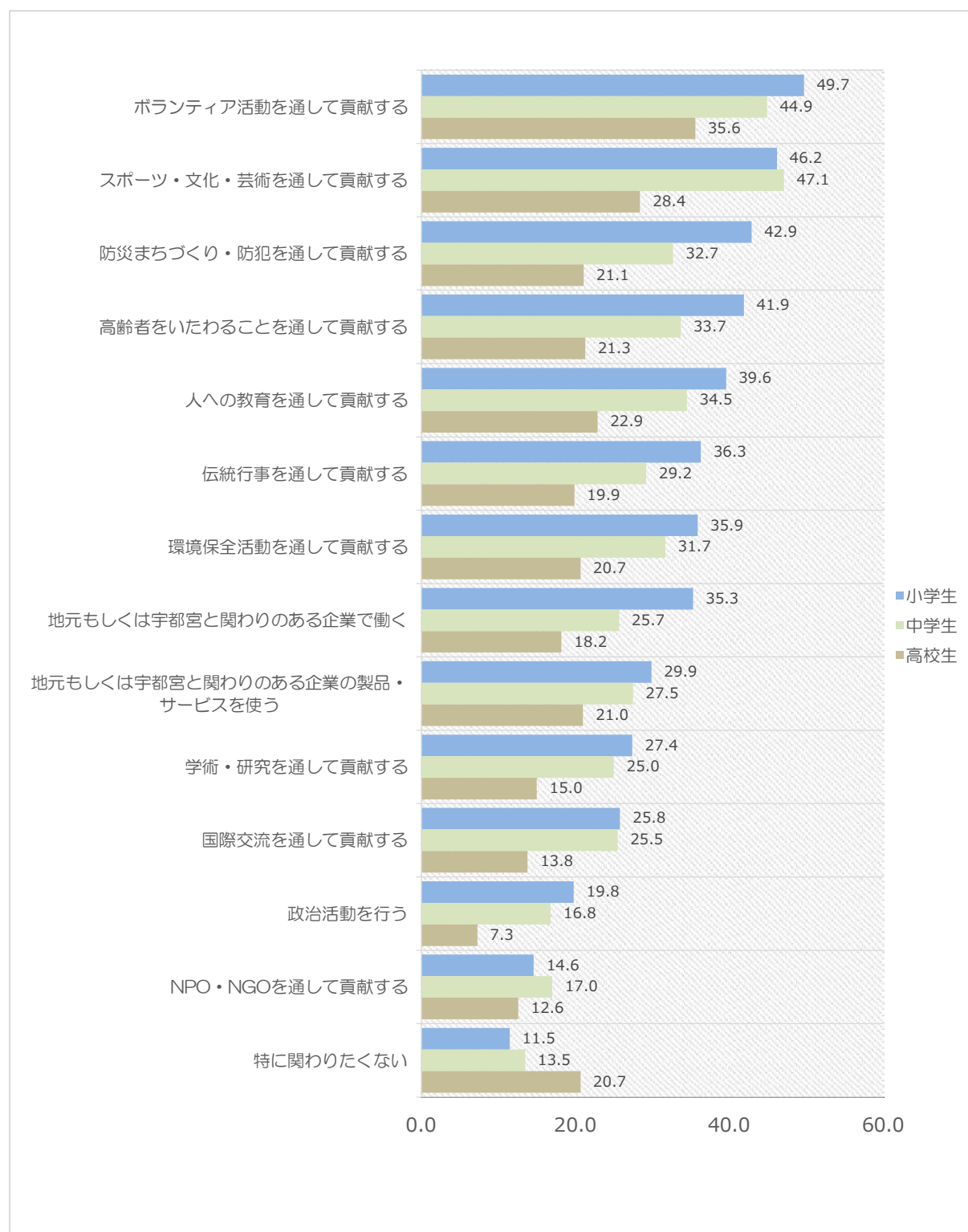


○ 将来の宇都宮の理想像は、「安全」で「自然豊か」で「働きやすい」まち

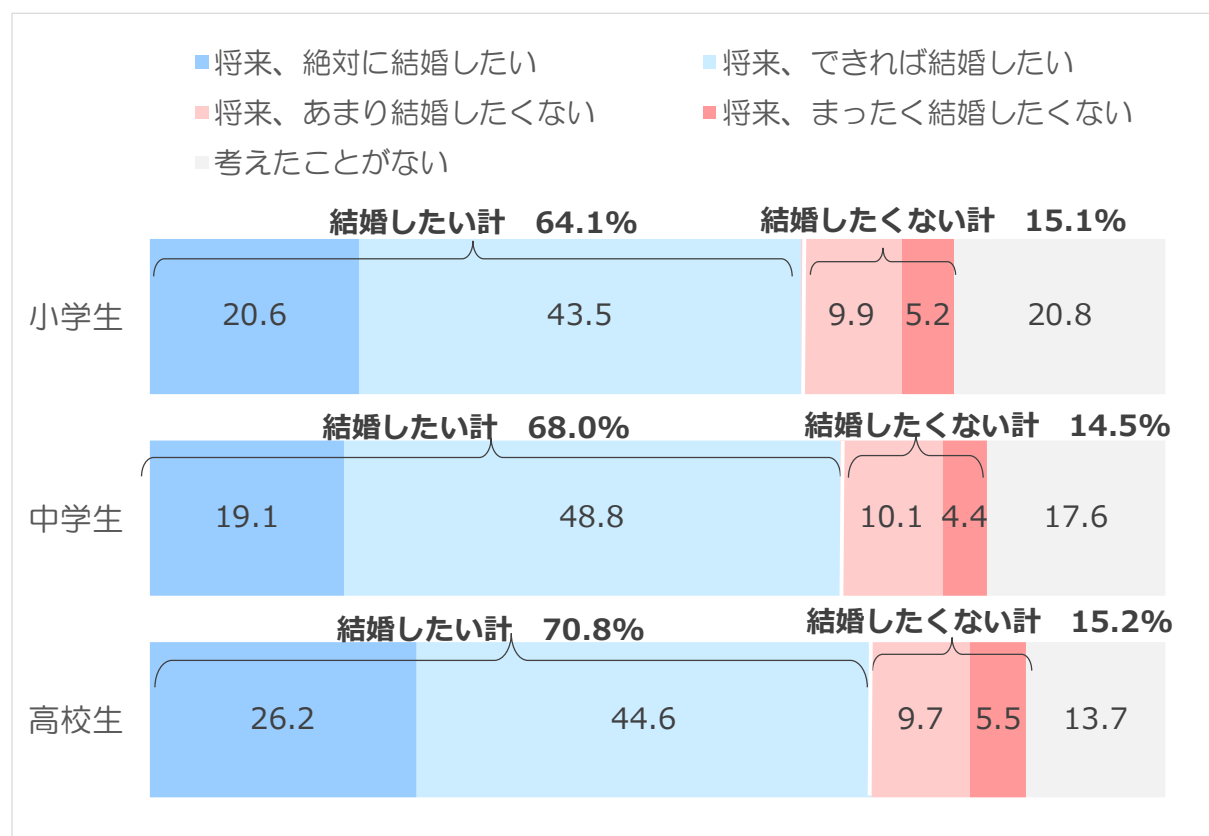


⇒ 将来、定住を希望する人と転出を希望する人の比較では、定住希望者は「自動車移動の利便性」が高く、「文化・伝統」を大切にし、「働きやすい」まちをより強く希望する傾向がある。

○ 理想のまちに近づくための自らの関わり方では、「ボランティア活動を通して貢献」が最多



○ 結婚をしたくない子どもの割合は、約 15%



⇒ 現在の家族の満足度が高いほど、また、母親や父親と過ごす時間が長いほど結婚意向が高くなっている。また、友人や学校の先生などとの「親密度」や現在感じている「幸福度」，「安心できる居場所の有無」などとも密接な関係があると思われる。

7 多様な子ども・若者への直接の意見聴取結果

＜主なもの＞

- 要望の主な回答は「交通」に関すること。
- 意見を聴かれることについては、半数以上が「前向き」に捉えている。
- 「周りの大人に見守り、支えられていると感じている」子ども・若者が約9割いる一方で、「周りの大人に自分の気持ちや考えを伝えることはできている」と回答した子ども・若者は、6割にとどまる。

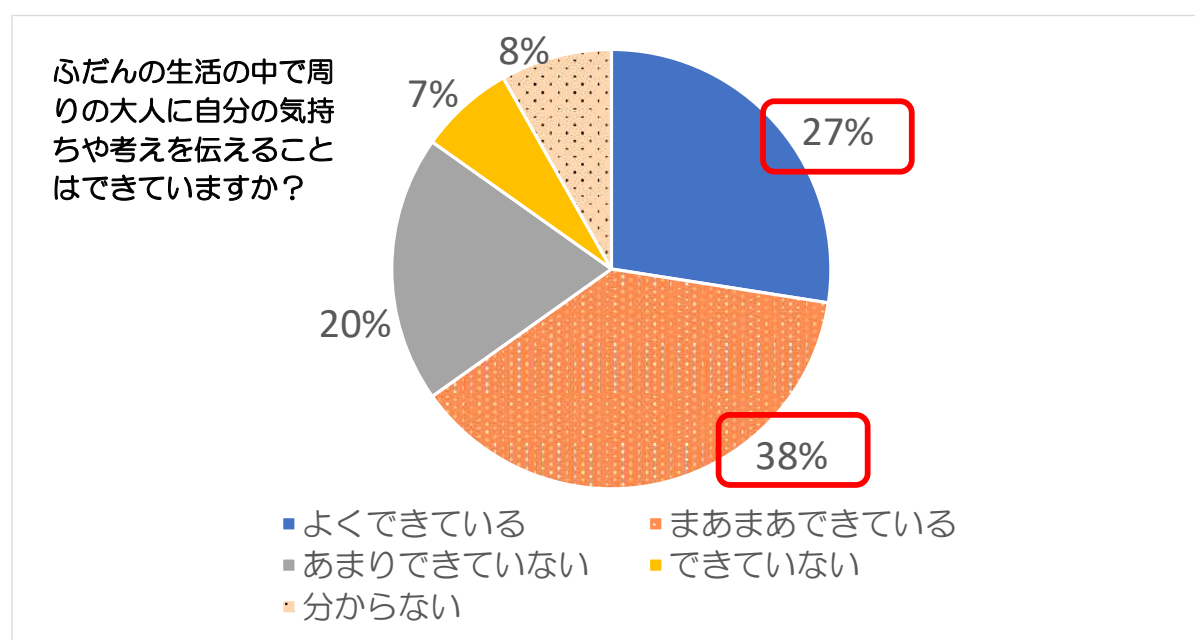
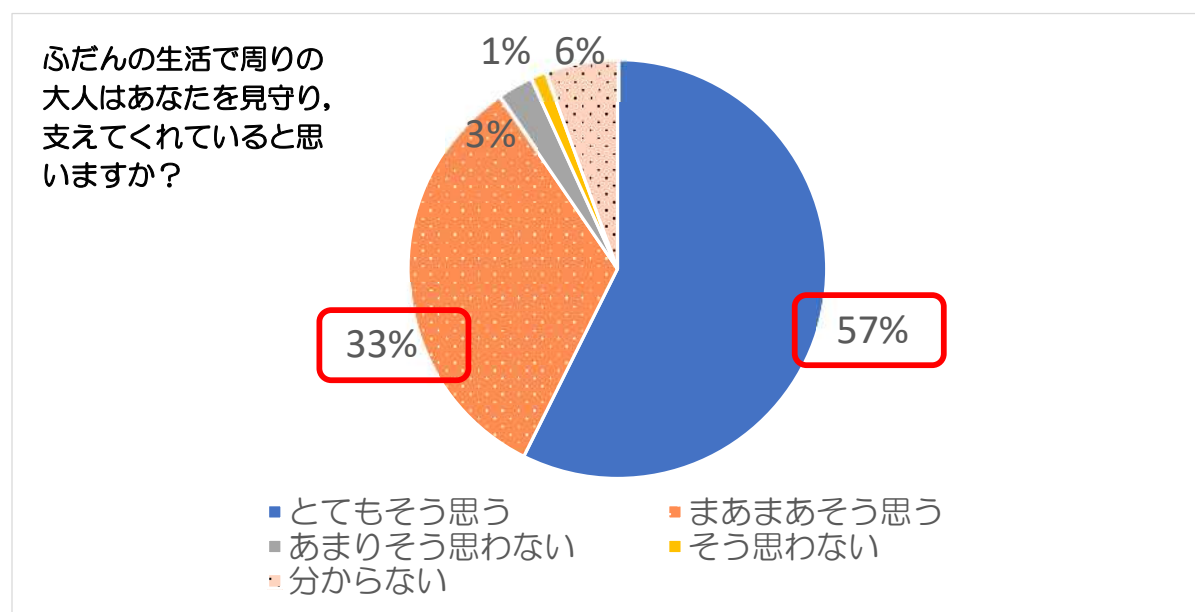
○ 要望の主な回答は「交通」に関すること

⇒ 「渋滞」や「バスの運行本数」，「自転車走行帯の拡幅」など，交通に関する要望が多く，次点で，「商業・娯楽施設，飲食店」の要望が多い。その他，「障がいのある子どもたちが気兼ねなく遊べる公園や屋内の遊び場，プールなどの施設」，「バリアフリー」関連の要望もあった。

○ 意見を聴かれることについては，半数以上が「前向き」に捉えている。

⇒ 「考えるきっかけになった」や「意見を出し合うことは良いことだ」，「聞いてくれて嬉しかった」など肯定的な意見が多い中，少数ではあるものの「言葉にできない子どもには意味がない」や「なんて答えればいいのか分からなかった」などの意見も見られた。また，「意見を聴くだけでなく実行してほしい」のように，意見が反映されることに期待する声もあった。

- 「周りの大人に見守り，支えられていると感じている」子ども・若者が90%いる一方で，「周りの大人に自分の気持ちや考えを伝えることはできている」と回答した子ども・若者は，65%にとどまる。



⇒ 意見を伝えやすい手法として，オンラインもしくは紙での「アンケート調査」や「HPやSNSなど意見を言える窓口の設置」，「意見箱の設置」などの意見が多い一方で，直接施設を訪問して「対面でヒアリング」することが望ましいとの意見もあった。

8 イノベーション miya コース会議で提言された意見

令和6年度イノベーション miya コース会議に参加した小学生から大学生19名が、「理想のうつのみや像」をテーマに本市に提言した内容は以下のとおり。

《子どもの権利》

- 多様性を認め、差別をしないまち
- 子どもたちも子どもの権利について考えるまち

《健全育成（遊び・学び）》

- 子どもが天候に左右されずに遊べるまち
- 子どもが思いっきり遊べるまち
- 子どもたちがいきいきと過ごせるまち
- 小学生が気軽に勉強や自習をしに行けるまち
- 子どもが自由にのびのびと学習できるまち
- 学生と社会人の繋がりが広がっていくまち
- グローバルな最先端技術産業のあるまち
- すべての子どもが自分らしくいられる支援を受けられるまち

《子育て支援》

- 地域の人が子育てを支援するまち
- 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるまち
- みんなが結婚して子どもを産んで家庭をもちたいと思えるまち

《安全・安心》

- 子どもが安心して登下校できるまち
- 誰もが安全安心に暮らせるまち
- 事故なく安心してずっと暮らせるまち
- 自転車に優しいまち
- 公園やお店などに、子どもだけで安心して行けるようなまち
- 事故・事件が少なく、だれもが安心して暮らせるまち

第3章

課題の整理

第3章 課題の整理

国の動向や子育て環境を取り巻く状況の変化，現行計画の取組状況，子ども・若者への意見聴取の結果などを踏まえ，後期計画で対応すべき課題を「子ども施策全般に係る課題」と「対象者（「子ども・若者」，「子育て家庭」，「地域・企業」）別に見た課題」に分類しました。

1 子ども施策全般に係る課題

対 象	課 題	課題の概要
全 体	少子化対策の推進	【国の動向】 「こども未来戦略」においては，2030年を目途として少子化・人口減少のトレンドを反転させるため，これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を示した。この中で，少子化の要因として「不安定な雇用環境」や「若い世代の低い所得」，「出会いの機会の減少」などを挙げている。 【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では，「こども未来戦略」でも少子化の大きな要因の1つとして指摘されている未婚化・晩婚化の進行を背景とした少子化が進行している。 【子どもと子育て家庭等に関する調査結果】 - 本市では，「希望出生率」が低下した。「未婚」かつ「結婚意向がある」女性の将来の「理想の子どもの数」の数値が減少していることが主な要因である。 ⇒ 雇用環境や居住環境の安定を図り，社会的基盤を確保するとともに，「結婚，妊娠・出産，子育て，教育，子どもの自立までの切れ目のない支援」により，少子化対策を推進する必要があります。

子どもの貧困対策
の推進

【国の動向】

- ・ 「こども大綱」においては、「子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む必要がある」とされている。

また、市町村こども計画においては、「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、「居場所づくり」などを施策に位置付けることが期待されている。

【子どもと子育て家庭等に関する調査結果】

- ・ 本市では、将来的に「経済的貧困」に陥る可能性が高い「関係性の貧困」にある子どもの割合が増加した。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたこともあり、周囲の大人との関係性の構築が困難な子ども・若者が増加した。

【子ども・若者への意見聴取】

- ・ 子ども・若者の意見として、居場所や様々な体験・経験機会の充実が求められている。

⇒ 子ども・若者の意見を幅広く聴きながら、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

相談支援体制の
構築・強化

【国の動向】

- ・ 改正「児童福祉法」や「こども大綱」においては、子育て世帯に対する包括的な支援体制の構築・強化が求められている。

【子育て環境を取り巻く状況】

- ・ 本市では、児童虐待やひきこもり、不登校、障がいのある子ども・若者などが増加傾向にあり、相談支援体制の強化が求められている。また、「地域共生社会」の実現を目指し「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」が策定された。

⇒ 子ども分野における包括的な相談支援体制の構築・強化を図る必要があります。

2 対象者別に見た主な課題

(1) 子ども・若者

対 象	対象者別に見た 主な課題	課題の概要
子ども ・ 若 者	子どもの権利を 尊重する環境づくり	【国の動向】 「こども基本法」において、基本理念の第1に子どもの権利擁護が規定されるなど、これまで以上に子どもの権利擁護が求められている。 【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では、子どもの権利を第1の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定した。 【子ども・若者への意見聴取】 - 子ども・若者の意見として、意見表明機会の充実が求められている。 ⇒ 子どもの権利を尊重する環境づくりを推進する必要があります。
	子どもの心豊かで 健やかな成長への支援	【国の動向】 - 成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律である「成育基本法」の基本方針を改正した。 【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では、地域の人々や、必要な支援に繋がりにくい在家庭児童が一定数存在している。 ⇒ 子どもが心豊かで健やかに成長できる支援を充実する必要があります。

	たくましい子どもの育ちと 若者の自立の支援	【国の動向】 ・ 「こども大綱」では、市町村こども計画において、「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、居場所づくりなどを施策に位置付けることを期待する、としている。 【子育て環境を取り巻く状況】 ・ 本市では、子どもの健全育成を第2の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定した。 【子ども・若者への意見聴取】 ・ 子ども・若者の意見として、居場所や屋内の活動の場、職業体験の機会、ボランティア活動に参加しやすくなる機会の充実が求められている。 ⇒ 子どものたくましい育ちや若者の自立に向けた支援を充実する必要があります。
	個別配慮が必要な 子ども・若者への支援	【子育て環境を取り巻く状況】 【前期計画の取組状況】 ・ 本市では、引きこもりや不登校、障がい児、児童虐待など、困難を抱える子ども・若者への相談支援体制の強化や、切れ目のない支援の充実が求められている。 【子ども・若者への意見聴取】 ・ 障がいのある子どもが気兼ねなく遊べる公園や屋内の遊び場などが求められている。 ⇒ 個別配慮が必要な子ども・若者への支援を充実する必要があります。

(2) 子育て家庭

対 象	対象者別に見た 主な課題	課題の概要
子育て 家庭	安心して 結婚、妊娠・出産できる 環境づくり	【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では、核家族化による子育て世帯の負担が増大しているほか、少子化の一因でもある晩婚化・晩産化が進行している。 - また、子育て支援を第3の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定した。 【子ども・若者への意見聴取】 - 子ども・若者の意見として、多様な子育てニーズに対応できる支援策が求められている。 ⇒ 安心して結婚、妊娠・出産できる環境づくりを推進する必要があります。
	結婚、妊娠・出産の 希望をかなえる支援	【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では、結婚願望がある若者は多いものの、その希望通りに、結婚に至っていない状況が見られる。 ⇒ 結婚の希望をかなえる支援を充実する必要があります。 【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では、結婚後は経済的負担や身体的・精神的負担のほか、不妊などの理由により希望する子どもを持てない夫婦が多い。 ⇒ 妊娠・出産の希望をかなえる支援を充実する必要があります。

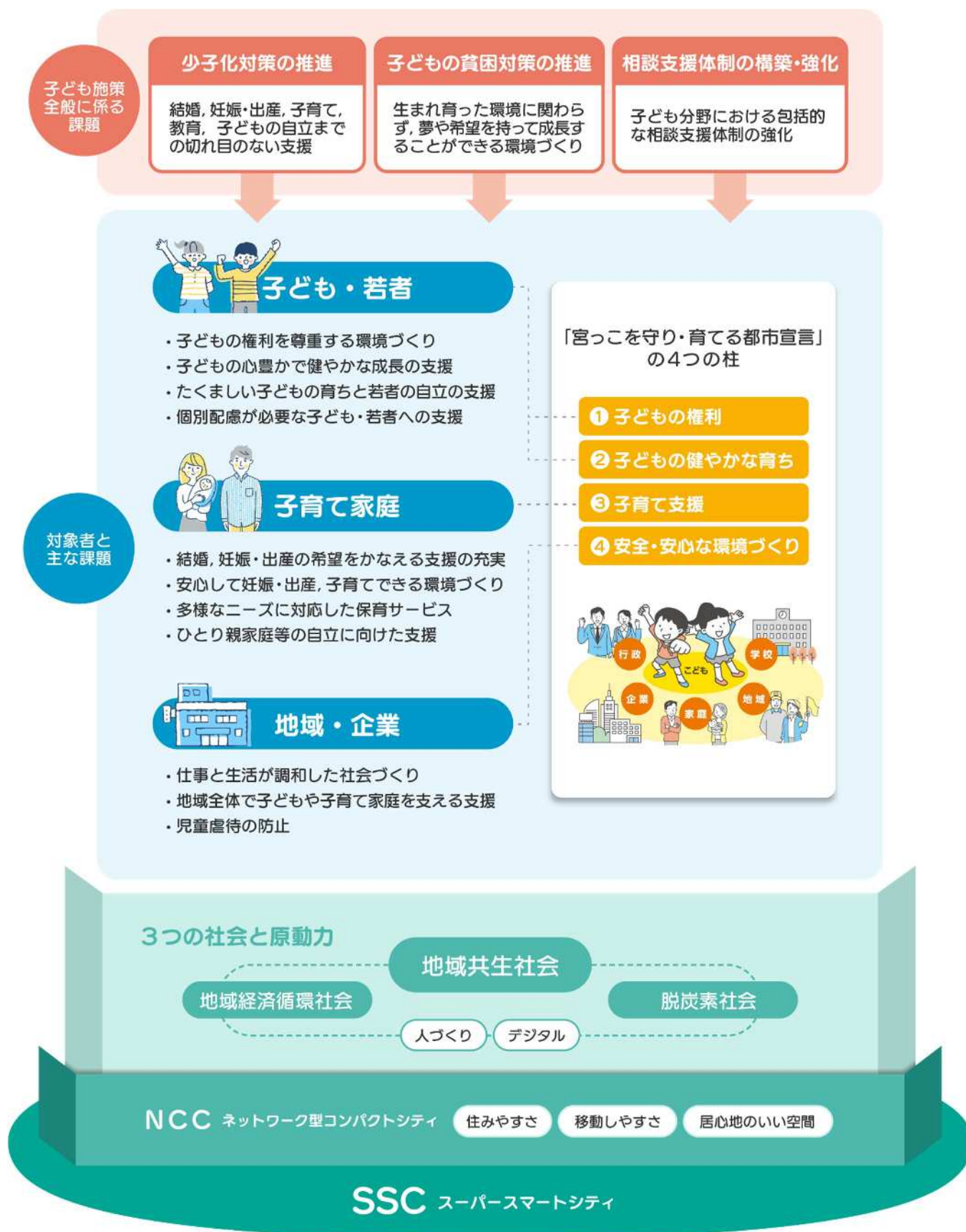
	多様なニーズに対応した 保育サービス	【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では、児童人口が減少する中であっても、保育ニーズは高い状態にある。 【子ども・若者への意見聴取】 - 子ども・若者の意見として、多様な子育てニーズに対応できる支援策が求められている。 ⇒ 多様なニーズに対応した保育サービスを充実する必要があります。
	ひとり親家庭等の 自立に向けた支援	【子育て環境を取り巻く状況】 国全体では、ひとり親世帯の貧困率は減少傾向ではあるものの、依然として大人が二人以上の世帯に比べると貧困率が高い状態にある。 ⇒ ひとり親家庭の生活や就労を支援する必要があります。

(3) 地域・企業

対 象	対象者別に見た 主な課題	課題の概要
地 域 ・ 企 業	地域全体で 子どもや子育て家庭を 支える支援	【子育て環境を取り巻く状況】 - 本市では、核家族化などにより、子育て負担が増大している。 - また、子どもの安全・安心を第4の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定した。 【前期計画の取組状況】 - 本市における子育て支援策の認知度向上に向け、効果的・効率的な情報発信が必要である。

		【子ども・若者への意見聴取】 子ども・若者の意見として、子ども・若者が安全・安心に過ごせる環境の整備が求められている。 ⇒ 地域全体で子どもや子育て家庭を支える取組を充実する必要があります。
	児童虐待の防止	【子育て環境を取り巻く状況】 本市では、児童人口が減少する中であっても、児童虐待相談件数は増加傾向にある。 ⇒ 児童虐待の防止に向け、地域全体で子どもを見守る必要があります。
	仕事と生活が調和した社会づくり	【子育て環境を取り巻く状況】 本市の子育て世帯においては、家事・育児時間やプライベートの時間を優先したい希望があるものの、現実では「仕事」を優先すると回答した割合が高い。 ⇒ 仕事と生活が調和した社会作りに向けた取組を推進する必要があります。

◎ 課題の全体像



第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・理想像・基本目標

整理した課題を踏まえた新たな「基本理念」を掲げ、「子育て」・「子育て」の未来都市を目指します。

また、「基本理念」が実現された姿の「理想像」を「子ども・若者」，「子育て家庭」，「地域・企業」の視点で描くとともに，「理想像」を実現するための「基本目標」を設定します。

基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく，夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに，すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを地域社会が一体となって目指します。

理想像

【子ども・若者の視点】

- ・ 子どもの権利が尊重される社会環境が整っています。
- ・ 年齢や発達に応じて，ふさわしい環境で養育されています。
- ・ 自主的・主体的に活動し，心身ともに健やかに育っています。

【子育て家庭の視点】

- ・ 結婚することや家庭・子どもを持つことを望む誰もが将来に夢や希望を描いています。
- ・ 妊娠や出産における精神的・身体的・経済的負担などが軽減され，安心して子どもを生み育てています。

【地域・企業の視点】

- ・ 地域社会全体で支え合い，すべての子どもや子育て家庭が安心して暮らすことができます。

基本目標

I：子ども・若者の視点

子どもや若者が個人として尊重され，心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

II：子育て家庭の視点

結婚，妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

III：地域・企業の視点

地域社会全体で支え合う，子どもが主役の社会の実現

2 プラン全体の目標指標

課題解決に向け、「プラン全体の目標指標」として以下の項目を設定し、「基本理念」の達成状況を管理していきます。

【プラン全体の目標指標】

- 「自分の将来に夢や希望を持てている」と思う子どもの割合

基準値 (R6)	⇒	目標値 (R11)
75.3%		100.0%

- 「周りの大人は自分を見守り，支えてくれている」と思う子どもの割合

基準値 (R6)	⇒	目標値 (R11)
74.9%		100.0%

- 「自分の意見や思いを周りの大人に伝えられている」と思う子どもの割合

基準値 (R6)	⇒	目標値 (R11)
69.2%		100.0%

- 希望出生率

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
1.49		1.72 以上

- 宇都宮市で子育てをしていきたいと思う親の割合

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
96.5%		100.0%



3 基本目標ごとの目標指標

「基本目標」ごとの「目標指標」として、市民の客観的な指標となる「市民満足度」，「成果指標」の双方に目標値を掲げ，市民にも分かりやすく進捗や達成状況を管理していきます。

【基本目標Ⅰ】

子どもや若者が個人として尊重され，心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

【目標指標】

- 市民満足度： 「子ども・若者の児童健全育成環境の充実」

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
23.2%		39.3%

- 成果指標①： 青少年総合相談において，自立に向けて環境が改善された
青少年の割合

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
48.6%		57.6%

- 成果指標②： 子どもの健全育成施設機能の利用者数

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
163,463 人		184,723 人

【基本目標Ⅱ】

結婚，妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

【目標指標】

- 市民満足度①： 「子育て支援の充実」

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
36.3%		38.7%

- 市民満足度②： 「結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実」

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
32.7%		37.5%

- 成果指標①： 3月1日現在の待機児童数

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
0 人		0 人

- 成果指標②： 妊娠・出産について満足している人の割合

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
92.0%		98.0%

【基本目標Ⅲ】

地域全体で支え合う、子どもが主役の社会の実現

【目標指標】

- 市民満足度：「子どもを守り育てる支援の充実」

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
23.7%		35.1%

- 成果指標①：地域で子育てを支援する人の数

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
1,627 人		1,800 人以上

- 成果指標②：男性の育児休業取得率

基準値 (R5)	⇒	目標値 (R11)
24.9% (参考値)		38.0%以上



第5章 計画の展開

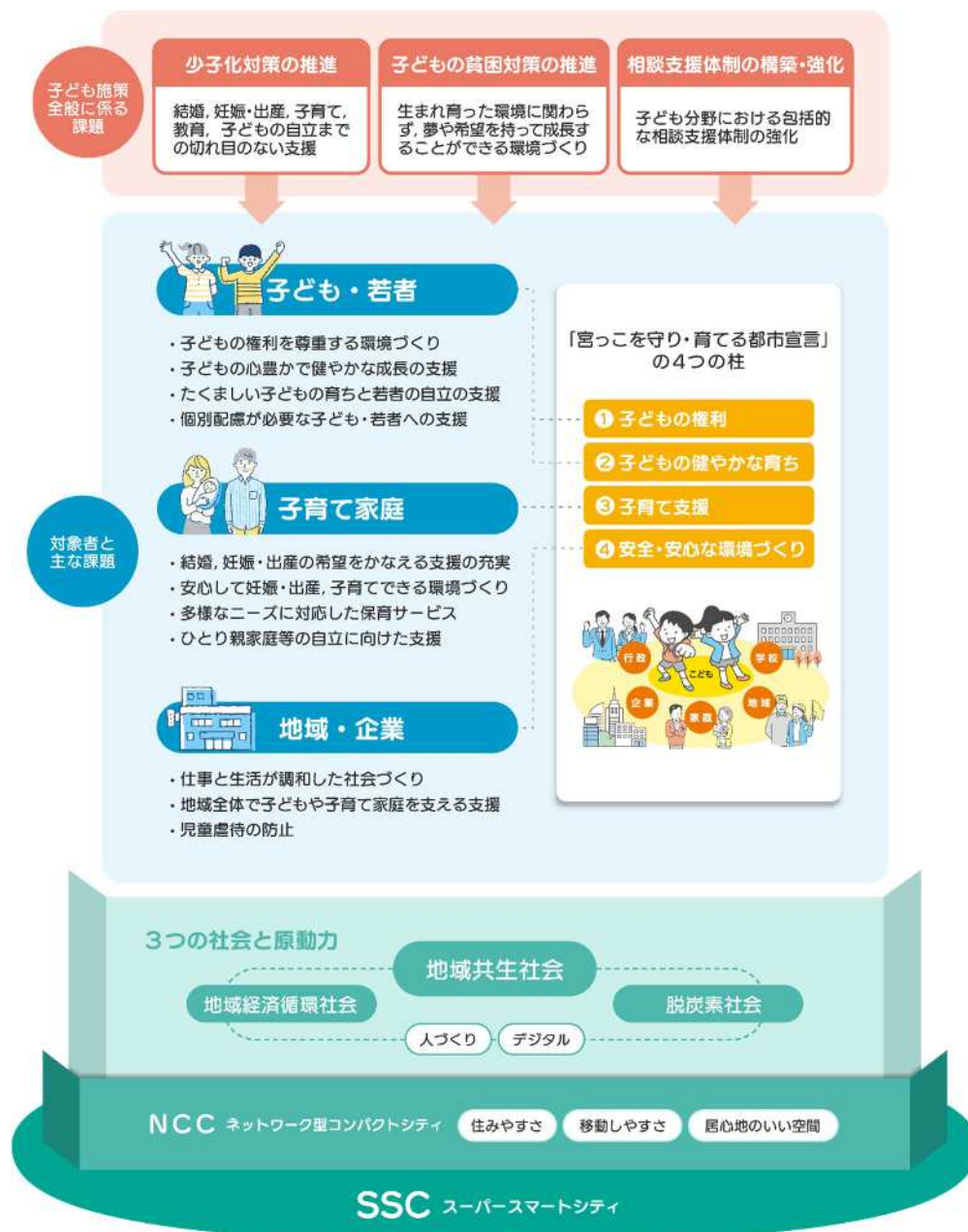
第5章 計画の展開

1 子ども施策全般に係る課題への対応

国の動向や子育て環境を取り巻く状況の変化、現行計画の取組状況、子ども・若者への意見聴取の結果などを踏まえ、後期計画で対応すべき課題を第3章「課題の整理」の中で、「子ども施策全般に係る課題」と「対象者（「子ども・若者」，「子育て家庭」，「地域・企業」）別に見た課題」に分類しました。

ここでは、「子ども施策全般に係る課題」として分類した「少子化対策の推進」，「子どもの貧困対策の推進」，「相談支援体制の構築・強化」の3つの課題について、今後の対応に向けた基本的な考え方を示します。

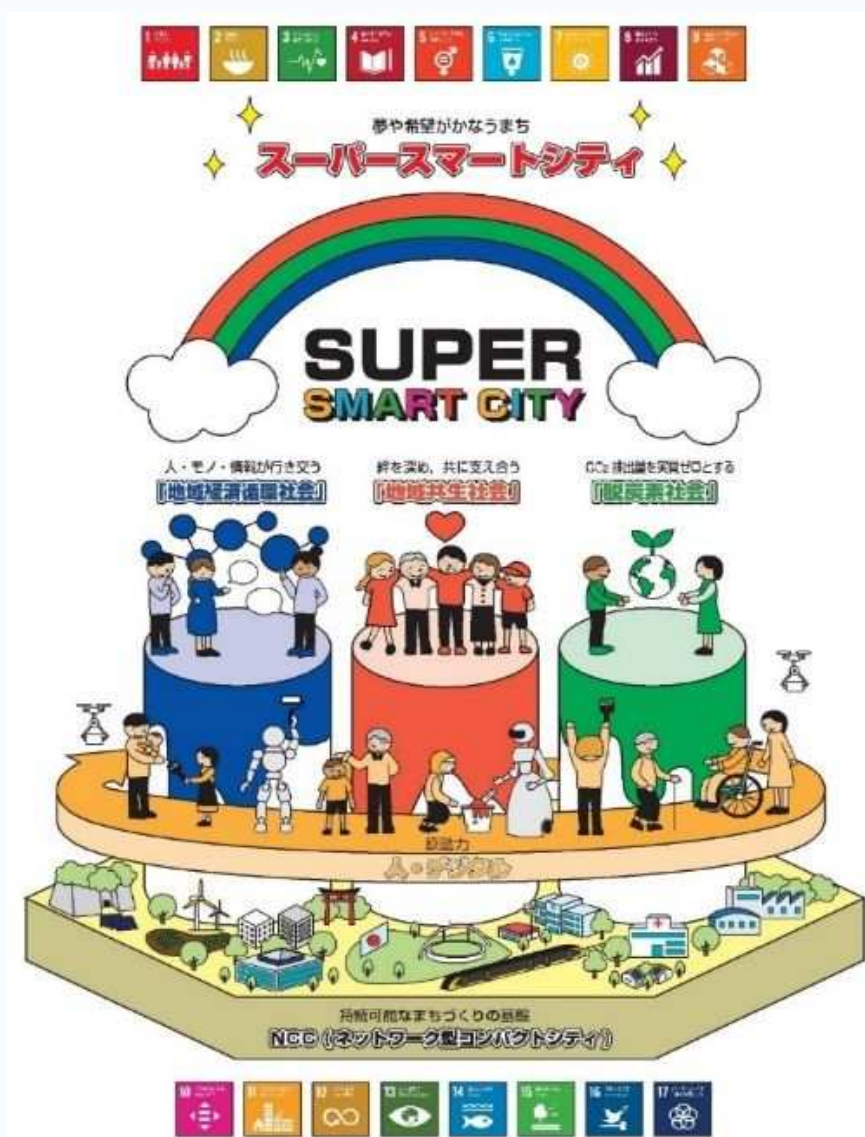
今後、この考えを踏まえ、各課題に対する取組の充実を図ります。



【コラム】スーパースマートシティ ～3つの社会と原動力～

宇都宮市は、100年先も発展し続けるまちの姿「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」を土台に、『絆を深め、共に支え合う「地域共生社会」』、『人・モノ・情報が行き交う「地域経済循環社会」』、『CO2排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」』の3つの社会が「人」と「デジタル」を原動力に発展を続け、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち、「スーパースマートシティ（SSC）」の実現を目指しています。

SSCの実現に向け、子ども・子育て分野では、少子化対策の推進、子ども・若者や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援の充実、結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実などを図るとともに、地域社会全体で子どもを守り・育てる社会の創出に向け、オール宇都宮で取り組んでいきます。



(1) 少子化対策の推進

● 国における「少子化対策」の状況

近年、国の出生数は過去最低を更新し続けており、2060年頃には50万人を割り込むと予想されています。

このような中、国では令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、少子化は、「若年人口が急激に減少する2030年までに、我が国の持てる力を総動員し、不退転の決意で取り組まなければならない最大の危機」であるとしており、これまで少子化対策の中心であった「子ども・子育て世帯を対象とする支援」や「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」などに加えて、若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできないとの考えのもと、「若い世代の所得の向上」を初めて明確に打ち出しました。

● 本市における「少子化」の課題と今後の取組方針

本市における少子化対策については、これまで、子育てに対する不安や負担を軽減するための「子育て」支援と子どもたちが心身ともに健やかに育つための「子育て」支援を中心に取り組んできましたが、出生数は、直近のピークである平成27年度の4,848人から急激に減少を続け、令和4年度には3,309人と7年間で約1,500人(約32%)減少している状況であり、国と同様に、少子化の流れに歯止めをかけるには至っていません。

これまでの取組結果や現状を踏まえた分析によると、本市における少子化の主な原因は、未婚化や晩婚化、有配偶出生率の低下であり、特に未婚化と晩婚化の影響が大きいことが明らかとなっています。

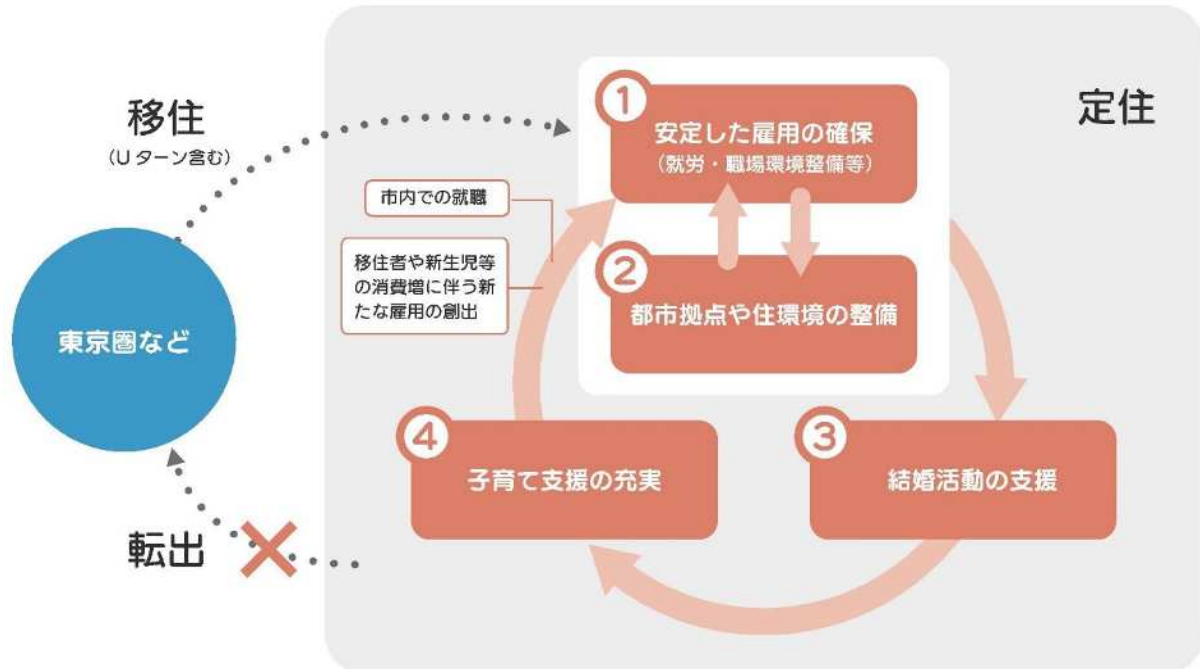
また、本市のアンケート結果によると、若い世代の約8割の未婚男女が、いずれ結婚することを希望しており、また、既婚の夫婦は、2人以上の子どもを育てることを理想としている一方、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、こうした希望や理想が叶わない状況にある主な要因は、「不安定な雇用環境」と、「若い世代の低い所得」、「出会いの機会の減少」であると捉えています。

こうしたことを踏まえると、安定した生活には、若い世代の雇用と所得環境の安定を図る「経済的基盤を確保するための取組」や、住宅・交通・施設の充実など日々の生活や子育てがしやすい「都市拠点や住環境の整備」が必要不可欠です。

加えて、出会いの機会の創出などの「結婚支援」に取り組むとともに、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望や状況に応じて、社会全体で若い世代を支えることができるよう、結婚から妊娠・出産、子育てまでの「切れ目ない子育て支援の充実・強化」を図っていく必要があります。

このようなことから、本市では、以下の4つの視点に基づいた支援の充実を図るとともに、各分野の有機的な連携を強化することで好循環を生み出し、少子化対策を推進していきます。

《本市における少子化対策の4つの視点》



▲4つの視点に基づく少子化対策が生み出す好循環（イメージ）

《4つの視点に基づく少子化対策が生み出す好循環のイメージ》

- 安定した雇用や住みよい環境の確保により、宇都宮に安心して住み続けながら就職ができる若者や、進学等で転出した後に地元就職（Uターン就職）ができる若者が増えます。
- 安定した所得環境により、結婚や子育てを希望する若者が将来に対する展望を描きやすくなるとともに、若者の増加により、出会いの機会も充実することで、結婚や子どもを望む若者の希望がかないやすい環境が整います。
- 妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、宇都宮で子どもを産み育てる若者が増加します。
- 子育て家庭の増加による消費の拡大により、新たな雇用が生まれ、まちが活性化します。

少子化対策について、本計画では、「③結婚活動の支援」と「④子育て支援の充実」を中心に施策・事業を展開することとし、宇都宮市総合計画やその分野別計画と整合を図りながら、一体的に推進していきます。

宇都宮の子育て支援のココがスゴイ！

子どもを望む夫婦を支援！

出産直後のママの心と体をサポート！

不妊治療費助成制度

体外受精などの不妊治療費を助成します。

初回治療時の助成額
中核都市トップクラス

宇都宮市
オリジナル

初回

最大 45 万円
(保険適用分を含む)。

2回目以降

最大 30 万円
(保険適用分を除く)。

産後ケア・産後サポート

産後2週間と産後1カ月のすべての産婦を対象に産婦健診の費用(1回につき最大 5,000 円)を助成します。さらに、「育児に不安を感じている」などの、支援が必要なママには、産後ケアや産後サポートを実施します。

産後ケア

医療機関などへの宿泊や通所により休養の時間を確保し、心身の回復を図ったり、助産師の自宅訪問による授乳指導などを行います。

産後サポート

助産師などが自宅を訪問し、育児不安などを傾聴する、寄り添い支援を行います。



出産前後に経済的なサポート！

妊娠期からの切れ目ない子育て支援！

子育てでエキスパートが
プロの目線でアドバイス！

妊産婦医療費助成

出産前後にママが病気やけがなどで治療を受けた場合の負担額を助成します(対象は、健康保険が適用になる医療費)。

宇都宮市
オリジナル

助成期間の長さ
日本トップクラス

助成期間を県の制度から1カ月延長し、妊娠期～出産した翌々月までの負担分を助成。

もうすぐ38っ子応援事業

宇都宮市
オリジナル

子育てなどの悩みを解決するための伴走型の相談支援と、経済的支援を実施しています。

38っ子面接

妊娠8カ月の妊婦などに「もうすぐ38っ子面接」を実施。

38っ子応援金

出産応援金5万円・子育て応援金5万円に加え、本市オリジナルとして38っ子面接を受けた妊婦を対象に「もうすぐ38っ子応援金」3万円を支給。

宮っこ子育てコンサル

宇都宮市
オリジナル

市内の子育てサロン7カ所に、経験や専門性を持つ「宮っこ子育てコンサル」を配置。幼稚園、保育所、認定こども園や、一時預かりなどの子育て支援事業の中から、保護者が最適なものを選び、利用できるよう相談や情報提供をします。

◎ 「結婚・子育てするなら宇都宮 応援パッケージ」を展開！

本市では、こども医療費の助成による18歳までの医療費無償化をはじめ、新婚夫婦の住宅費用等の支援、妊産婦への医療費の助成、不妊治療費への助成など、独自の取組により、全国トップクラスの子育て支援を実施しています。

こうした取組のさらなる充実・強化を図り、多くの方々から、「結婚・子育てするなら宇都宮」と思ってもらえるよう、「出会い・結婚」から「妊娠・出産」、「子育て」、「教育」まで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を一体的に実施する政策パッケージとして取りまとめ、展開しています。

今後とも、これらの取組を着実に進め、安心して結婚・子育てできるまち宇都宮を実現していきます。

「共働き子育てしやすいまちランキング※」 でも上位を獲得！

＼ 安心して働ける！ ／

保育園に入りやすいまち

保育を必要とする子育て家庭が保育園などに入所できるよう「送迎保育事業」や「育児休業明け入所予約制度」など、保育サービスの充実に取り組み、4月1日時点の待機児童ゼロを8年連続で達成中です。

宇都宮市
オリジナル

多子世帯を応援

これまで第3子以降が対象だった保育料の無償化を、令和6年4月から、第2子以降に拡大。

＼ 18歳まで医療費無料！ ／

こども医療費助成

満18歳到達後の年度末までの子どもが、病気やけがで治療を受けた場合の医療費を助成します。県内の医療機関において、窓口負担なしで治療を受けられます（対象は、健康保険が適用になる医療費）。

＼ 家庭でも学校でもない第3の居場所 ／

宮っこの居場所

子どもたちが行きたい時に気軽に行けて、地域の大人の見守りのもと、自由に遊んだり、宿題をしったりしながら、安心して過ごすことができる場所です。

子どもの居場所

小・中・高校生であれば、誰でも自由に利用できます。

親と子どもの居場所

子どもと一緒に保護者も利用でき、子育ての悩み相談などできます。

子育て

＼ 病気の時でも安心！ ／

病児保育

子どもが病気で保育園や小学校へ登園・登校ができず、保護者が仕事などで育児ができない場合に、乳幼児～小学6年生を対象に、日中、専用施設で預かります（要予約・有料）。

病児保育送迎対応（お迎えサービス）

保育園などで体調不良となった子どもを、保護者の代わりに迎えに行き、病児保育施設で預かります（要事前登録。対象：乳幼児）。

＼ 忙しいママパパをサポート！ ／

子どもの送迎支援・一時預かり

ファミリーサポートセンター事業

生後6カ月～中学生の子どもを対象に、子育ての援助をしたい人と、子育ての援助を受けたい人が会員になって、児童の預かりや、習い事の送迎支援などを相互に行いながら、子どもたちの健やかな育ちを地域でサポートします。

一時預かり保育（ゆうあいひろば）事業

生後6カ月～小学校就学前の子どもを一時的に預かり、保育を行います（要予約・有料）。

宇都宮市
オリジナル

多子世帯を応援

ファミリーサポートセンター事業と一時預かり保育（ゆうあいひろば）事業の第2子以降の利用料を全額補助しています。（第2子については未就学児が対象。）

◎ 「結婚・子育てするなら宇都宮」

プロモーション展開中！

学生や子育て世代などの若い世代をターゲットに、本市における結婚や子育てに関する様々な支援について知ってもらうため、若い世代に人気のイラストレーターを起用し、市内の中学・高校・大学生や子育て世代の意見を反映させながら作成したポスターやチラシ、リーフレット、CM動画等の様々な媒体を活用したプロモーションを展開しています。



※ 出典：『自治体の子育て支援制度に関する調査』（「日経 xwoman」×日本経済新聞社）

(2) 子どもの貧困対策の推進

● 国における「子どもの貧困」の状況

令和4（2022）年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」結果によると、令和3（2021）年時点での相対的貧困にある家庭で育つ子どもの割合（以下、「子どもの貧困率」という。）は11.5%であり、約9人に1人の子どもが貧困状態にある家庭で生活している状況にあります。

こうした、貧困状態にあり、社会的に孤立しがちな家庭に暮らす子ども・若者は、経済的な困窮だけでなく、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など、複合的な問題を抱えやすいと言われており、国においては、「こども基本法」や「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、各種施策・事業を展開しています。

● 「貧困」の種類とこれまでの「子どもの貧困対策」の位置付け

本市では、「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン（R2.3）」の策定に向けて実施した「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査（H30）」において、子どもの貧困の種類は、「経済的な貧困」だけではなく、家庭の世帯収入の状況とは関係なく、子どもがモノや教育、経験、人とのつながりなどに恵まれていない状態にある「関係性の貧困」があることを明らかにしたところであり、「関係性の貧困」にある子どもは将来的に「経済的貧困」に陥る可能性が高まることから、将来の経済的貧困を予防するため、現在の「経済的貧困」のみならず「関係性の貧困」の解消にも取り組んできました。

「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」では、経済的な貧困対策と関係性の貧困対策を含む「子どもの貧困対策」を分かりやすく体系的に整理し「子どもの貧困対策プロジェクト」として位置付け、推進してきました。（本プロジェクトは「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」として位置付けています。）

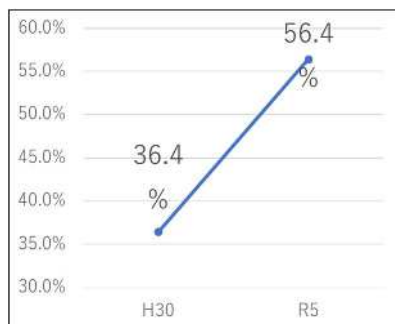
《「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査（H30）」の結果概要》

- 家庭の経済状況に関わらず、子どもにとって望ましい生活習慣や経験の機会に恵まれない「関係性の貧困」にある子どもが存在する。
- ただし、「経済的貧困」にある家庭の子どもは、より「関係性の貧困」になりやすい傾向がある。
- 「関係性の貧困」にある子どもは、自分に自信が無く、前向きな気持ちになれず、また将来に対して悲観的な考えである（自己肯定感が低い）傾向がある。
- 貧困・非貧困に関わらず、親に学習習慣や生活習慣がない場合、子どもにも習慣が無い傾向があると同時に、「経済的貧困」の保護者は、子どもの頃、「関係性の貧困」であった場合が多いことから、「関係性の貧困」は親から子に連鎖する。

≪「子どもと子育て家庭等に関する調査（R5）」の結果概要≫

○ 関係性の貧困は H30 調査から 20.0pt 増加

⇒ 「周囲の大人との関係性の貧困」の数値が大きく増加している一方で、「体験や経験の関係性の貧困」の数値は減少している。

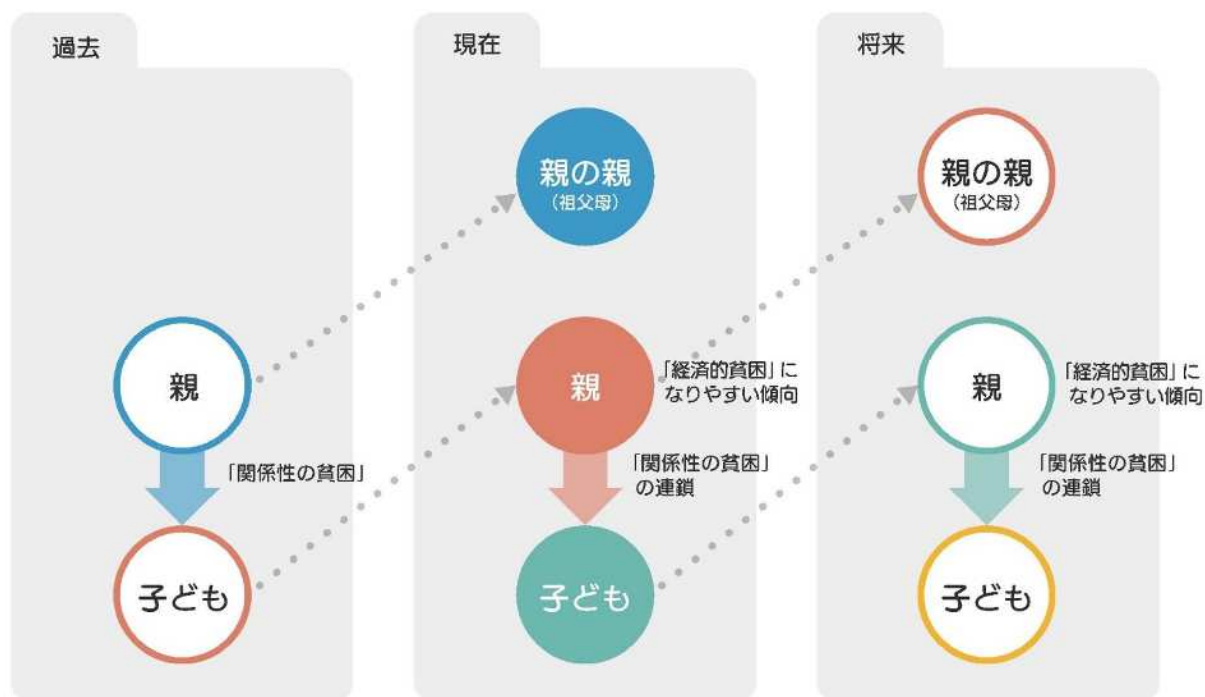


調査年次	家庭学習	経験や体験	生活習慣	親子関係	周囲の大人	関係性の貧困
H30	18.2%	6.3%	14.7%	7.6%	7.4%	36.4%
R5	23.6%	3.1%	17.4%	10.3%	25.6%	56.4%
増減	5.4%	▲3.2%	2.7%	2.7%	18.2%	20.0%

◀ 関係性の貧困率

▲ 関係性の貧困率を構成する項目

※ 「地域など周囲の大人との関係性の貧困」の項目については、コロナ禍での外出制限や地域でのイベントの中止など、地域の大人と触れ合う機会が減ったことが大きく影響しているものと想定される。



▲ 貧困の連鎖（イメージ）

● 本市における「子どもの貧困対策」

平成 30 年度の調査結果から、子どもたちが自分に前向きな気持ちを持ち、将来に夢や希望を抱けるよう（自己肯定感を高められるよう）にするために取り組むべき課題（「関係性の貧困」の解消に向けた課題）は以下の 5 つに収斂されます。

- ① 子どもが学習習慣を身に付け、学校の成績が高められるよう「家庭学習の支援」が必要です。

- ② 子どもが経験・体験や人とのつながり、やりたいことができるよう「機会を提供する支援」が必要です。
- ③ 子どもの食習慣などの生活習慣を整え、健康問題を引き起こさないよう「健康（生活習慣）に対する支援」が必要です。
- ④ 子どもの普段の生活は、基本的には親の考えや行動により決まるものであることから、「関係性の貧困」を防ぐためには、親が子どもに関心を持ち、愛情を与えられるよう「親への支援」が必要です。
- ⑤ 家庭の養育力の低下などから、親だけが子どもを守り育てるのだけでなく、子どもが過ごす学校や地域など「地域全体で見守る」ことが必要です。

上記 5 つの課題及び経済的な貧困への対応として、将来、経済的に困窮する家庭を最小化できるよう、現在の子どもや子育て家庭に対する貧困対策を効果的・効率的かつ総合的に講じるため、6 つの支援を施策の柱とし、引き続き、子どもや子育て家庭に対する支援の充実・強化を計画的に推進していきます。

《 6 つの支援の柱と主な事業 》

I 経済的支援

「こども医療費助成」，「自立支援給付金事業」，「実費徴収に係る補足給付事業」，「養育費確保支援事業補助金」，「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」，「ひとり親家庭支援手当」 など

II 学びの支援

「就学援助事業」，「大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金」，「生活困窮世帯等への学習支援事業」，「奨学金貸付事業」，「魅力ある学校づくり地域協議会活動の充実」，「スクールソーシャルワーカー活用事業」，「外国人児童生徒等への指導の充実」，「青少年の総合相談事業」 など

III 健康を支える生活習慣の支援

「要支援児童健全育成事業」，「宮っこの居場所づくり事業」，「幼児の肥満予防のための食育の推進」，「学校教育における食育の推進」 など

IV 体験・経験の機会を得られる支援

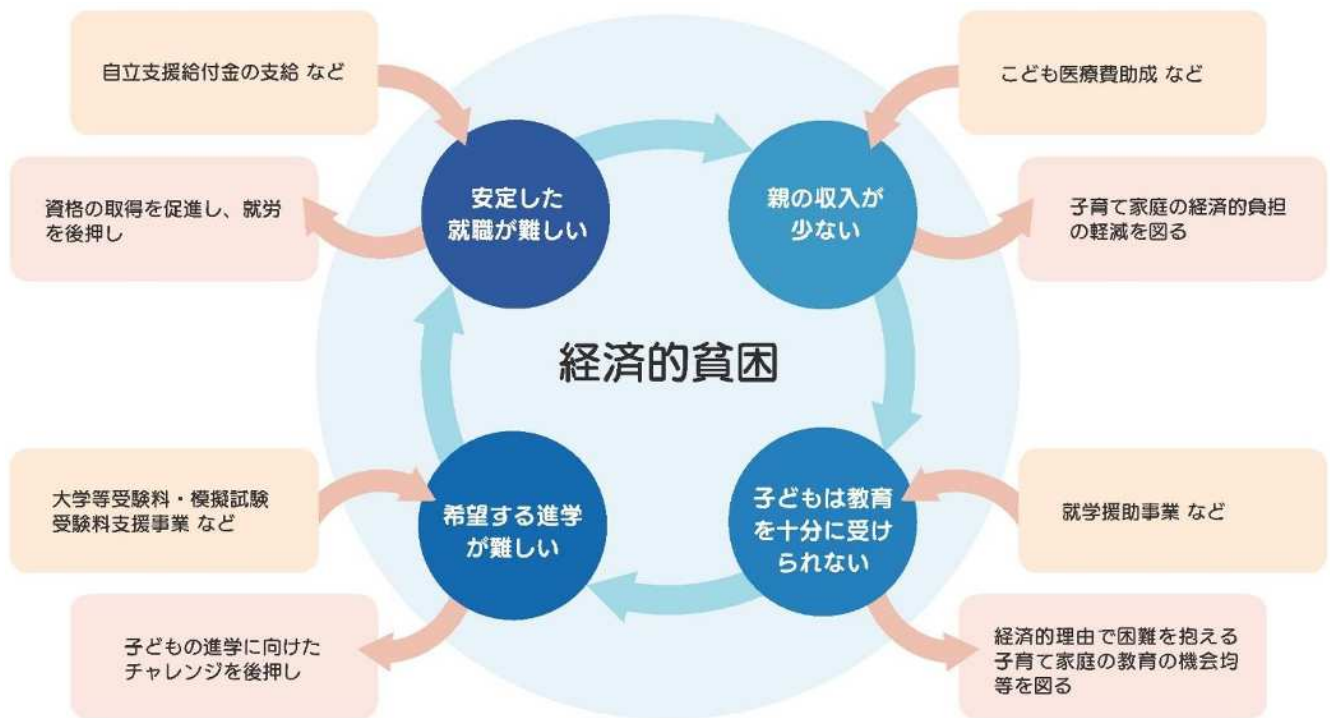
「職業体験事業『宮っこトライ』」，「宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室事業）」，「宮っこの居場所づくり事業」「障がい児通所支援事業の療育技術の充実強化」 など

V 親を支える支援

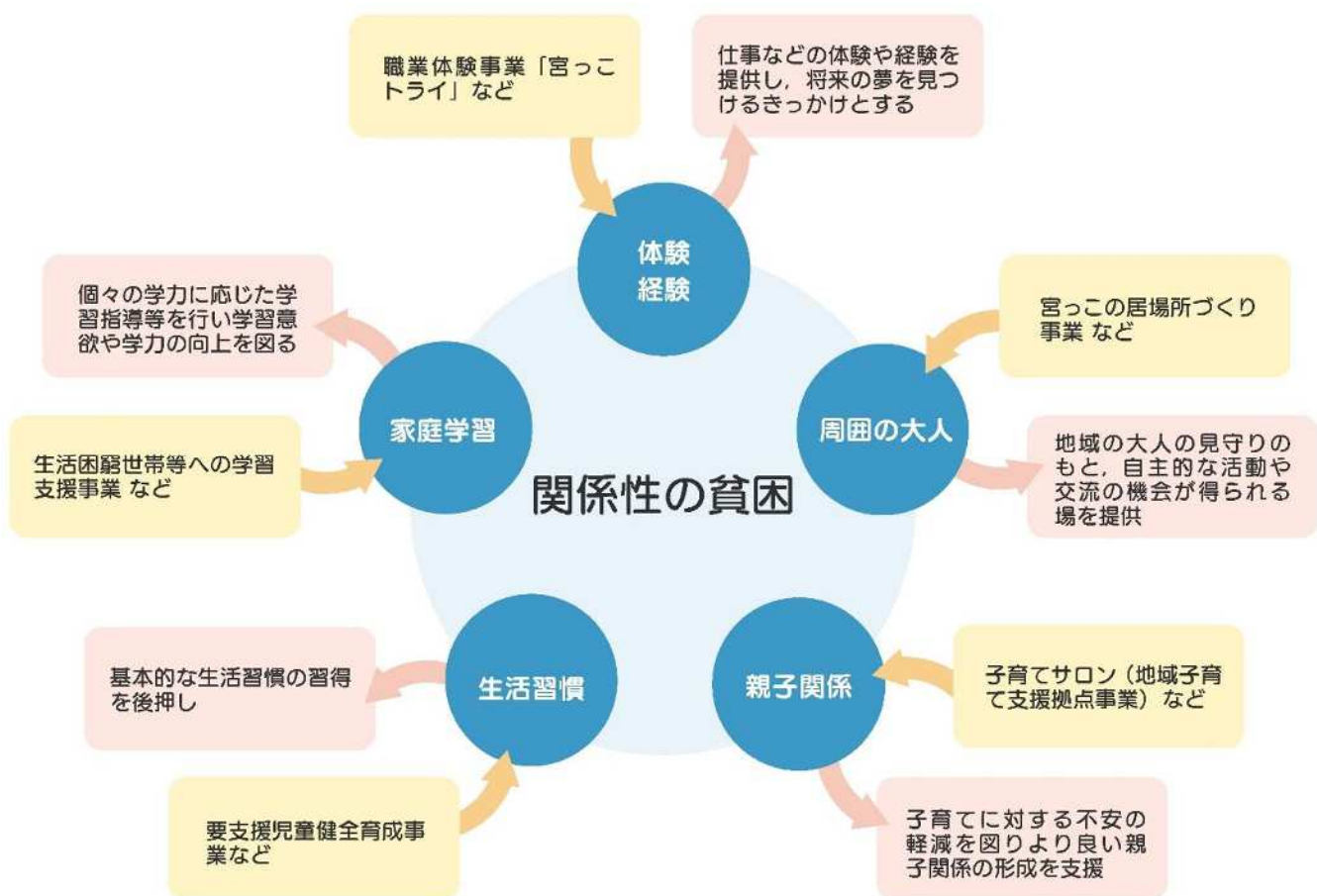
「子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）」，「子育て情報提供事業」，「宮っこの居場所づくり事業」，「教育・保育施設等による供給体制の確保」，「宮っ子ステーション事業（子どもの家事業）」 など

VI 地域で支える支援

「ファミリーサポートセンター事業」，「宮っこの居場所づくり事業」 など



▲経済的貧困の連鎖の解消に向けた取組（イメージ）



▲関係性の貧困の連鎖の解消に向けた取組（イメージ）

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

● 地域全体で支え合う「地域共生社会」

かつての地域社会には、ご近所付き合いが当たり前のようであり、その中で周囲の変化に気付いて助け合うという人間関係が身近にありました。しかし、現在では人口減少や少子高齢化が本格化するとともに、家族のあり方やライフスタイル、価値観などが多様化することによって、絆が薄れ地域社会での支え合いの基盤が弱まってきています。

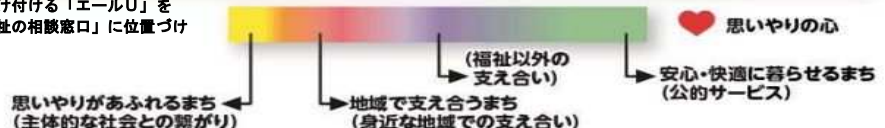
また、個人や世帯が抱える問題は複雑化・複合化し、「どこに相談したら良いかわからない」「相談することもできない」といった相談に苦勞してしまう現状もあります。

誰もが孤立せず安心して、いきいきと暮らすためには、人と人とがつながり、支え合うことが大切です。人との関わりが希薄になりつつある今こそ、つながりのある地域社会の再構築が求められています。

こうしたことから本市では、市民一人ひとりの暮らしの中で、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、誰もが「人」や「社会」とつながり、生きがいや役割を持って、「支えられる」とともに「支える」側にもなる助け合いの社会「地域共生社会」を実現するため、地域の多様な主体が、参画・協働しながら、複雑化・複合化した課題の早期発見・早期支援のための相談支援体制整備や、地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進しています。



※ 本市では、分野を問わず、あらゆる相談を受け付ける「エールU」を「共生型地域包括支援センター」と「保健と福祉の相談窓口」に位置づけています。



▲本市が目指す「福祉のまち」の姿（イメージ）【福祉のまちづくりプランより抜粋】

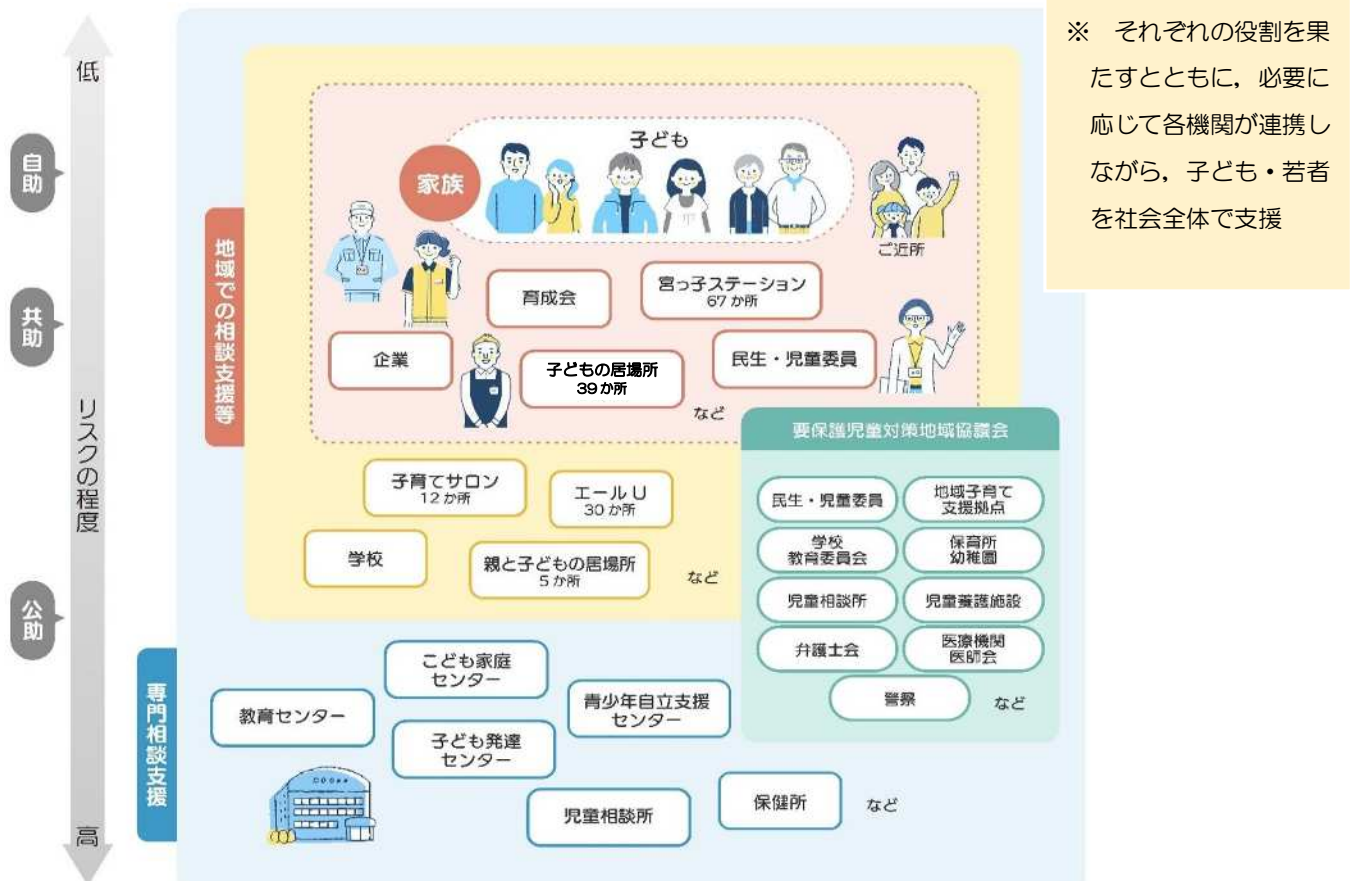
● 子ども・子育て支援における「地域社会の支え合い」

日常生活の中で起こる様々な問題は、まず、自分や家族の努力によって解決し（自助）、自分や家族で解決できない問題は、住民同士や関係機関・団体など、地域によって解決を図り（共助）、更に地域でも解決できない問題や行政が担うべき問題は行政で解決する（公助）といった重層的な取組が必要です。



子ども・子育て支援においても、子どもたちが夢をかなえるためには、まずは、子ども自身によるたゆまぬ努力や熱意などによって、チャレンジする機会を持つとともに、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する（自助）という基本的な認識の下、地域や企業、学校、行政など、社会におけるあらゆる担い手が、それぞれの役割を果たす（共助・公助）とともに、大きな課題や複雑化・複合化した課題については、より専門的な支援機関につなぐなど、相互に協力していくことが大切です。

すべての子ども・若者の最善の利益や豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていくという考えは、「宮っこを守り・育てる都市宣言（131 ページ参照）」の理念とも共通しています。



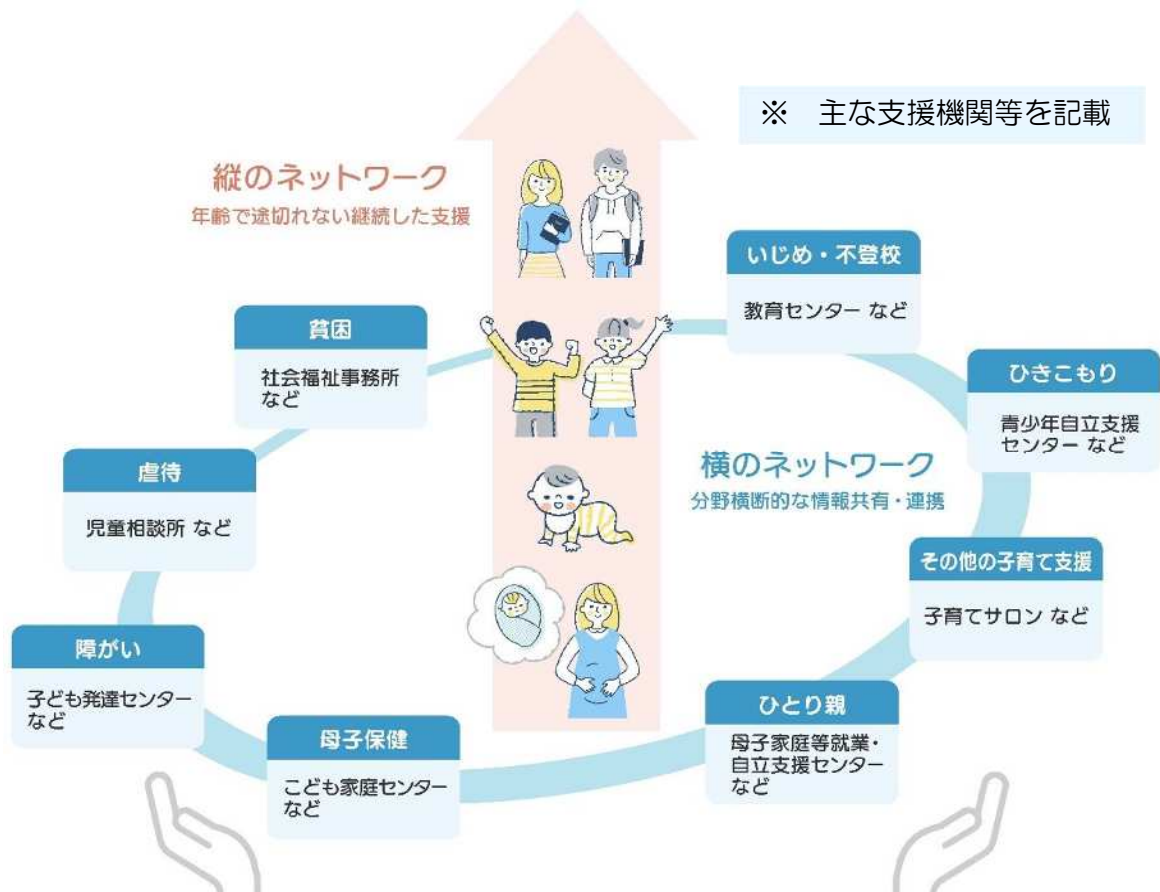
※ それぞれの役割を果たすとともに、必要に応じて各機関が連携しながら、子ども・若者を社会全体で支援

▲地域で支える包括的な支援（イメージ）

● 行政における「切れ目のない包括的な支援体制」

子育て家庭を安心・安全に地域で支えていくためには、まずは、母子保健や、子育て支援、障がい児支援など、それぞれの分野において充実を図る必要があります。

また、子育てやひとり親、障がい、虐待、貧困など、子育て家庭に関わるあらゆる支援機関が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、妊娠期から子育て期にわたり特定の年齢で途切れることなく継続して支援する「縦のネットワーク」により「包括的に」支援を行うことが重要です。



▲縦と横のネットワークによる包括的な支援（イメージ）

こうしたことから、本市では、母子保健と児童福祉の両面から、より包括的で継続的な支援を一貫して行う「こども家庭センター」や、8050 問題やひきこもりなど、子どもや高齢者、障がい者等の世代・分野を超えた困りごとを丸ごと受け止め、育児や介護、生活困窮などの様々な保健福祉サービスへの橋渡し役を担う『保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」』の設置などに取り組んできました。

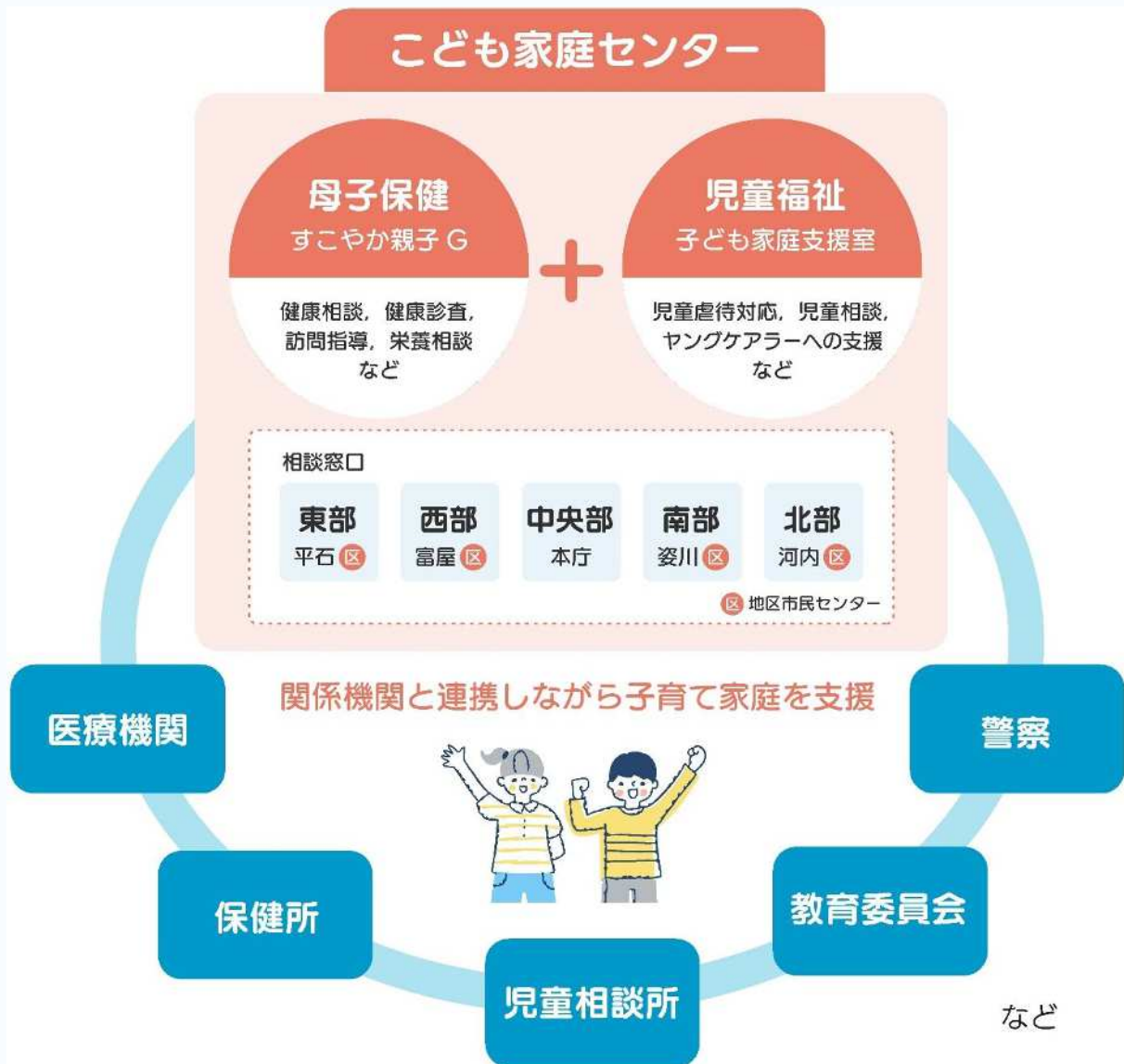
また、児童虐待が大きな社会問題となる中、現在は、県のみが児童相談所を運営していますが、今後は、県や民間などの関係機関との連携の下、本市の速やかな意思決定により、子どもたちをより迅速に支援することができるよう、本市にふさわしい児童相談所の設置に向けて準備を着実に進めていきます。その動きに加えて、デジタルを活用したデータ連携など、各支援機関の更なる連携強化を図ることで、制度の狭間と言われる事案などに対しても、より適切な対応を行いながら、子ども・若者を社会全体で支援していきます。

【コラム】こども家庭センター

～ 妊娠・出産，子育てまでを切れ目なく支援 ～

子育て世帯が安心して暮らせるよう，支援が必要な妊産婦や子どもを早期に把握するとともに，妊産婦や子どもの健康相談などを行う「母子保健」と，児童虐待対応などを行う「児童福祉」の双方の観点から，一人ひとりに寄り添った相談支援を行う相談支援機関です。

子ども支援課と市内5カ所の窓口にて，母子保健機能と児童福祉機能が協働し支援を行なっています。保健師や助産師の資格を持つ母子保健相談員のほか，家庭相談員や養育支援訪問員，ヤングケアラーコーディネーターなどの専門スタッフで相談対応を行い，必要に応じて個々のサポートプランを作成し，産後ケアなどの事業や医療・保健・福祉のサービスにつなぐなど，関係機関と連携して支援を行っています。



【コラム】保健と福祉のまるごと相談窓口 エールU

◇ エールUってどんなところ？

子どもや高齢者，障がい者など，世代や分野を問わず，市民の皆さんの困りごとを受け止め，育児や介護，生活困窮などのさまざまな保健福祉サービスへの橋渡しを行う「保健と福祉のまるごと相談窓口」です。



◇ エールUってどこにあるの？

エールUの相談窓口は，市内 25 か所の地域包括支援センター※のほか，市役所本庁舎と平石，富屋，姿川，河内の各地区市民センターの地域保健福祉担当（計 5 か所）に設置され，月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く），午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで開いています。

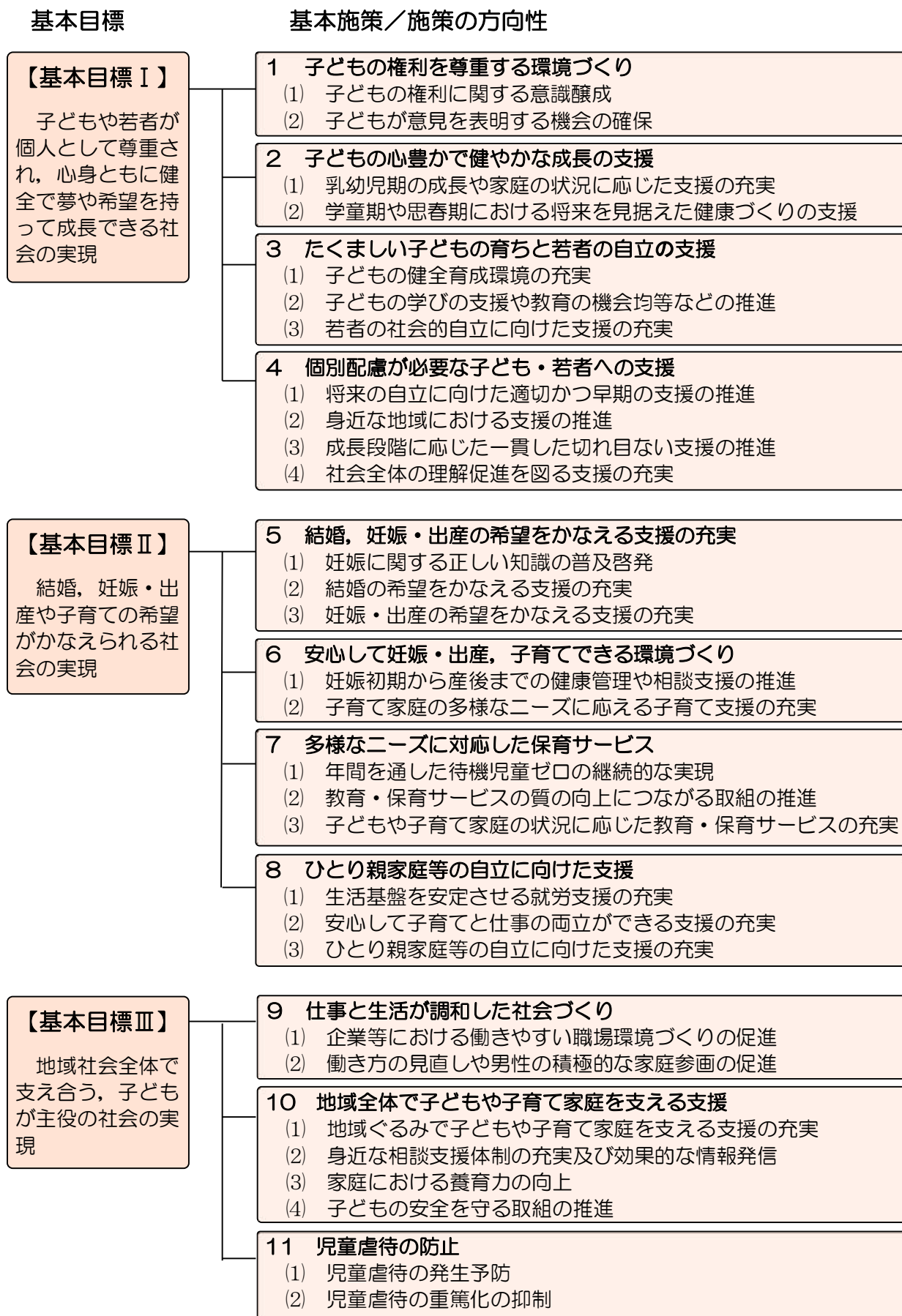
「どこに相談したらよいか分からない。」「同時に複数の困りごとがある。」などのお悩みがある場合は，個人や家庭だけで抱え込まず，お気軽にエールUにご相談下さい。

※ 高齢者向けの総合的な相談窓口

保健師や社会福祉士などが相談に対応します。相談者のプライバシーは守られますのでご安心ください！



2 施策の体系



○ 構成事業一覧の見方について

①【区分】「重点」は「重点事業」，「新規」は「新規事業」を表しています。

※ 新規事業には，後期計画で初めて掲載する継続事業を含みます

本プランを構成する事業については，そのすべてが「少子化対策の推進」に資する事業です。

②【貧困】「子どもの貧困対策（経済的貧困，関係性の貧困）」に資する事業について「●」を付しています。

③【相談】「相談支援体制の構築・強化」に資する事業について「●」を付しています。

(1) 子どもの権利に関する意識醸成

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		子どもの権利についての普及・啓発	地域社会が一体となって，子どもを守り・育てる意識を醸成するため，「宮っこを守り・育てる都市宣言」を広く周知・啓発し，具体的な行動につなげます。
重点			いじめゼロ運動の推進	小中学校におけるいじめ対策の充実を図るとともに，学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し，いじめの根絶を目指します。
新規		●	LGBTQに関する理解促進	LGBTQなど多様な性について，市のホームページやリーフレット，人権週間のパネル展示などを活用した正しい知識の提供や，理解促進に取り組むとともに，当事者に対する相談窓口の周知を行います。
新規		●	「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応	「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して過ごすことができるよう，教職員に対する理解促進を図るとともに，すべての小・中学校で，相談体制を整備します。 また，性の多様性に係る資料を活用するなど，児童生徒及び保護者への啓発や相談窓口の周知を行うとともに，人権教育の充実を図り，児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導・支援を推進します。

【基本施策1】子どもの権利を尊重する環境づくり

- (1) 子どもの権利に関する意識醸成
- (2) 子どもが意見を表明する機会の確保

◆ 現状と課題

国において、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、これまで以上に子どもの権利擁護が求められる中、本市では、令和6年2月に子どもの権利を第1の柱とした「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定し、その理念の実現を目指しています。

また、子ども・若者からの提言においても、子どもの権利の尊重や意見表明機会の確保が求められています。

こうしたことから、すべての子どもたちが大人と同じように一人の人間としての「人権」が保障され、心身ともに健康で安全に成長することができるよう、引き続き、子どもの権利に関する意識醸成を図るとともに、子どもが意見を表明する機会の確保を図る必要があります。

◆ 施策の方向性

地域社会が一体となって、「子どもを守り・育てる」ための具体的な行動を実践することができるよう、市民の意識醸成に向けた『子どもの権利についての普及・啓発』を強化するとともに、子ども・若者の意見を本市の施策等に反映するため、『イノベーション miya ユース会議事業』などに重点的に取り組んでいきます。

※ 「こども基本法」第11条において、国や地方公共団体に対し、子ども施策の策定等に当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務付けました。

◆ 目 標

すべての市民が子どもの権利を理解するとともに、子どもが個人として尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことを子どもと一緒に考え、その実現に取り組んでいます。

<目標値>

指 標	令和5年度	令和11年度
子どもを守り・育てるための行動を実践している人の割合	2.7% (令和6年度)	50.0%
友達の人権や気持ちを考えて行動している児童生徒の割合	95.0%	95.0%
学習や運動、文化・芸術活動などで自分が立てた目標を達成できるよう家の人が応援してくれる子どもの割合	90.9%	93.3%

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 子どもの権利に関する意識醸成

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		子どもの権利についての普及・啓発	地域社会が一体となって、子どもを守り・育てる意識を醸成するため、「宮っこを守り・育てる都市宣言」を広く周知・啓発し、具体的な行動につなげます。
重点			いじめゼロ運動の推進	小中学校におけるいじめ対策の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し、いじめの根絶を目指します。
新規		●	L G B T Qに関する理解促進	L G B T Qなど多様な性について、市ホームページやリーフレット、人権週間のパネル展示などを活用した正しい知識の提供や、理解促進に取り組むとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行います。
新規		●	「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応	「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して過ごすことができるよう、教職員に対する理解促進を図るとともに、すべての小・中学校で、相談体制を整備します。 また、性の多様性に係る資料を活用するなど、児童生徒及び保護者への啓発や相談窓口の周知を行うとともに、人権教育の充実を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導・支援を推進します。
			人権擁護委員による小中学生への人権啓発活動	一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、花の栽培を通じて人権思想に対する理解を得ることを目的とした小学校での「人権の花運動」や、人権思想の基本的な考え方を理解してもらうよう、小中学校を対象とした「人権講話」を実施し、啓発活動を行います。
	●	●	スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒の家庭環境を背景とした様々な問題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉の関係機関等を繋ぐことにより、連携して問題の解決に当たることができるよう、支援します。

基本施策を構成する施策事業一覧

		●	地域や企業における 障がいへの理解促進事業の充実	障がい者週間における街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域や企業等への出前講座の実施などにより、障がいへの理解促進を図ります。 合理的配慮の提供を促進するための啓発動画の放映などを行うほか、民間事業者に対して、合理的配慮の提供の義務化について周知啓発を行います。 発達障がいについて市民の正しい理解を促進するため、発達障がい啓発週間講演会や出前講座等を通して啓発活動を行います。 さらに、やさしさや思いやりなどの気持ちをはぐくみ市民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者等のシンボルマークの周知や小・中学生を対象とした「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりポスターコンクール」の実施などの啓発活動に取り組み、「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進します。
		●	ネットいじめ等パトロール・相談事業の推進	ネット上の誹謗中傷やいじめ等から小中学生を守るため、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」を実施します。

子どもの権利条約の4つの原則

4rules

1989年に国連総会において採択された子どもの権利条約は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。
子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 子どもが意見を表明する機会の確保

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点 新規	●		イノベーション miya ユース会議 事業	子ども・若者が本市のまちづくりについて意見を表明する機会を確保するとともに、その意見を市政に反映することができるよう、「WEB アンケート調査」、「多様な子ども・若者への意見聴取」、「イノベーション miya ユース会議」を実施します。
新規			miya ユースポスト	持続的に発展できる「スーパースマートシティ」の実現のため、次の時代を担う若者が積極的に市政に参画できるよう、「市長へのメール」に若年層専用の入口を設け、若者が本市に対し気軽に意見を言える環境整備を図ります。
新規	●		地域未来会議の実施	各中学校の生徒会の代表者が、魅力ある学校づくり地域協議会の委員など、地域の方々と世代を越えて学校や地域の未来などについて議論することで、将来社会に参画する意識を養います。

【コラム】イノベーション miya（ミヤ）ユース会議

子どもの権利などを掲げた「こども基本法」や「宮っこを守り・育てる都市宣言」の趣旨を踏まえ、本市の将来を担うすべての子どもや若者が市政について意見表明する機会を充実し、子どもが意見表明する権利を保障するとともに、本市における子どもたちの行政参画の促進を図ることを目的として、令和５年度から「イノベーション miya ユース会議」を開催しています。

本会議は、市内の小・中・高・大学生等を対象とした事業であり、毎年度テーマを設定し、会議の事前調査としてテーマに沿ったアンケート調査等を実施するとともに、有志の子どもたちが、そのアンケート調査の結果などを共有しながら、子どもたちどうして意見交換を行い、市に対して提言していただくものです。

令和５年度には、本会議でいただいた提言を踏まえ、「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定したほか、令和６年度は、「理想のうつのみや像」をテーマとした提言をいただき、本プランにその意見を反映したところです。

今後は、子ども・若者のみなさんの興味・関心が高い分野などをテーマに設定しながら、市政やまちづくり等について幅広く意見を聴取していきますので、ぜひご参加ください。



▲会議当日の様子



▲「宮っこを守り・育てる都市宣言」発表イベントの様子

【基本施策2】子どもの心豊かで健やかな成長の支援

- (1) 乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実
- (2) 学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援

◆ 現状と課題

新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、幼児健康診査などの受診率が一時低下したものの、現在は回復の途上にあります。また、「毎日、朝ご飯を食べている児童生徒の割合」については低下する傾向にあり、こうした生活習慣の乱れは将来の健康問題を引き起こす大きな要因となり得ます。

こうしたことから、子どもの健やかな成長に向け、乳幼児期における健康診査や予防接種、食育の推進などの子ども自身への支援に加え、妊産婦に対する相談体制の整備や子どもの医療費助成など、保護者への支援の充実に、引き続き取り組む必要があります。

◆ 施策の方向性

乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実に向け、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者に対して育児に関する助言・相談を行い、子どもの健康づくりを支援する『乳幼児健康診査』や、養育支援が必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的相談支援や育児・家事援助などを行う『養育支援訪問事業』を充実していきます。

また、将来を見据えた健康づくりを支援するため、学校給食における食事マナーの指導や学校と家庭で取り組む「お弁当の日」などの『学校教育における食育の推進』等に、重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

子どもの成長や家庭の状況に応じた、健康づくりなど、様々な支援が充実し、すべての子どもが心身ともに健やかに成長しています。

<目標値>

指 標	令和 5 年度	令和 11 年度
幼児健康診査（3 歳児）の受診率	89.8%	100%
毎日、朝ご飯を食べている 児童生徒の割合	小学校 6 年生：94.2% 中学校 3 年生：90.9%	100%

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的な相談支援を実施します。
重点	●	●	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者に対して育児に関する助言・相談を行い、子どもの健康づくりを支援します。
新規	●	●	こども家庭センター（母子保健分野）	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援を推進するため、ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握するとともに、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるよう、支援します。
新規	●	●	もうすぐ38週子応援事業	妊娠期からの切れ目のない子育て支援の一環として、出産や子育てへの期待と不安が高まる「妊娠8か月期」の妊婦等に対して、全数面接の実施により不安軽減につなげる伴走型相談支援を実施するとともに、3万円の応援金を支給する経済的支援を一体的に実施します。
新規			給食費に係る子育て世帯の経済的負担の軽減	子どもの心身の健全な発達や、食育の推進に資する給食を今後も安定して提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校や保育施設等の給食費の一部を補助します。
新規			5歳児を対象とした健康診査の実施	全5歳児にチェックリストを配付し、スクリーニングを実施したうえで医師等による健診を行い、子どもの特性を早期に発見するとともに、保健・医療・教育・福祉等の関係機関が連携したフォローアップを行い、就学前までに適切な支援につなげます。
	●		児童手当の支給	家庭等における生活の安定や次世代を担う児童の健やかな育ちに向け、手当を支給します。
	●	●	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や家族計画の指導を行うとともに、子育てに関する情報を提供することにより、安心して子育てできるよう支援します。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●	●	未就園児全戸訪問事業	保育所等に所属しておらず、行政の関わりの少ない子育て家庭に対し、未就園児への適切な養育環境を整えるため、家庭訪問等により養育状況を確認し、必要な支援やサービスの早期導入を行います。
			新生児聴覚検査	先天性の聴覚障がいを早期に発見し、早期療育につなげるため、医療機関において、聴覚検査を実施します。
			子どものむし歯予防事業	う歯が急増する幼児期に、2歳5か月児歯科健康診査やフッ化物塗布などを実施し、う歯及び口腔内の疾患等の早期発見並びに予防を図り、むし歯のない幼児の割合を増やします。
	●		保育所等における食育の推進	乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるため、認定こども園や保育所等において、栽培や調理体験、食事などを通して、楽しく食べる子どもを育み、健全な心と体を養い、人間性豊かに育つ環境づくりに努めます。
			予防接種の実施	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき、定期の予防接種を実施します。また、法に基づかない任意の予防接種について、ワクチンの安全性・有効性等を踏まえ、市独自の措置として、接種費用の補助を実施します。
	●		こども医療費助成	病気の早期発見・早期治療を促し、子どもの健康増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費（自己負担分）を助成します。
			小児救急医療体制の確保	小児の救急医療体制を確保するため、初期救急医療体制として、市夜間休日救急診療所に設置した小児科を運営するとともに、二次救急医療体制として、二次救急医療を担う3つの救急告示医療機関に対する運営の支援等を行います。
	●	●	すこやか訪問事業 （乳幼児健診未受診児訪問）	母子の心身の状況や養育環境などの把握及び適切な養育支援による児童虐待予防のため、個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を実施します。
			先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼の早期発見のため、医療機関において股関節開排制限検査及び大腿骨骨頂の位置の検査を実施します。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●		幼児の肥満予防のための食育の推進	学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症の予防のため、適切な食生活に関する講話を実施します。
	●	●	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。
	●		母子保健に関する健康教育	育児に関する正しい情報提供による育児不安の軽減及び虐待の予防のため、子どもの発育発達・栄養・運動・子育て支援に関する講話や体験学習、情報提供を実施します。
	●	●	妊産婦・乳幼児の保護者等への訪問指導	乳幼児等の疾病予防や健康増進を図るほか、保護者等の育児不安を軽減するため、妊産婦・乳幼児の保護者等の家庭を訪問し、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援を実施します。
	●	●	妊産婦・乳幼児の保護者等を対象とした栄養相談	栄養に関する指導・助言による疾病予防や望ましい食習慣の改善のため、個別に、栄養に関する相談を実施します。（栄養士による個別の栄養相談：予約制）

(2) 学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		学校教育における食育の推進	【食に関する指導の推進】 「食に関する指導年間指導計画」の作成・活用、学校栄養士による授業の参画など、家庭科や保健体育科等、各教科における指導はもとより、学校教育活動全体を通して、食育の充実を図ります。 また、食事マナーなどの給食指導の実施や、食文化の継承など、学校給食を生きた教材として活用し、食育の充実を図ります。 【家庭や地域等との連携による食育の推進】 学校と家庭が一体となって取り組む「お弁当の日」や、専門の知識や技能をもつ人材を活用した食育講演会・出前授業など、学校と家庭や地域等が連携した取組により、食育の充実を図ります。 【食育のための体制・環境づくり】 食育を円滑に推進するために必要な体制や環境を整えます。

基本施策を構成する施策事業一覧

重点	●		若い世代における食育の推進	高校・大学と連携し、食育出前講座や食育啓発イベント等を通して、望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育の普及啓発を推進します。
新規			給食費に係る子育て世帯の経済的負担の軽減【再掲】	子どもの心身の健全な発達や、食育の推進に資する給食を今後も安定して提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校や保育施設等の給食費の一部を補助します。
			体力向上に関する指導の充実	市立小中学校の児童生徒の体力を向上させるため、「宇都宮市学校健康教育推進計画（うつのみや元気っ子プロジェクト）」を推進します。
			薬物乱用防止啓発事業	薬物乱用を未然に防止するため、関係機関と連携した啓発活動や出張教室の実施などにより、正しい知識の普及啓発を推進します。
			アルコールに関する健康教育	20歳未満の飲酒防止を目的に、小学校や中学校、地域のイベントなどを通じてアルコールに関する正しい知識の普及啓発を行います。
			性と健康に関する思春期の健康教育	中学生に対し、性と健康に関する正しい知識や情報を提供することで、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てます。
			性教育サポート事業	中学校に産婦人科医師を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を実施し、生命尊重の考え方に基づく性に関する指導の充実を図ります。
		●	エイズ・性感染症予防の普及啓発及び検査相談事業	エイズ及び性感染症の予防について正しい知識の普及啓発を図ります。
			デートDV防止のための啓発	若者のデートDV防止のため、学校等との連携を強化し、デートDV防止啓発パンフレットを全中学校へ配布するとともに、より多くの学校等で継続的に生徒にデートDV防止出前講座などを実施します。
			学校保健の推進	児童・生徒の健康の保持増進を図るため、関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との打合せを通し、連携・協力体制を強化します。
	●		歯の健康教室	子どもの歯・口腔の健康づくりのため、学校歯科医・歯科衛生士による歯のブラッシング指導を実施します。

【基本施策3】たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援

- (1) 子どもの健全育成環境の充実
- (2) 子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進
- (3) 若者の社会的自立に向けた支援の充実

◆ 現状と課題

本市では、体験や経験の機会に恵まれない「関係性の貧困」対策として、本市独自の「宮っこの居場所づくり事業」などを推進してきました。こうした中、国における「こども大綱」では、市町村こども計画において、居場所づくりなどを施策に位置付けることを期待しているほか、本市の子ども・若者からも、居場所や屋内の活動の場、職業体験機会の充実等が提言されており、引き続き、子どもたちが将来に向かって夢や希望を描くことができるよう、体験や経験の機会を充実する必要があります。

◆ 施策の方向性

たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援するため、勉強・交流活動などを通して地域ぐるみの子育て環境づくりを行う『宮っこステーション事業（放課後子ども教室）』や、地域の大人の見守りのもと自主的な活動や交流の機会を提供する『子どもの居場所づくり事業』、引きこもりなど、様々な問題を抱える青少年と家族に対し、専門知識・経験を有する相談員が個々の状況に応じた適切な支援につなぐ『青少年の総合相談事業』などに重点的に取り組んでいきます。

また、子どもや子育て家庭が遊びなどを通して、活動や交流ができる機会をより多く持つことができる場の確保について、公共施設の新設や改修時において、検討を行います。

◆ 目 標

子どもの健全育成環境や若者の自立支援が充実するとともに、教育の機会均等が図られ、たくましい子どもや自立した若者が育まれています。

＜目標値＞

指 標	令和 5 年度	令和 11 年度
職業体験事業「宮っこトライ」の参加者数	406 人	800 人
「宮っ子ステーション事業」のうち、「放課後子ども教室事業」と「子どもの家事業」を一体的に実施している校区数	56 校区	67 校区
将来の進路や職業に希望を持って学習している中3生徒の割合	78.0%	83.1%
不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合	75.8%	90.0%

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 子どもの健全育成環境の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点 新規	●		職業体験事業「宮っこトライ」	小学生が、自分の将来の夢を見つけるきっかけとなるよう、店舗や工場などにおいて、実際に仕事を体験したり、見学したり、学ぶことができる機会を、年間を通して提供します。
重点	●		宮っ子ステーション事業 (放課後子ども教室事業)	すべての児童における放課後の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して放課後における児童の安全安心な居場所を設けるとともに、勉強やスポーツ、文化活動、交流活動などの様々な活動を通して地域ぐるみで子育てを行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行います。
重点	●	●	子どもの居場所づくり事業	子どもたちが行きたい時に気軽に行けて、地域の大人の見守りの下、宿題や工作、遊び、食事などをしながら安心して過ごすことができる「子どもの居場所」の拡充に向けて、地域や団体等を支援します。
新規	●	●	全天候型子どもの活動の場の充実	子どもたちが、気温や降雨などの気象状況に関わらず、安全・安心で楽しく活動することができるよう、子どもの自立や、インクルーシブ対応、子育て相談支援の視点も取り入れながら、新たな活動の場を整備します。
新規	●		子どもの読書活動の推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもたちが、自ら読書活動に親しむことができるよう、「うつのみやこども賞」事業など、子どもの読書習慣を育む機会の充実を図るとともに、読書の重要性の発信に取り組みます。

▼宮っこトライ



基本施策を構成する施策事業一覧

新規	●	高校生向け アントレプレナーシップ醸成事業	将来の地域経済の担い手となる起業家を目指す学生が生まれるサイクルを作り出すため、日本政策金融公庫と連携した「ビジネスプラン作成講座」を開催するほか、市内の高校において、スタートアップ経営者などを含む様々な職業の人材を講師に迎え、将来の選択肢を広げるきっかけとなる「キャリア授業」を開催するなど、高校生を対象としたアントレプレナーシップ醸成につながる取組を実施します。
	●	まちづくり活動応援事業	スマートフォンアプリや市ホームページを活用し、地域活動団体やNPOの活動情報を発信するとともに、活動参加者にポイントを付与することにより、まちづくり活動（自治体活動、子ども会・育成会活動、地域清掃など）への参加促進と活動の活発化を図ります。 18歳未満の市民は、「まちづくり活動体験カード」を活用してまちづくり活動に参加することができ、ボランティア活動の体験・経験の機会を提供するだけでなく、地域との交流による地域への愛着形成を図ります。
	●	子どもたちが芸術文化や 伝統芸能に触れる機会の充実	伝統芸能や芸術活動を推進するとともに、その将来の担い手となる人材育成に資する「宮っ子伝統文化教室」や「ふれあい文化教室」を開催するなど、子どもたちが身近に芸術・文化に触れる機会を創出し、興味や関心を深めることで豊かな人間性を育みます。
		中高生と乳幼児の ふれあい交流事業	多感期である中高生が、子育てサロンや保育所において乳幼児と直接ふれあう事業を通じ、関わり方を学び小さい子どもを慈しむ気持ちを育てます。

▼宮っ子ステーション事業（放課後子ども教室）



▼あそぼの家



基本施策を構成する施策事業一覧

●	宮っこの誓い活用促進事業	「宮っ子の誓いカード」の配付や「宮っ子の誓い大使」の認定等の取組を推進し、子どもが自ら守ることができる行動規範「宮っ子の誓い」の活用促進を図ることで、心豊かでたくましく生きる「宮っ子」を育みます。
●	青少年の健全育成環境の充実	青少年の健全育成や、自主的活動及び交流の促進を図るため、青少年活動センター（トライ東）では、空調設備などの施設管理を適切に行いながら、体育館やテニスコート、料理室、音楽室などを貸し出しているほか、ダンス教室や英会話教室、野外体験、親子スキップ体験、ハロウィーンカーニバルなどを開催しています。また、若者まちなか活動・交流センター（二荒テラス）では、フリーWi-Fiや電源を備えたフリースペースのほか、グループで利用できるミーティングスペース、個人で集中できる学習室などを提供しています。
●	ゆうあいひろばの運営	子どもたちの心身の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、多世代の相互交流を促進するため、大型遊具等での健全な遊びや、工作教室等の活動の場を提供します。

▼青少年活動センター（トライ東）



▼ゆうあいひろば



基本施策を構成する施策事業一覧

	●	●	児童遊園（あそぼの家）の運営	子どもたちの健康を増進し，自主性，社会性，創造性を育み，情操を豊かにすることができるよう，専門の職員（児童厚生員）を適切に配置するとともに，遊具や照明設備などの更新，維持管理を適切に行いながら，健全な遊びの場を提供します。
	●	●	児童館の運営 （田原児童館） （岡本児童館） （白沢児童館）	子どもたちの心身の健康を増進し，情操を豊かにすることができるよう，専門の職員（児童厚生員）を配置し，遊びを通じた子どもの健全育成活動を行います。
	●		宇都宮市青少年賞表彰等の実施	次代を担う青少年の健全育成を推進するため，人とのふれあいを大切にする行為などを継続的に実践している青少年や，青少年健全育成のために献身的に努力し，その功績が顕著な育成指導者・事業者を称えることで，意識の醸成を図ります。

▼児童館

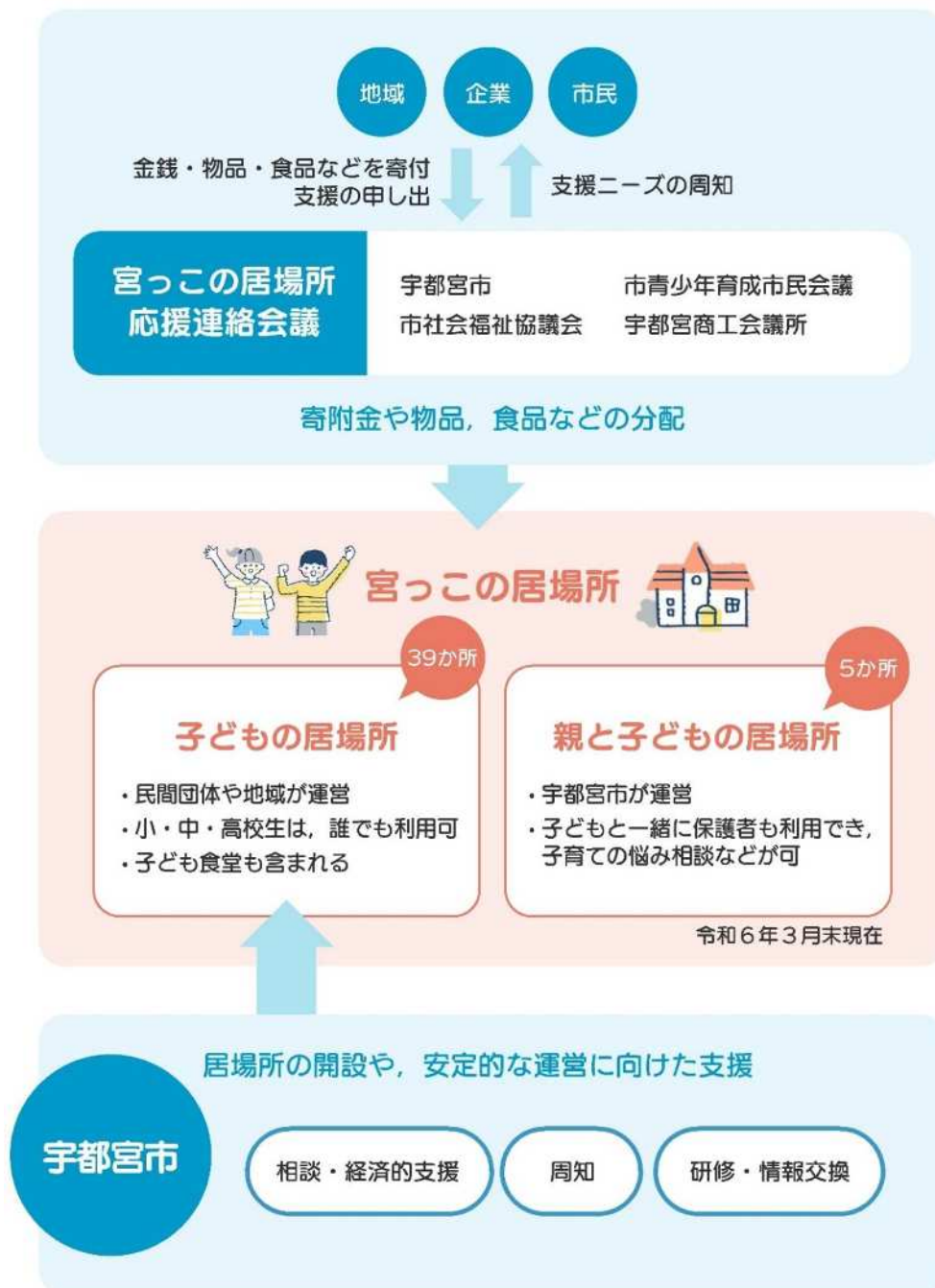


▼子どもの居場所（活動イメージ）



【コラム】宮っこの居場所 ～子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり～

近年、家庭でも学校でもない第3の居場所（サードプレイス）への注目度が高まっています。本市でも、子どもたちが行きたいときに気軽に行けて、地域の大人の見守りのもと自由に遊んだり、宿題をしたり、食事をしたりしながら安心して過ごせる「宮っこの居場所」づくりを推進しています。また、「宮っこの居場所」の新たな開設や、継続的な運営を支援するため、相談や研修などを実施しているほか、宇都宮商工会議所などと連携しながら、市民や企業などからいただいた寄附をとりまとめ、分配しています。



基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
新規	●		大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金	経済的課題を抱える貧困世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料や模擬試験受験料を補助します。
新規	●	●	外国人児童生徒等への指導の充実	来日、間もない児童生徒等が在籍する小・中学校へ日本語指導講師又は日本語ボランティアを派遣し、当該児童生徒が日本語を習得できるよう、また、日本での学校生活に適應できるよう、個別に支援します。
	●		「小中一貫教育・地域学校園」の推進	本市すべての児童生徒の学力向上と学校生活適應を図る「小中一貫教育」を全小中学校で実施し、小中一貫教育カリキュラムに基づく発達の段階に即した指導や、中学校進学時のいじめ・不登校解消の取組を充実します。
			幼保小連携による交流事業	幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、幼・保・小の教職員間の共通理解のもと、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの豊かな育ちを目指します。
	●		少人数指導・習熟度別学習の推進	習熟度別学習やチームティーチングなど、少人数による学習指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させ、学力の向上を図ります。
	●		奨学金貸付事業	経済的な理由により高校、大学、大学院等に修学が困難な学生に対する奨学金や保護者に対する入学一時金等について、無利子で貸付を行い、教育の機会均等を図ります。
	●		就学援助事業	経済的理由で小中学校に通う子どもの学用品費や学校給食費などの支払が困難な世帯に対し、その一部を援助して、教育の機会均等を図ります。
	●		生活困窮世帯等への学習支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対して、個々の学力に応じた学習指導等を行い学習意欲や学力の向上を図ることにより、中学生の高校等への進学を促進します。また、高校進学後も安心して学習することができる環境をつくることにより、卒業後は自立した生活が送れるよう、中退防止に向けた支援を行います。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●	●	スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲】	児童生徒の家庭環境を背景とした様々な問題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉の関係機関等を繋ぐことにより、連携して問題の解決に当たることができるよう、支援します。
	●		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の経済的な自立と児童の就学機会の確保を図るため、技能習得資金や児童の修学資金等の貸付けを行います。
	●		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金	ひとり親家庭の自立に向けた就労を支援するため、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子に対し、高等学校卒業程度認定試験に係る対象講座受講費用の一部を支給します。

(3) 若者の社会的自立に向けた支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		キャリア教育の充実	中学2年生全員が行っている社会体験学習「宮っ子チャレンジウィーク」や、小学校高学年を対象とした「宮っ子『夢』教室」の実施など、全小中学校での「宮・未来キャリア教育」の取組を推進し、児童生徒が、将来に対する夢や希望を持ち、自らの生き方を考えながら、主体的に進路を選択できる力を身に付けられるよう、望ましい勤労観や職業観を育成するとともに、キャリア教育の充実を図ります。
重点	●	●	適応支援教室事業	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立のため、適応支援教室における一人ひとりの状態に応じた支援を実施します。
重点	●	●	青少年の総合相談事業	ニートやひきこもりなど、自立に困難を抱える青少年やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携しながら社会的自立に向けた継続性のある支援を行います。
新規	●	●	若者自立支援ステップアップ事業	ひきこもり回復期にある若者を対象に、青少年自立支援センターでの相談支援と連携しながら、社会や人と交わる体験の経験値を増やしたり、視野を広げたりするため、アートや農業体験、パソコン講座などのプログラムを実施します。

基本施策を構成する施策事業一覧

●		ひきこもり本人・家族の居場所づくり事業に対する支援	ひきこもりに悩む本人や家族の社会的孤立を防ぎ、福祉や就労など必要な支援につながるよう、同様の境遇にある他者とのふれあいや交流などを通じ、安心と共感を育む居場所づくり事業を支援します。
		将来の市内就職促進事業	大学などに進学する高校生を対象に、将来、市内企業への就職を選択してもらえるよう、市内企業の存在や魅力、大学での学び、仕事と学びのつながりについての理解促進を図ります。
	●	若者自立支援合同相談会	自立に困難を抱える青少年一人ひとりが、ニーズに合った支援を受けられるよう、若年無業者への支援を行っている機関・団体を一堂に会し、それぞれの取組の紹介を行うほか、個別の相談会を開催します。
●		就職セミナーの開催	求職者を対象とした、就職活動に必要な知識とスキルを習得するための講座を開催します。
●	●	キャリア相談の開催	求職者・在職者を対象に、自らの適性や能力、経験などに応じて職業生活を設計し、効果的に職業選択や能力開発ができるよう、アドバイスや技術指導を行います。
●		雇用創出奨励制度の推進	就職が困難な求職者（高年齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父など）を雇用した中小企業事業者に雇用奨励金を支給することにより、就職困難者の雇用促進を図ります。
●		青少年の被害・非行防止に向けた啓発事業の実施	青少年における犯罪被害や非行の防止に向けた市民の機運醸成を図るため、広報啓発活動等を実施します。
●		子ども・若者支援地域協議会の運営	教育・福祉・保健・民間団体等で構成された団体との連携により、自立に困難を抱える青少年に対し、総合的な支援を効果的かつ円滑に実施するとともに、支援に関する調査や研修、広報啓発活動等を行います。

【基本施策4】個別配慮が必要な子ども・若者への支援

- (1) 将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進
- (2) 身近な地域における支援の推進
- (3) 成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進
- (4) 社会全体の理解促進を図る支援の充実

◆ 現状と課題

医学の進歩や障がいのある子どもに対する認識の深まり等を背景として、自宅等で生活を送っている医療的ケア児や、障がい者手帳保持者は、増加傾向にあります。また、本市の子ども・若者からは、「障がいのある子どもたちが気兼ねなく遊べる公園や屋内の遊び場、プールなどの施設」、「バリアフリー」などの要望もありました。

こうした中、誰もが自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現に向けては、発達支援児や医療的ケア児に対する支援の充実や、保護者の育児負担を軽減できる支援体制等の充実が必要であるとともに、社会全体で発達支援児や医療的ケア児への理解を促進することや、受け入れ環境を整備することが重要です。

◆ 施策の方向性

個別配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援するため、遊びを通して個々の児童に応じた早期の療育支援を行うとともに保護者の不安軽減と受容を促す『早期療育支援事業（カンガルー教室）』や、重度の障がいや医療的ケアなどの理由で外出が困難な児童の家庭を保育士等が訪問し遊びを通して発達を促す『居宅訪問型発達支援』、医療・保健・福祉・教育就労などの関係機関が連携し、障がいや発達の遅れを伴う児童のライフステージや個々の特性に応じた一貫した支援を提供する『発達支援ネットワーク推進事業』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

子どもの将来の自立に向けた適切かつ早期の専門的な支援や、身近な地域における支援が充実するとともに、社会全体の理解促進が図られ、個別配慮が必要な子どもが健やかに成長しています。

<目標値>

指 標	令和 5 年度	令和 11 年度
手帳所持児のうち、障がい児相談支援を利用している障がい児の割合	58.1%	70.0%
障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合	86.8%	90.0%

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点		●	ここ・ほっと巡回相談事業	幼稚園・保育所等に在籍している発達障害の「気になる子」に対し、個々の障がい特性に応じた保育・教育を行うため、心理相談員等の専門職が園を訪問し、担当職員や保護者に対し、子どもの発達を促すための指導・助言を行います。 また、発達支援に係る職員の資質の向上を図るため、基礎研修・専門研修・事例研修等を実施するなど、職員の人材育成に努めます。
重点	●	●	地域における相談支援体制の充実	障がい者が安心して相談できるよう、「基幹相談支援センター」、「障がい者生活支援センター」、「相談支援事業所」が相互に連携を図るとともに、相談支援機関への研修等により人材育成を図ります。また、保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」などの関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
新規			学校生活支援事業	肢体不自由等の障がいや医療的ケアが必要な児童生徒が、安心・安全に学校生活を送れるよう、支援員を配置します。また、特別支援学級に在籍する児童生徒にきめ細かな支援の充実を図るほか、通常の学級で予測困難で突発的な事態が起きた場合に迅速に対応できるよう、必要な学級に支援員を配置します。
	●		障がい児福祉手当	障がい児の福祉の増進を図るため、在宅で精神又は身体に重度の障がいを有する児童について、手当を支給します。
	●		自立支援医療（育成医療）費支給	身体に障がいのある児童に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な医療の給付を行います。
	●		養育医療給付	養育のため入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。
	●		療育の給付事業	結核に罹患している児童（18歳未満）に対し、医療の給付のほか、教育面及び生活面について適切な措置を講ずるため、必要な学習用品の支給や、児童の療育生活の指導を行うとともに、必要に応じて日用品を支給します。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●		小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、医療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
	●		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。
	●	●	子ども発達相談室事業	発達の遅れに不安を抱いている保護者等の総合的な窓口として、個々の特性に応じた適切な支援ができるよう、関係機関等とのコーディネート等を行い、障がいの早期発見・早期療育等につなげるとともに、保護者の不安の軽減を図ります。
	●	●	早期療育支援事業 (カンガルー教室)	障がいが疑われる子どもに対し、あそびを通して、個々の状態に応じた早期の療育支援を行いながら、保護者の不安の軽減と障がい受容を促します。
			重症心身障がい児 プール活動支援事業	プール活動を通して、重い運動障がいのある重症心身障がい児における心身のリラクゼーションや、呼吸・循環器能力を高めるなど、生命の維持・向上を図るとともに、QOL（生活の質）を高めます。
		●	通園（かすが園・若葉園）事業	就学前の肢体不自由児・知的障がい児の健やかな発達を促し、社会に適應できるよう、障がいの状況に応じて、専門職による「チーム医療システム」を活用し、個別の支援を充実させ、通園施設における療育機能の強化を図ります。
		●	専門療育事業	障がい児やその保護者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職が助言・指導・機能訓練を行い、症状の改善や日常生活動作を身につけ、自立できるよう支援します。
	●	●	特別支援教育事業	特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実のため、学校訪問相談やかがやきルームでの指導、特別支援教育に係る教職員研修を実施します。
	●	●	教育支援事業	障がいのある児童生徒の適正な就学先の決定のため、教育センターにおける就学相談を実施します。

基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 身近な地域における支援の推進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	居宅訪問型発達支援	重い障がいや医療的ケアがある、感染症にかかりやすいなどの理由で外出することが難しい子どもに対して、保育士等が自宅を訪問し、様々なあそびを通して発達を促します。
重点	●		通学・通所における移動支援の推進	介護者の負担軽減や就労時間の確保のため、ひとり親世帯や共働き世帯であるなど、介護者による移動の支援が困難な障がい者に対し、通学・通所における移動支援を実施します。 利用者本人や介護者の利便性の向上、通所先の選択肢拡大、介護者のレスパイトや就労時間等の確保を図るため、通所系の地域生活支援事業（日中一時支援事業など）について、支援の充実を図ります。
重点	●		発達支援児保育・医療的ケア児保育の推進（障がい児保育の推進）	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいをもつ児童に、保育所・認定こども園等において、教育・保育を提供できる体制をつくりまします。
新規	●	●	医療的ケア児在宅レスパイト事業	医療的ケア児及びその家族に対する支援として、訪問看護ステーションその他の訪問看護を行う医療機関が、在宅の医療的ケア児への一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行うことで、医療的ケア児の健康を保持し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図ります。
新規	●		医療的ケア児等福祉手当	医療的ケア児及び小児慢性特定疾病患者を対象に、「医療的ケア児等福祉手当」を支給することにより、本人及び家族の経済的・精神的負担を軽減し、医療的ケア児等の療養生活の質の維持向上を図ります。
	●	●	なかよしクラブ事業	地域の子育て支援のための相談、交流の場を提供するとともに、心身に遅れのあると思われる児童とその保護者に対し、該当児童が健やかに成長することができるよう、適切な相談、指導助言を行い、児童の福祉の向上を図ります。
	●	●	小児慢性特定疾病児童家族支援事業	小児慢性特定疾病児童やその家族の負担軽減、長期療養をしている児童の自立や成長を支援するため、地域の社会資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行います。

基本施策を構成する施策事業一覧

			保育所等訪問支援	幼稚園・保育所等に療育に係る専門職員が訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（子どもへの直接支援及び園への対応等助言）を推進します。
	●	●	家族支援事業	障がい児を抱える家族の、障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安など、精神的負担を軽減するため、心理相談員によるカウンセリングやペアレントトレーニング、また、きょうだい支援の啓発など、家族支援を行います。
	●		障がい児通所支援事業の療育技術の充実強化	集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援」や、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う「放課後等デイサービス」などの障がい児通所支援事業所について、かすが園・若葉園における療育の体験見学や専門職による研修会などを通して、療育技術の向上を図ります。

(3) 成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	発達支援ネットワーク推進事業	障がい児及び発達に遅れのある子どものライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、医療・保健・福祉・教育及び就労など、関係機関等と連携し、個々の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。
	●		あすなろ青年教室事業の推進	市内の中学校特別支援学級等の卒業生を対象として、実生活に必要な家事、職業、余暇の利用等に関する知識、技術を習得する場を提供します。

基本施策を構成する施策事業一覧

(4) 社会全体の理解促進を図る支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点		●	地域や企業における 障がいへの理解促進事業の充実 【再掲】	障がい者週間における街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域や企業等への出前講座の実施などにより、障がいへの理解促進を図ります。 合理的配慮の提供を促進するための啓発動画の放映などを行うほか、民間事業者に対して、合理的配慮の提供の義務化について周知啓発を行います。 発達障がいについて市民の正しい理解を促進するため、発達障がい啓発週間講演会や出前講座等を通して啓発活動を行います。 さらに、やさしさや思いやりなどの気持ちをはぐくみ市民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者等のシンボルマークの周知や小・中学生を対象とした「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりポスターコンクール」の実施などの啓発活動に取り組み、「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進します。
新規	●	●	全天候型子どもの活動の場の充実 【再掲】	子どもたちが、気温や降雨などの気象状況に関わらず、安全・安心で楽しく活動することができるよう、子どもの自立や、インクルーシブ対応、子育て相談支援の視点も取り入れながら、新たな活動の場を整備します。
	●	●	ここほっと交流事業	通園施設・保育所等におけるカリキュラムや日常的な療育・保育の中で、障がいのある子どもとない子どもの交流を通し、地域におけるノーマライゼーションを推進します。

▼こども発達センター



【コラム】子ども発達センター

～さまざまな特性を持った子どもたちが、いきいきと生活できるように～

子ども発達センターは、お子さんの発達に不安を感じた保護者に寄り添う「発達に関する総合的な相談窓口」や、お子さんの発達の状態などに応じた「発達を促す療育の提供」、家庭などにおいてもお子さんの発達を促す「家庭や地域における発達の支援」などを行う機関です。ほかに保育園・子育てサロンが併設しています。

子ども発達相談室

お子さんの発達について、保護者の方の相談に保健師が総合的に対応します。また、専門的な発達検査等の必要なお子さんには、理学・作業療法士や言語聴覚士、心理相談員などが専門的な評価を行い、保護者にアドバイスするなど、適切な支援を行います。



早期療育支援（カンガルー教室）

発達に心配のある就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、個別又はグループで遊びを通じた指導やアドバイスをを行います。

ここ・ほっと巡回相談

発達に心配のあるお子さんが在籍している幼稚園や保育園等を対象に、保健師や心理相談員等が訪問し、お子さんの対応等についてアドバイスをを行います。

専門療育（なないろ教室）

発達の遅れや障がいのあるお子さんを対象に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理相談員が個別又はグループ指導を行います。

児童発達支援センター「かすが園」

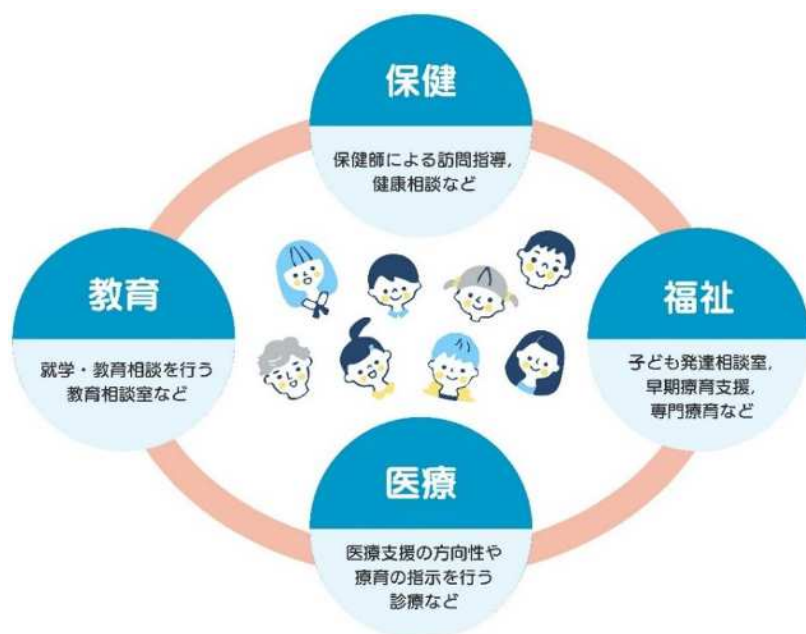
肢体不自由又は医療的ケアが必要な概ね3歳以上の就学前のお子さんを対象とする通所支援施設で、個別指導及びグループ指導を通して、社会生活適応に向けた療育を行います。

交流事業

日常的な保育プログラムと季節の行事カリキュラムなどにおいて、障がいのある子とない子や地域の方との交流を実施し、地域におけるノーマライゼーションの推進を図っています。

児童発達支援センター「若葉園」

知的障がいのある概ね3歳以上の就学前のお子さんを対象とする通所施設で、日常生活に必要な動作の獲得や社会生活適応に向けた療育を行います。



【基本施策5】結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実

- (1) 妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 結婚の希望をかなえる支援の充実
- (3) 妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実

◆ 現状と課題

結婚したいと思う若者の割合が高い一方で、依然として未婚化・晩婚化が進行していることから、若者の結婚の希望をかなえるための支援が必要です。

また、理想よりも予定の子どもの数が少ない理由として、「経済的な負担」を選択する人の割合が、5年前の調査結果と比較して大幅に減少しているものの、依然として最も高い状況（約56%）にあるほか、不妊に悩む夫婦も一定数（約20%）存在していることから、子どもを望む夫婦の希望がかなえられるよう、経済的・心理的な支援が必要です。

◆ 施策の方向性

結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実に向け、結婚を希望する独身男女に対し、実際の結婚活動に役立つコミュニケーションやライフプラン等に係る講義を行い、そこで学んだことを実践する交流機会の提供を一体的に実施する『結婚活動支援事業』や、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない夫婦に対し、体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術、これらに付随する先進医療の治療に要する費用の一部を助成して経済的負担を軽減する『不妊治療費助成』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

結婚の希望をかなえる支援が充実し、結婚を望む人の希望がかなっています。また、妊娠に関する正しい知識が普及するとともに、子どもを持ちたいと願う夫婦への支援が適切に行われ、妊娠・出産を望む人の希望がかなっています。

<目標値>

指 標	令和5年度	令和11年度
出会いがないことや経済的な不安により独身でいる人の割合	34.0%	基準値より減少

<参考値>

不妊治療費助成件数	643 件	—
-----------	-------	---

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 妊娠に関する正しい知識の普及啓発

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点 新規			プレコンセプションケア 促進事業	若いうちからの健康管理の重要性、妊娠・出産、不妊治療についての知識を啓発するため、婚姻届を提出したカップル等への冊子の配付やフェムテックの活用などにより、プレコンセプションケアを促進します。
	●	●	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談 【再掲】	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。
			性と健康に関する思春期の健康教育 【再掲】	中学生に対し、性と健康に関する正しい知識や情報を提供することで、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てます。
			性教育サポート事業 【再掲】	中学校に産婦人科医師を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を実施し、生命尊重の考え方に基づく性に関する指導の充実を図ります。

(2) 結婚の希望をかなえる支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点			結婚活動支援事業	結婚を希望する独身男女に対し、実際の結婚活動に役立つコミュニケーションやライフプラン等に係る講義を行い、そこで学んだことを実践する交流機会の提供を一体的に実施します。
重点			子育て環境プロモーション事業	本市が安心して結婚・子育てできる環境であることを市民に広く知ってもらえるよう、デジタルサイネージや SNS、リーフレットなどを活用しながら、本市独自の子育て支援を周知し、「結婚・子育てするなら宇都宮」というイメージの醸成を図ります。
			農コン事業	市内外の独身農業者や本市農業に興味のある独身男女を対象に、農業体験や地場農産物の食事会などを実施することにより、本市農業の魅力をPRするとともに、農業者のパートナー確保を支援し、新規就農者の確保や農業者の結婚による本市農業の経営基盤の安定化を図ります。

基本施策を構成する施策事業一覧

		とちぎ結婚支援センター運営支援	栃木県や県内市町等で構成される「とちぎ未来クラブ」が設置している，結婚支援の総合相談窓口である「とちぎ結婚支援センター」の運営を支援するとともに，結婚を希望する市民が「とちぎ結婚支援センター」に入会する際の登録料を補助します。
		中高生と乳幼児のふれあい交流事業【再掲】	多感期である中高生が，子育てサロンや保育所において乳幼児と直接ふれあう事業を通じ，関わり方を学び小さい子どもを慈しむ気持ち育てます。
		結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担の軽減を図るため，新生活に必要な住宅賃借費用等の一部を補助します。

▼結婚活動支援事業



▼子育て環境プロモーション事業 ～ずっと、宇都宮。～



基本施策を構成する施策事業一覧

(3) 妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点			不妊治療費助成	子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない夫婦に対し、体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術、これらに付随する先進医療の治療に要する費用の一部を助成して経済的負担を軽減します。
新規			子宮頸がんリスク検査（HPV検査）	がん死亡の減少や妊孕性 ^{にんようせい} の確保につながる子宮頸がんの早期発見・早期治療の更なる推進を図るため、30歳・35歳の女性に対し、「子宮頸がん検診」と合わせた「HPV検査」を無料で実施します。
	●	●	妊産婦・子どもの健康・育児に関する一般健康相談【再掲】	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。



◀みずほの森自然公園

八幡山公園▶



【基本施策6】安心して妊娠・出産，子育てできる環境づくり

- (1) 妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進
- (2) 子育て家庭の多様なニーズに応える子育て支援の充実

◆ 現状と課題

晩婚化・晩産化が進行し，高齢出産等への懸念により出生数が減少していることから，妊娠・出産時における健康管理や，心理的な負担軽減を図る必要があるとともに，安心して子どもを産み育てるため，妊娠初期の健康管理から産後のケアまでのきめ細やかな健康支援の推進や相談体制の充実が必要です。

◆ 施策の方向性

安心して妊娠・出産，子育てすることができるよう，生後4か月までの全乳児とその家族を対象に，個々の状況に合わせた保健指導や家族計画の指導を行うとともに，子育てに関する情報を提供する『こんにちは赤ちゃん事業』や，産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見し，宿泊・通所・訪問型による心身のケアとともに訪問員による見守り及び心理的ケアを行い，母子の健康増進と児童虐待の未然防止に寄与する『産後ケア等事業』，妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め，専門的な知見を生かした総合的相談支援を推進する『こども家庭センター』の運営などに重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援が適切に行われ，安心して妊娠・出産，子育てができています。

<目標値>

指 標	令和5年度	令和11年度
「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問面接率	97.9%	100%
産後サポート事業延べ利用回数	423回	850回

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	こんにちは赤ちゃん事業 【再掲】	生後 4 か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や家族計画の指導を行うとともに、子育てに関する情報を提供することにより、安心して子育てできるよう支援します。
重点	●	●	産後ケア等事業	産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見し、母子の健康増進と児童虐待の未然防止に寄与するため、宿泊・通所・訪問の産後ケアによる心身のケアや育児のサポートのほか、休養の機会の提供や、助産師などの産後サポートによる見守り及び心理的ケアを実施します。
重点	●		妊産婦健康診査	妊娠中及び産後の異常の予防・早期発見・早期治療の支援のため、母子健康手帳交付時に受診票（妊婦健診 14 回、産婦健診 2 回分）を交付し、医療機関の健診（保険診療外）に係る費用の一部を助成します。
重点 新規	●	●	こども家庭センター （母子保健分野） 【再掲】	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援を推進するため、ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握するとともに、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるよう、支援します。
新規	●		宮っこ子育てアプリ（母子モ） による 情報管理・発信機能等の提供	子育てに関する市のイベント情報や支援施設情報を提供するとともに、成長記録や予防接種のスケジュール等を管理できる機能、さらには幼児健診やママパパ学級等の予約機能をスマートフォン向けアプリにより提供します。
新規	●	●	もうすぐ 38 っ子応援事業 【再掲】	妊娠期からの切れ目のない子育て支援の一環として、出産や子育てへの期待と不安が高まる「妊娠 8 か月期」の妊婦等に対して、全数面接の実施により不安軽減につなげる伴走型相談支援を実施するとともに、3 万円の応援金を支給する経済的支援を一体的に実施します。
	●		助産施設の入所	保健上必要であるにもかかわらず経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所や出産費用を公費で負担します。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●	●	母子健康手帳の交付と 母子保健・子育て情報の提供	妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、母と子の健康管理と保持増進を図るとともに、「ママ・パパと赤ちゃんのためのしおり」を配付し、本市における母子保健・子育てサービスに関する事業の周知を図ります。
	●		妊産婦歯科健康診査	妊娠中や産後のむし歯などの口腔疾患の予防・早期発見・早期治療を行うことで、母子の口腔内の健康の保持増進を図ります。
	●		妊産婦医療費助成	妊産婦に対し、病気の早期発見・早期治療を促し、健康増進を図るため、健康保険が適用になる治療を受けた際に支払った医療費（自己負担分）を助成します。
	●		母子保健に関する健康教育 【再掲】	育児に関する正しい情報提供による育児不安の軽減及び虐待の予防のため、子どもの発育発達・栄養・運動・子育て支援に関する講話や体験学習、情報提供を実施します。
	●	●	妊産婦・乳幼児の保護者等への 訪問指導 【再掲】	乳幼児等の疾病予防や健康増進を図るほか、保護者等の育児不安を軽減するため、妊産婦・乳幼児の保護者等の家庭を訪問し、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援を実施します。
	●	●	養育支援訪問事業 【再掲】	こにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的な相談支援を実施します。
	●	●	ママパパ学級	夫婦で妊娠・出産等に関する知識や技術を学ぶことで、妊娠中から親になることへの自覚を高め、夫婦で協力して子育てすることを支援します。
	●	●	妊産婦・子どもの健康・育児に 関する一般健康相談 【再掲】	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。



◀宮っこ子育てアプリ（母子モ）

基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える子育て支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		多子世帯支援事業	多子世帯の子育てに関する心理的・経済的負担の軽減を図るため、18歳未満の子のうち、第2子以降の未就学児等における「ファミリーサポートセンター事業」や「一時預かり保育（保育所等・ゆうあいひろば）」の利用料を補助します。
新規	●		子育てタクシー導入促進事業	妊産婦や子どもの送迎ニーズに対応するため、市内タクシー事業者の「子育てタクシードライバー養成講座」受講料等を補助することで、妊産婦や子ども一人でもタクシー利用が可能な「子育てタクシー」の導入を促進します。

▼子育てタクシー

子育て
愉快だ
宇都宮

子育て世帯の様々なシーンに対応した
安心便利な4つのコースを提供

①かんばんコース

②ひよこコース【要事前登録・事前予約】

③こうのとりコース【要事前登録】

※予約が重なった時や夜間などご利用いただけない場合があります。

④ふくろうコース

【基本施策7】多様なニーズに対応した保育サービス

- (1) 年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現
- (2) 教育・保育サービスの質の向上につながる取組の推進
- (3) 子どもや子育て家庭の状況に応じた教育・保育サービスの充実

◆ 現状と課題

未就園児は、減少しているものの、女性就業率の上昇等に伴う保育ニーズの増加が想定される中、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現に向け、保育サービスの量や質の確保が必要です。

また、休日保育や一時預かりなどの特別保育のニーズの高まりなど、多様な保育ニーズの受け皿となる供給体制の確保が必要です。

◆ 施策の方向性

子育て家庭を支援できるよう、教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供する『教育・保育施設等による供給体制の確保』や、保育需要の増加や保育の質の向上に的確に対応し、保育士を安定的に確保する『保育士確保の推進』、仕事や病気のために休日、家庭で保育ができない場合に保護者に代わり保育を行う『休日保育』、0歳6か月～満3歳まで未就園児（保育所等を利用していない児童）を、保護者の就労状況に関わらず、月一定時間まで、保育所等で預かる『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）』などに重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

子育て家庭の多様なニーズに対する質の高い教育・保育サービスが提供され、継続的な年間を通じた待機児童ゼロが達成されています。

<目標値>

指 標	令和5年度	令和11年度
「とちぎ保育士・保育所支援センター」のマッチング支援を活用した保育士確保数	32人	43人
送迎保育ステーションの利用児童数	8人	30人

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		教育・保育施設等による供給体制の確保	幼稚園，保育所，認定こども園等による供給体制を確保し，年間を通した待機児童ゼロを継続していくことにより，教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供します。
重点	●		保育士確保の推進	年間を通した待機児童ゼロを継続していくとともに，保育の質の確保・向上を図るため，保育士を安定的に確保できるよう，保育士確保策を推進します。

(2) 教育・保育サービスの質の向上につながる取組の推進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点			教育・保育施設等への巡回指導支援の推進	安全・安心な保育環境の確保に向け，事前予告なく施設を訪問し，子どもへの対応方法などについて確認を行うほか，保育上の相談や困りごとに対して助言を行うなど，保育等の質の更なる向上を図ります。
			障害児通所支援事業者の指導監督の実施	障がい児が生活能力向上に向けた必要な訓練や支援サービスを受けることができるよう，放課後等デイサービスや児童発達支援事業所などの指導監督を行い，適正な事業運営及び事業環境の確保を図ります。
			社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監査の実施	市民が安心して保育施設に児童を預けられるよう，社会福祉法人及び児童福祉施設等（認可保育所，母子生活支援施設，幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業等）の指導監督を行い，安全な保育環境の確保を図ります。
			教育・保育の質に関する評価受審等の促進	内部評価を行い，常に教育・保育の内容や方法を見直すとともに，第三者評価を受審することにより，教育・保育の質の改善・向上を図ります。
			保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実	保育の質の向上を図るため，幼稚園，保育所，認定こども園，認可外保育施設等の保育士等を対象に研修を通じて保育の専門性を高めます。
			民間保育所代替職員雇用費補助	教育・保育施設等において，職員が産前産後休暇や傷病休暇を取得するにあたり，その代替職員を雇用するための補助を行うことにより，安定した保育サービスの提供を図ります。

基本施策を構成する施策事業一覧

(3) 子どもや子育て家庭の状況に応じた教育・保育サービスの充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点 新規	●		送迎保育ステーション事業	駅周辺における局所的な保育ニーズに対応するとともに、保護者の送迎負担の軽減を図るため、対象児童（送迎先の保育施設に入所している3歳以上の児童）を専用バスで保育場所まで送迎するとともに、朝・夕の時間の保育を行います。
重点 新規	●	●	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	子育て世帯の負担軽減・不安解消等を図るため、0歳6か月から満3歳までの未就園児（保育所等を利用していない児童）を、保護者の就労状況に関わらず、月一定時間まで、保育所等で預かります。
重点	●		休日保育	仕事や病気のために休日、家庭で保育ができない場合に保護者に代わり保育を行うことにより、児童の福祉の増進を図ります。
新規	●		実費徴収に係る補足給付事業	低所得で生計が困難である世帯等の子どもの円滑な教育・保育施設等の利用が図られ、すべての子どもの健やかな成長を支援するため、教育・保育施設等の利用に係る日用品費、給食費（副食費）等の一部を補助します。
	●		一時預かり保育 （ゆうあいひろば）事業	保護者の育児に対する心理的・精神的負担を軽減するため、一時的に児童をゆうあいひろばで預かり、保育します。
	●	●	宮っ子ステーション事業 （子どもの家事業）	地域や学校と連携しながら、平日の午前中は乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援事業を行うとともに、放課後は留守家庭児童の遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。
	●		一時預かり保育事業	家庭において、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児の保育を行うことにより、児童の福祉の増進を図ります。
	●		延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するため、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図ります。
	●		病児保育事業	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を病院及び保育所に併設した施設において一時的に保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●	子育て支援短期入所事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病、出産などの理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、概ね7日を限度として、昼夜を通し児童を乳児院や児童養護施設において養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育てを支援します。
	●	発達支援児保育・ 医療的ケア児保育の推進 (障がい児保育の推進) 【再掲】	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいをもつ児童に、保育所・認定こども園等において、教育・保育を提供できる体制をつくりまします。



◀宮っ子ステーション事業（子どもの家）

一時預かり保育（ゆうあいひろば）事業▶



【コラム】送迎保育ステーション事業 ～ 保護者の皆さまの送迎負担を軽減します！！ ～

JR宇都宮駅東口に設置された宇都宮市送迎保育ステーション「未来」では、3歳児クラス以上のお子さんを対象に、登園前の朝の時間と降園後の夕方の方の時間にお子さんを一時的にお預かりしています。

日中は、お子さんが在籍している保育施設（指定送迎先施設）で過ごすため、朝と夕方に保育士が添乗する幼児専用バスで在籍する施設へ送迎していきます。

送迎保育ステーションでお子さんをお預かりすることで、保育施設までの送迎に係る保護者の負担軽減を目指しています。また、お子さんが送迎先施設で過ごしている日中の時間、送迎保育ステーションは、コワーキングスペースとしてご利用いただけます。送迎保育ステーションをご利用いただくことで、保育施設の選択肢が広がり、仕事と子育ての両立が目指せます。



【基本施策8】ひとり親家庭等の自立に向けた支援

- (1) 生活基盤を安定させる就労支援の充実
- (2) 安心して子育てと仕事の両立ができる支援の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

◆ 現状と課題

ひとり親世帯の貧困率は低下傾向にあるものの、2人親世帯と比較して高い状態にあることから、ひとり親家庭の生活基盤の安定が図れるよう、就労支援の強化を図るとともに、仕事と子育ての両立に向けた子育て支援や生活支援の充実が必要です。

また、経済的な貧困の連鎖を未然に防止するため、教育の機会均等などの推進が必要です。

◆ 施策の方向性

就業相談や就職情報の提供、就業支援講習会の開催、弁護士等の専門家による養育費の確保のための相談などを行う『母子家庭等就業・自立支援センター事業』や、就職・転職に有利な資格の取得のため、講座の受講料や修業期間中の生活費に係る給付金を支給し、就労によるひとり親家庭の自立の促進を図る『自立支援給付金事業』、養育費の取り決め内容に係る債務名義の取得を促進し、継続的な履行の確保を図る『養育費確保支援事業』などに重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

自立に向けた相談体制や生活基盤を安定させる就労支援が充実し、ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立し自立できています。

<目標値>

指 標	令和5年度	令和11年度
ひとり親家庭に支給する 児童扶養手当の一部支給家庭の割合	46.8%	47.6%
児童扶養手当新規申請者における 養育費の取り決め率	49.2%	55.2%

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 生活基盤を安定させる就労支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の安定した生活に向けて支援するため、就業相談員による就業相談や就職情報の提供等、個々の生活実態や希望に応じた助言や相談を行います。また、就業支援講習会の開催や、弁護士等の専門家による養育費の確保のための相談などを行います。
重点	●		自立支援給付金事業	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、講座の受講料や修業期間中の生活費に係る給付金を支給し、就職や転職に有利な資格の取得を促進します。
	●	●	企業との連携による就労支援事業	ひとり親家庭の自立に向けた就労を支援するため、就労支援にノウハウや実績のある民間派遣会社と連携し、就労相談や能力開発、マッチングなどの支援を継続的・総合的に実施します。
	●		ひとり親家庭支援手当	ひとり親家庭の経済的負担軽減と自立に向けた就労を支援するため、手当を支給します。
	●		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金 【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けた就労を支援するため、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子に対し、高等学校卒業程度認定試験に係る対象講座受講費用の一部を支給します。
	●		雇用創出奨励制度の推進 【再掲】	就職が困難な求職者（高年齢者、障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父など）を雇用した中小企業事業者に雇用奨励金を支給することにより、就職困難者の雇用促進を図ります。

基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 安心して子育てと仕事の両立ができる支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		ファミリーサポートセンター事業 利用料補助事業	ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業の利用料の一部を補助します。
重点	●		病児保育事業利用者負担額 補助事業	ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、病児保育事業利用者負担額の一部を補助します。
	●		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、親の病気や冠婚葬祭、就職活動など家事・育児が困難な場合に、家庭生活支援員を派遣し家事や育児の支援を行います。
	●		保育所等入所への配慮	ひとり親家庭等の保護者が安心して就業できるよう、また、職業訓練が円滑に行えるよう、保育所等の入所を希望する場合、入所の利用調整に配慮します。

ひとり親等支援の 案内パンフレット



ひとり親の家庭を 支援いたします

宇都宮市では、
制度により、
生活や子育てを
支援します。
(裏面に記載)
手続きについて
いたしますので、
政策課」まで

相談と手続きに
市役所へ
行っていただくか?

うん、ぜひ
相談だね!

宇都宮市
MYVA CITY

宇都宮市 子ども部 子ども政策課
自立支援グループ
宇都宮市役所2階 D11窓口
☎028-632-2386 ひとり親家庭の
支援

基本施策を構成する施策事業一覧

(3) ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●		養育費確保支援事業補助金	養育費に係る債務名義の取得を促進し、継続した履行の確保によるひとり親家庭の経済的な安定を図るため、公正証書等の作成費用や養育費保証契約に係る保証料を補助します。
重点	●		児童扶養手当	ひとり親家庭における児童の心身の健やかな成長を図るため、手当を支給します。
新規	●		大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金 【再掲】	経済的課題を抱える貧困世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料や模擬試験受験料を補助します。
新規	●	●	子育て世帯等の住まいに関する相談支援事業 (宇都宮市居住支援協議会)	子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援を推進するため、入居等に関する相談支援事業を実施します。
	●		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の健康増進や、経済的な負担軽減を図るため、医療費(自己負担分)を助成します。
	●		母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【再掲】	ひとり親家庭の経済的な自立と児童の就学機会の確保を図るため、技能習得資金や児童の修学資金等の貸付けを行います。
	●		母子生活支援施設入所	家庭において児童の養育や自立した生活が困難な母子家庭に対応するため、母子家庭の母と子を入所させ個々に応じた生活支援をすることにより、地域での早期自立が図れるよう、在宅生活に向けた子育て、就業支援を実施します。
			身元保証人確保対策事業	母子生活支援施設入所中又は退所した子どもや女性の自立支援を図る観点から、就職、住居を賃借する際の身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。
	●		市営住宅の優先措置	小学校就学前の子がいる世帯の入居収入基準の緩和(裁量階級世帯)や、満20歳未満の子を扶養する母子・父子家庭に対する抽選優先措置を行います。
	●	●	母子・父子自立支援員等による生活・就業等相談	ひとり親家庭の個々の状況に応じた生活面・就労面での支援を図るため、各種相談や事業案内、自立支援プログラムの策定などを行います。

【基本施策9】仕事と生活が調和した社会づくり

- (1) 企業等における働きやすい職場環境づくりの促進
- (2) 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進

◆ 現状と課題

子育て家庭の仕事と家庭生活の両立に向け、企業や本人への意識啓発に取り組んでいるものの、男性の育児休業取得率が25%程度であることや、生活時間よりも仕事時間を優先する人の割合が、40%程度となっていること、また、育児の心理的・肉体的な不安を抱える人が25%程度となっている状況などから、子育てをしながらも働きやすい職場環境づくりや、男性の積極的な家庭参画の促進が必要です。

◆ 施策の方向性

仕事と生活が調和した社会づくりを推進するため、経営者向けの啓発セミナーや女性活躍の推進に向けた補助などを行う『事業者に対するワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組啓発事業』や、夫婦で妊娠・出産、子育てに関する知識や技術を学び、親になることへの自覚を高めることで、男性の積極的な家庭参画を促す『パパママ学級』などに重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

企業等における働きやすい職場環境づくりや、働き方の見直し、男性の積極的な家庭参画が促進され、仕事と生活が調和した社会となっています。

<目標値>

指 標	令和5年度	令和11年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合	21.8%	12.0%以下
「こどもまんなか応援サポーター」に参加する企業等の数	27 事業者	100 事業者

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 企業等における働きやすい職場環境づくりの促進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点			事業者に対する ワーク・ライフ・バランスや 女性活躍推進の取組啓発事業	市内事業所における、ワーク・ライフ・バランスの実現や男性の育児休業取得促進、女性活躍に向けた取組を促進するため、経営者を対象とした啓発セミナーの実施やパンフレットの配布、フェムテックの活用など、事業所における女性活躍を推進するための取組に対し補助などを行います。
			男女共同参画推進事業者表彰 (きらり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりを促進するため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰するとともに、受賞企業の取組について、市ホームページ等での紹介や大手の就活支援サイト等に市ホームページにリンクするバナー広告を掲載するなど、周知啓発を行います。
		●	雇用・労働に関する 総合ポータルサイト等による 周知啓発事業	働くための法律、制度、各種情報をまとめた求職者、勤労者、事業者向けの総合ポータルサイト等により情報発信を行い、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方の実現を支援します。
			ふれあいのある家庭づくりの推進	家庭における親と子のふれあいや、絆づくりの大切さを広く普及啓発するため、地域・企業・団体等と連携した「家庭の日」運動の推進や、「ふれあいのある家庭づくり作品コンクール」の実施等に取り組みます。

▼男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）



ふれあいのある家庭づくり作品コンクール【市長賞】

● 令和5年度



絵画部門

写真部門



● 令和6年度

絵画部門



写真部門



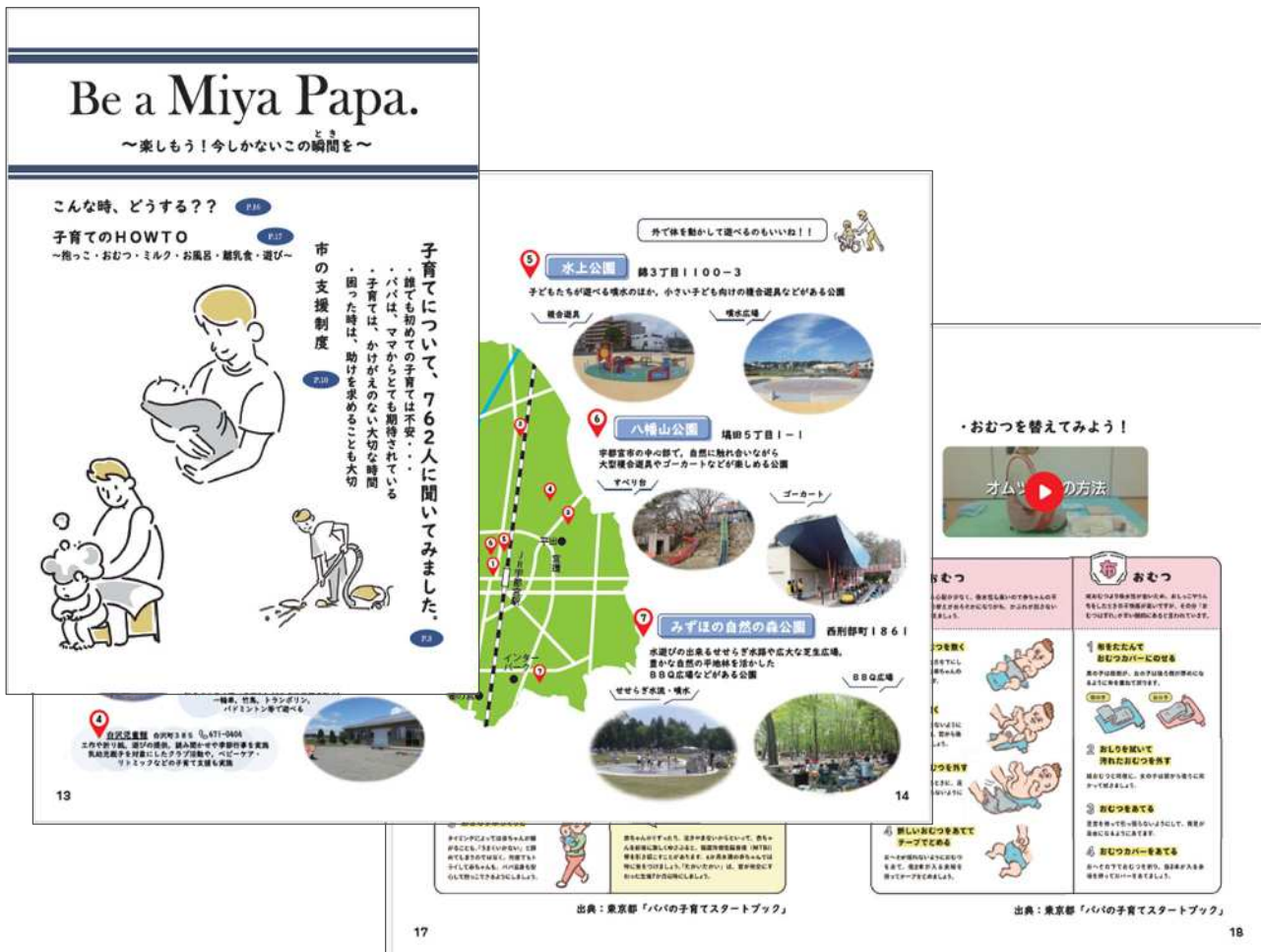
基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	ママパパ学級 【再掲】	夫婦で妊娠・出産等に関する知識や技術を学ぶことで、妊娠中から親になることへの自覚を高め、夫婦で協力して子育てすることを支援します。
	●		男性の家庭参画の促進	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ（又は持つことを予定している）男性を対象に、育児や家事に参画する必要性や楽しさを実感できる講座を開催するほか、市ホームページ等を通じた周知啓発（デジタルブック等）などに取り組みます。
		●	雇用・労働に関する 総合ポータルサイト等による 周知啓発事業 【再掲】	働くための法律、制度、各種情報をまとめた求職者、勤労者、事業者向けの総合ポータルサイト等により情報発信を行い、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方の実現を支援します。

▼男性の家庭参画を促進するための

父親向け子育てデジタルブック ～「Be a Miya Papa.」～



【基本施策10】地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援

- (1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実
- (2) 身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信
- (3) 家庭における養育力の向上
- (4) 子どもの安全を守る取組の推進

◆ 現状と課題

関係性の貧困状態にある子どもの割合は、5年前の調査結果と比較して20ポイント悪化し、5割を超えています。

子どもの普段の生活は、保護者の考えや行動に影響を受けることが多いことから、保護者の子育てに対する負担感を軽減することで、子どもに関心を持ち、積極的に子育てに関わりやすい環境を整え、親子の「関係性の貧困」を防止する必要があります。

合わせて、共働き世帯の増加等を背景に、保護者と子どもが触れ合う時間的余裕が減少傾向にあることから、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援も重要です。特に、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響によって一時的に地域の活動が自粛された状況もあり、地域コミュニティの希薄化が進行したと考えられることから、子どもたちが地域の大人と関わる機会を増やすことも必要です。

◆ 施策の方向性

地域全体で子どもや子育て家庭を支援するため、地域拠点における子育て相談及び育児不安の解消を図る『子育てサロン（地域子育て支援拠点）事業』や、育児援助を行う者（協力会員）と援助を希望する者（依頼会員）との相互援助活動を支援する『ファミリーサポートセンター事業』、子どもへの学習習慣、生活習慣の習得に向けた支援や体験・経験機会の提供のほか、親への子育て相談などを行う『親と子どもの居場所づくり事業』、地域が日常生活の中で「子どもの健全育成」や「地域の安全安心」のための見守りを実施し、犯罪の未然防止を行う『ながら見守りの推進』などに、重点的に取り組んでいきます。

◆ 目 標

身近な相談支援体制が充実するとともに、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える仕組みによって子どもの安全が守られるなど、家庭や地域の養育力が向上しています。

<目標値>

指 標	令和5年度	令和11年度
宮っこの居場所の登録数	44 か所	66 か所
「ながら見守り」実施者数	—	1,500 人 (累計)

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	子育てサロン (地域子育て支援拠点事業)	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、子育ての相談指導・育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援を推進します。 また、子育てサロンを地域における子育て拠点として位置付け、きめ細かな子育てに関する相談・支援・情報提供を行うとともに、潜在的な不安を抱える家庭を含め、子育てに対する不安の軽減を図ります。
重点	●		ファミリーサポートセンター事業	未就学児から中学生までの子どもの預かりや習い事の送迎など、地域における育児の相互援助活動を推進するため、子育ての援助をしたい人（協力会員）と子育ての援助を受けたい人（依頼会員）との連絡、調整等を行います。
重点	●	●	親と子どもの居場所づくり事業	市が運営する居場所において、子どもの前向きな気持ちや生きる力を育むため、学習支援や生活習慣支援、季節イベント等の開催等に取り組むとともに、親の負担軽減を図るため、子育ての悩み相談を行うなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供します。
重点	●	●	子どもの居場所づくり事業 【再掲】	子どもたちが行きたい時に気軽に行けて、地域の大人の見守りの下、宿題や工作、遊び、食事などをしながら安心して過ごすことができる「子どもの居場所」の拡充に向けて、地域や団体等を支援します。

▼子育てサロン



基本施策を構成する施策事業一覧

重点	●		市民総ぐるみ環境点検活動	市内のまちづくり組織が主催し、青少年育成会や防犯ネットワーク組織等が幹事団体となり、地域ぐるみで「子どもの健全育成」や「地域の安全安心」のための環境点検活動を実施することにより、非行の未然防止を図るとともに、問題箇所を把握し改善を行います。
新規	●		家庭での読書習慣を育む取組	家庭での読書習慣を育み、子どもが継続的に本に親しむきっかけづくりとするため、集団検診時のブックリスト配布や生涯学習センターにおける読み聞かせ、保護者のグループや育児サークルを対象とした出前講座等の事業の充実を図ります。
新規	●		宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金	居住誘導区域や一部の地区計画区域への居住を促進するため、これらのエリアに住宅を取得した世帯に、取得費用の一部を補助します。
	●	●	各地区の児童虐待防止ネットワークによる見守り・啓発	民生委員児童委員等が中心となり、地域において児童虐待の未然防止を図るとともに、児童虐待が疑われる場合に円滑に対応できるよう、連絡体制を整備します。
	●	●	要支援児童健全育成事業（児童育成支援拠点事業）	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得のため、基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行います。
	●	●	要保護児童対策地域協議会（宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議）	関係機関等との連携のもと、児童虐待防止の啓発の推進や、個々の事例への適切な対応を図り、総合的に児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行います。

▼親と子どもの居場所（活動イメージ）



基本施策を構成する施策事業一覧

	●	●	なかよしクラブ事業 【再掲】	地域の子育て支援のための相談、交流の場を提供するとともに、心身に遅れのあると思われる児童とその保護者に対し、該当児童が健やかに成長することができるよう、適切な相談、指導助言を行い、児童の福祉の向上を図ります。
	●		宮っこフェスタの開催	安心・安全に子どもを産み育てられる社会の実現に向け、宮っ子に同世代・異世代との交流の場や、自分の考えを自由に表現する場、子育ての楽しさを実感できる場を提供するイベントを開催し、子育て・子育てを社会全体で支え合う機運の醸成を図ります。
	●		魅力ある学校づくり地域協議会活動の充実	学校・家庭・地域・企業等が一体となって学校教育の充実と、家庭や地域の教育力向上に取り組む「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援します。
	●		青少年巡回指導活動	青少年巡回指導員が、定期的に市内の繁華街・公園・駅・大型商業施設・ゲームセンター等を巡回し、青少年に対し「愛の声かけ」などを行うことにより、非行・問題行動の未然防止を図ります。
	●		宇都宮市青少年育成市民会議の運営支援	地域における青少年の育成活動支援や、ふれあいのある家庭づくりの促進などに取り組む「宇都宮市青少年育成市民会議」をサポートしながら、市民総ぐるみによる子ども・若者の健全育成を推進します。
	●		青少年育成のための指導者育成事業	地域で青少年の育成を担う指導者の養成や資質の向上を図るための研修会等を開催し、「子育て」、「子育て」に関する地域力の向上を図ります。

▼宇都宮市青少年育成市民会議



基本施策を構成する施策事業一覧

●	赤ちゃんの駅事業	子育て中の家庭が安心して外出することができるよう、公共施設や商業施設などにおいて授乳やおむつ替え等ができるスペースを「赤ちゃんの駅」として認定・周知するとともに、設置を促進します。
●	宇都宮市若年夫婦、子育て世帯 及び 新卒採用者等家賃補助金	居住誘導区域への居住を促進するため、居住誘導区域にある民間賃貸住宅へ入居した世帯に、家賃の一部を補助します。
●	学校協力者「街の先生」活動事業	「街の先生」登録者の活用による地域の教育力を生かした教育活動の推進のため、学校協力者「街の先生」を活用した教育活動を実施します。
●	子育てランド事業	家庭や地域と連携した子育てを支援するため、未就園児を対象とした子育て支援活動等を実施している私立幼稚園に対し、事業費の一部を補助します。

▼宮っこフェスタ



【コラム】ファミリーサポートセンター事業 ～ 育児で頑張る人を地域でサポート ～

子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助を受けたい人（依頼会員）がお互いに会員になって、子どもの健やかな育ちを地域で支え合う事業です。

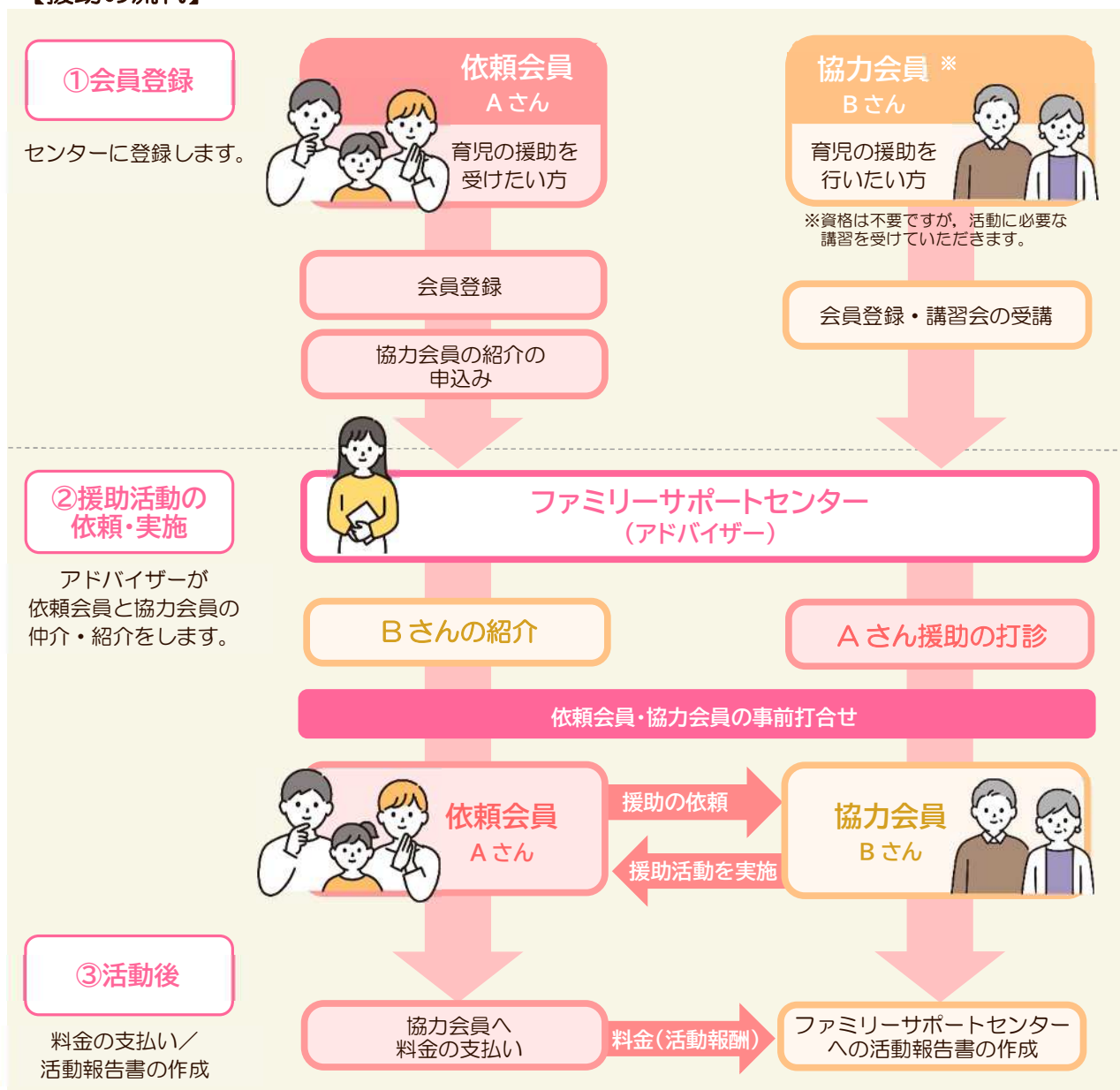
【援助できる主な内容】

- ・ 保育施設などへの送り迎え
- ・ 学校の放課後などに子どもを預かる
- ・ 保護者の急用や外出の際に子どもを預かる など

【対 象】 概ね生後6か月～中学校3年生

【費 用】 平日 午前7時～午後7時 : 800 円/時間
土日・祝日、年末年始及び平日（上記以外の時間） : 900 円/時間
※ 別途、交通費がかかる場合があります。

【援助の流れ】



基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点 新規	●	●	こども家庭センター (母子保健分野) 【再掲】	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援を推進するため、ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握するとともに、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるよう、支援します。
重点 新規	●	●	こども家庭センター (児童福祉分野)	福祉や教育、医療、警察などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・把握に取り組むとともに、子育てに不安や負担などを感じる保護者に対して相談や助言、様々な情報提供を行うなど、個々の状況に応じた適切な支援を行います。
新規	●		宮っこ子育てアプリ(母子モ)による 情報管理・発信機能等の提供 【再掲】	子育てに関する市のイベント情報や支援施設情報を提供するとともに、成長記録や予防接種のスケジュール等を管理できる機能、さらには幼児健診やママパパ学級等の予約機能をスマートフォン向けアプリにより提供します。
新規	●	●	子育て世帯等の住まいに関する 相談支援事業 (宇都宮市居住支援協議会) 【再掲】	子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援を推進するため、入居等に関する相談支援事業を実施します。
	●		子ども部出前講座 「宮っこスマイルセミナー」	子ども分野における現状や、市の取組、子育てに役立つ情報などを広く知ってもらえるよう、市の職員が、市民が集まる学習会や集会の場に出向き、分かりやすく説明します。
	●	●	LINE「教えてミヤリー」	「LINE」を活用したAI(人工知能)による自動応答サービス「教えてミヤリー」を運用し、平日、夜間、休日などいつでも、市民からの子育てや暮らしに関する問合せに対して適切に応答するとともに、市民が興味・関心を持っている子育てやイベントなどの様々な情報を適宜、配信することで、市民サービスの向上を図ります。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●	●	子ども総合相談	妊産婦や子どもの健康，子育ての心配ごとや子どもに関する諸手続きについての相談を窓口や電話で受け，利用者の不安や疑問をスムーズに解消することにより，子育て家庭の支援を行います。
	●		子育て情報提供事業 （宮っこ子育て応援ナビ， 「にこにこ子育て」の 発行 など）	安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため，子育てに関する情報を集約し，スマートフォン向けアプリや市ホームページ，冊子等を活用して，わかりやすく提供します。
	●	●	利用者支援事業 （宮っこ子育てコンシェル）	本市における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握する専門職員を配置し，保護者への情報提供，利用援助等を行い，利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図ります。
	●		親学と子どもの情報誌 「こどもるっくる」の発行	土日や長期休業中に，子どもが参加できる各種講座・イベント，ボランティア活動等に関する情報を提供し，子どもたちの体験活動を推進します。
	●	●	教育相談事業	教育センターにおいて，不登校や学校生活への不適応，就学などの相談を実施し，幼児児童生徒の健全な育成を目指します。



◀LINE「教えてミヤリー」

基本施策を構成する施策事業一覧

	●	●	妊産婦・乳幼児の保護者等を対象とした栄養相談 【再掲】	栄養に関する指導・助言による疾病予防や望ましい食習慣の改善のため、個別に、栄養に関する相談を実施します。（栄養士による個別の栄養相談：予約制）
	●	●	スクールカウンセラー派遣事業	学校支援体制の確立と教師の指導力向上、児童生徒の健全育成のため、スクールカウンセラーを派遣します。

▼子育て情報提供事業「にこにこ子育て」



▼親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」



基本施策を構成する施策事業一覧

(3) 家庭における養育力の向上

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点			ふれあいのある家庭づくりの推進 【再掲】	家庭における親と子のふれあいや絆づくりの大切さを広く普及啓発するため、地域・企業・団体等と連携した「家庭の日」運動の推進や、「ふれあいのある家庭づくり作品コンクール」の実施等に取り組みます。
新規	●	●	アウトリーチ型 家庭教育支援の推進	家庭教育支援を必要とする保護者に対して個別の訪問等を実施し、家庭教育に関する基本的な情報提供や相談に応じるアウトリーチ型支援に取り組みます。
	●		家庭教育支援講座の充実	人づくりにおいて重要な役割を担う家庭の教育力向上に向け、保護者の気づきを促す講座や親子双方の育ちを支援するための講座を実施します。 また、親学出前講座において企業や市PTA連合会、家庭教育支援活動者と連携し、プログラムの充実を図ります。
	●		家庭教育支援活動者の育成	子育て家庭の教育力向上に向け、きめ細かな支援を行うため、地域における家庭教育支援の活動者を育成します。
	●		男性の家庭参画の促進 【再掲】	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ（又は持つことを予定している）男性を対象に、育児や家事に参画する必要性や楽しさを実感できる講座を開催するほか、市ホームページ等を通じた周知啓発（デジタルブック等）などに取り組みます。
			子育て環境プロモーション事業 【再掲】	本市が安心して結婚・子育てできる環境であることを市民に広く知ってもらえるよう、デジタルサイネージや SNS、リーフレットなどを活用しながら、本市独自の子育て支援を周知し、「結婚・子育てするなら宇都宮」というイメージの醸成を図ります。

基本施策を構成する施策事業一覧

(4) 子どもの安全を守る取組の推進

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点			園外活動時における交通安全対策	保育所等の園外活動時における交通安全を確保するため、緊急安全点検において把握した危険箇所の対策や、保育所等周辺におけるキッズゾーンの設定を含む安全対策を実施します。
重点 新規			「ながら見守り」の推進	個人・事業者等が日常生活や業務中に、気軽に参加できる「ながら見守り」、ドライブレコーダー搭載車両による「ながら見守り」を推進することにより、地域における見守りを強化し、犯罪の未然防止を図ります。
重点			通学路の交通安全対策	児童生徒の登下校時における交通安全の確保及び交通安全対策の推進のため、交通安全教室や交通安全作文の募集、通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施します。
新規			老朽化した保育施設の改修	児童が安心・安全な環境で保育を受けることができる体制を確保していくため、老朽化した保育施設の計画的な改修を推進します。
新規			保育所等における児童の性被害の防止	「こども性暴力防止法」を踏まえ、性加害等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理を厳格に運用するとともに、性被害防止のための改修を行う民間施設の支援などを通し、保育所等における児童の性被害の防止を図ります。 また、令和8年度の施行に向けた具体的な検討が進められている「日本版 DBS」についても、国の動向を踏まえ、適切に運用していきます。
			公共的施設のバリアフリーの推進	高齢者、障がい者をはじめとする多くの市民が利用する民間の公共的施設のバリアフリー化を促進するため、事業者等に対し、バリアフリー化への一層の周知を図るほか、傾斜路、手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助し、福祉のまちづくりを推進します。
			道路のバリアフリーの推進	子ども、障がい者をはじめとする誰もが安全・安心に通行できる歩行空間創出のため、公共施設や福祉施設の周辺道路を優先に点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行います。

基本施策を構成する施策事業一覧

		ＬＲＴやバスなど 公共交通機関の バリアフリーの推進	障がい者や高齢者をはじめ，誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため，高いバリアフリー性を有するユニバーサルデザインを採用したライトラインの整備に取り組むとともに，交通事業者によるノンステップバスや低床型ＥＶバス，ユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行います。
		公園のバリアフリーの推進	高齢者，障がい者及び児童などすべての市民が安全で安心して利用しやすい公園とするため，バリアフリー化未整備公園を対象とし，出入口，園路，水飲み器等を計画的に整備します。
		子どもの一斉見守り活動	スクールガードや自主防犯活動団体等の地域の見守り活動者同士の連携強化と児童生徒との信頼関係構築を図るため，各小学校単位に安全指導や一斉下校，顔合わせ等を行う「子どもの見守り強化月間」（４～５月）を実施します。
		不審者や災害等に関する 安全教育の充実	各学校において不審者や災害等に備えた避難訓練を実施します。
		交通事故防止に関する取組の 充実	「市通学路交通安全プログラム」に基づき，通学路の合同点検やスクールゾーンの設定などを通して，交通事故防止のための取組を充実します。
		スクールガード体制の充実	児童の安全を確保するため，スクールガード体制を充実します。
		犯罪発生情報の提供と 防犯対策の普及	市内の各警察署が配信している「ルリちゃん安全メール」の普及促進に取り組むとともに，子どもが犯罪被害に遭わないための防犯講習会を開催します。また，宇都宮防犯協会と連携を図り，外出時における防犯ブザーの携行を促進します。
		自主防犯活動の連携・協力の 促進	犯罪情勢等の情報提供や各地区の優良活動などの情報共有などにより，連携・協力や活動を促進し，地域における子どもの見守り等の防犯活動の強化を図ります。
		防犯灯の設置支援	通学路などの夜間における明るさを確保するため，防犯灯の設置や運用を支援します。
		交通指導員による交通安全指導	毎朝の通学路での立哨を通じ，登校時の児童の交通安全を確保します。

基本施策を構成する施策事業一覧

			交通安全教室の開催	交通ルールの遵守と相手の立場を尊重する交通マナーが実践されるよう、幼児、児童・保護者などを対象に交通安全教室を開催し、子どもの交通安全意識の高揚を図ります。
		●	ネットいじめ等パトロール・相談事業の推進 【再掲】	ネット上の誹謗中傷やいじめ等から小中学生を守るため、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」を実施します。
			小中学校における出前講座等の実施	市立全小中学校において、児童生徒や保護者を対象に、企業などの専門家によるSNSに関する出前講座を実施します。また、要請に応じて「親学出前講座」を実施します。

LRTやバスなど
公共交通機関のバリアフリー▶



▼交通安全教室の開催



【基本施策 1.1】児童虐待の防止

- (1) 児童虐待の発生予防
- (2) 児童虐待の重篤化の抑制

◆ 現状と課題

虐待相談件数が増加傾向にある中、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待リスクの早期発見や低減が必要です。

◆ 施策の方向性

児童虐待の未然防止や重篤化の抑制を図るため、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して相談支援等を行う『親子関係形成支援事業』や、『こども家庭センター（児童福祉分野）』の運営などに重点的に取り組んでいきます。

また、児童虐待や非行など、子どもに関する相談や通告を受け、一時的に保護を行うことや適切な支援につなげることで子どもの権利を守る本市にふさわしい児童相談所の設置に向けた準備を着実に進めます。

◆ 目 標

家庭に寄り添いながら児童虐待の発生予防や重篤化の抑制，事案発生時における迅速・適切な対応が図られています。

<目標値>

指 標	令和 5 年度	令和 11 年度
支援が必要な子育て家庭に対してサポートプランを手交した割合	35.6%	50.0%
すこやか訪問(乳幼児健診未受診者訪問)における状況把握率	98.8%	99.4%

基本施策を構成する施策事業一覧

(1) 児童虐待の発生予防

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	すこやか訪問事業 (乳幼児健診未受診児訪問) 【再掲】	母子の心身の状況や養育環境などの把握及び適切な養育支援による児童虐待予防のため、個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を実施します。
重点	●	●	産後ケア等事業 【再掲】	産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見し、母子の健康増進と児童虐待の未然防止に寄与するため、宿泊・通所・訪問の産後ケアによる心身のケアや育児のサポートのほか、休養の機会の提供や、助産師などの産後サポートによる見守り及び心理的ケアを実施します。
重点 新規	●	●	こども家庭センター (児童福祉分野) 【再掲】	福祉や教育、医療、警察などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・把握に取り組むとともに、子育てに不安や負担などを感じる保護者に対して相談や助言、様々な情報提供を行うなど、個々の状況に応じた適切な支援を行います。
重点 新規	●	●	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、悩みなどを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
新規	●	●	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、グループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報提供、助言、相談等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みを共有する等の支援を行い、親子間の適切な関係構築を図ることで、深刻な虐待事案に至ることを防ぎます。
	●	●	未就園児全戸訪問事業 【再掲】	保育所等に所属しておらず、行政の関わりの少ない子育て家庭に対し、未就園児への適切な養育環境を整えるため、家庭訪問等により養育状況を確認し、必要な支援やサービスの早期導入を行います。

基本施策を構成する施策事業一覧

	●		妊産婦健康診査 【再掲】	妊娠中及び産後の異常の予防・早期発見・早期治療の支援のため、母子健康手帳交付時に受診票（妊婦健診 14 回、産婦健診 2 回分）を交付し、医療機関の健診（保険診療外）に係る費用の一部を助成します。
	●	●	各地区の児童虐待防止 ネットワークによる 見守り・啓発 【再掲】	民生委員児童委員等が中心となり、地域において児童虐待の未然防止を図るとともに、児童虐待が疑われる場合に円滑に対応できるよう、連絡体制を整備します。
	●	●	こんにちは赤ちゃん事業 【再掲】	生後 4 か月までの全乳児とその家族を対象に、個々の状況に合わせた保健指導や家族計画の指導を行うとともに、子育てに関する情報を提供することにより、安心して子育てできるよう支援します。
	●	●	乳幼児健康診査 【再掲】	乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者に対して育児に関する助言・相談を行い、子どもの健康づくりを支援します。
	●	●	養育支援訪問事業 【再掲】	こんにちは赤ちゃん事業等から情報提供を受け、養育支援が特に必要な家庭に保健師などが訪問し、専門的な相談支援を実施します。
	●	●	妊産婦・子どもの健康・育児に 関する一般健康相談 【再掲】	妊娠・出産に関する様々な健康問題や悩みに対して、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう、一般健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行います。
	●	●	妊産婦・乳幼児の保護者等への 訪問指導 【再掲】	乳幼児等の疾病予防や健康増進を図るほか、保護者等の育児不安を軽減するため、妊産婦・乳幼児の保護者等の家庭を訪問し、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援を実施します。
	●		子育て支援短期入所事業 （ショートステイ） 【再掲】	保護者が、疾病、出産などの理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、概ね 7 日を限度として、昼夜を通し児童を乳児院や児童養護施設において養育を行い、児童の福祉を増進するとともに、家庭における子育てを支援します。

基本施策を構成する施策事業一覧

(2) 児童虐待の重篤化の抑制

区分	貧困	相談	事業名	事業の概要
重点	●	●	要保護児童対策地域協議会 (宇都宮市児童虐待防止等 ネットワーク会議) 【再掲】	関係機関等との連携のもと、児童虐待防止の啓発の推進や、個々の事例への適切な対応を図り、総合的に児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行います。
重点 新規	●	●	こども家庭センター (児童福祉分野) 【再掲】	福祉や教育、医療、警察などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・把握に取り組むとともに、子育てに不安や負担などを感じる保護者に対して相談や助言、様々な情報提供を行うなど、個々の状況に応じた適切な支援を行います。
重点 新規	●	●	親子関係形成支援事業 【再掲】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、グループワーク等を通じて児童の心身の発達状況に応じた情報提供、助言、相談等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みを共有する等の支援を行い親子間の適切な関係構築を図ることで、深刻な虐待事案に至ることを防ぎます。
重点 新規	●	●	児童相談所の設置準備	虐待や非行など、子どもに関するあらゆる相談に対し、子どものニーズや置かれた環境等を的確に捉え、子どもや家庭に最も効果的な支援や必要に応じた児童の保護を行えるよう、本市にふさわしい児童相談所の設置に向けた準備を進めます。
新規	●	●	子育て世帯訪問支援事業 【再掲】	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
	●	●	要支援児童健全育成事業 (児童育成支援拠点事業) 【再掲】	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得のため、基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行います。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

行政はもとより、家庭（子どもの保護者）、事業者、支援団体など、子育て・子育てに関するすべての主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携、協力しながら、一体的に取り組むを推進します。

そのため、市民一人ひとりが、宮っこを守り・育てることの重要性について理解し、自らが積極的に行動に移すことができるよう、これまでの広報紙やパンフレット、市ホームページなどの周知方法に加え、「宇都宮市子ども・子育て会議」などを通じた関係者間の情報交換や、デジタルを活用した多世代への情報発信など、あらゆる機会を通じた周知啓発によって、市民理解の促進を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画の着実な推進を図るため、個別事業レベルの進捗状況や、個別事業を束ねた施策レベルの進捗状況、計画全体の進捗状況を、「イノベーション miya ユース会議」などを通して聴取する子ども・若者の意見なども踏まえながら、子ども政策推進委員会（庁内会議）や子ども・子育て会議（外部会議）において、点検・評価します。

施策レベルの指標の設定に当たっては、現在の社会経済環境の中で生活している市民の感覚に着目して、本市総合計画の施策における市民満足度を採用し、その推移を市民意識調査により把握します。また、市民満足度の指標とあわせ、施策の目標を達成した状態を表す指標として、成果指標を設定し、その推移を把握します。

このような市民の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を予算や事業実施に反映させていきます。そうすることで、PDCAサイクル（Plan 計画－Do 実施－Check 評価－Action 見直し）の実効性をさらに高めていきます。



【庁内組織】

本計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、青少年健全育成、商工労働、教育等の各分野に施策・事業がわたるため、関係部局が連携して部局横断的に取り組んでいく必要があることから、「子ども政策推進委員会」などを活用しながら、計画の進捗状況を把握し、子ども部を中心に関係部局間の連携を図りながら推進します。

【庁外組織】

関係者が意見交換を行い、協働して推進するための協議の場である「宇都宮市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画の進捗状況について情報を共有するとともに、会議での意見をもとに、市として必要な対策を講じます。

《資料編》



宮っこを守り・育てる都市宣言

『宮っこを守り・育てる都市宣言』

今を生きる，そして未来を生きるこどもたちへ

自分の将来に，夢や希望をもてていますか

周りの大人は，あなたを見守り，支えてくれていますか

自分の意志や思いを，周りの大人に伝えられていますか

すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく，
思いやりの心をもって，人間力を高めながら，笑顔でいきいきと
成長できる社会の実現に向け，私たちは，地域が一体となって
宮っこを守り・育てる都市を目指し，ここに宣言します。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り，育てます。

- 1 こどもが個人として尊重され，こどもの今とこれからに
とって最もよいことをこどもと一緒に考え，その実現に
取り組みます。
- 2 こどもが夢や希望にあふれ，心豊かに成長できる環境づくり
に取り組みます。
- 3 すべての家庭が，安心してこどもを産み育てることができる
環境づくりに取り組みます。
- 4 地域社会が，こどもを温かく見守り，安全・安心の確保や
一人ひとりに合った支援に取り組みます。

1 「宮っこを守り・育てる都市宣言」制定までの経緯

全国的に児童虐待の相談件数が増加傾向となるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもや子育て家庭が抱える問題が複雑・多様化する中、子どもたちが安心して、健やかに成長するためには、地域社会が一体となり、市民一人ひとりが主体的に、子どもを守り・育てる行動を実践していくことが重要です。

また、子どもは「守られるもの」であると同時に、「自ら育つもの」でもあります。子どもたちが夢をかなえるためには、絶え間ない努力や熱意、逆境を乗り越える力、人を敬い感謝する心などが必要であり、それらは人とのつながりの中で磨かれ、子どもたちの育ちの根幹となる「人間力」になるものと考えます。

このような考えの下、子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまち「宇都宮」を実現するため、「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定し、市内外に広く発信することとしました。

2 各主体に期待される取組

子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまち「宇都宮」を実現するためには、家庭、地域、学校、企業などの各主体が、子どもを守り・育てる行動を実践することが重要であることから、各主体に期待される取組を以下のとおりまとめました。

(1) 家 庭

- ・ 「こども基本法」に明記されているとおり、子育てにおける第一義的責任は保護者にあることを認識し、子どもの最善の利益を考えるとともに、権利の主体である子どもの人格を尊重し、子どもの成長や発達に応じた養育を行うことが期待されます。
- ・ 子どもが豊かな人間性や基本的な生活習慣を身に付けて成長することができるよう、必要な協力を周囲から得るとともに、より良い家庭環境づくりに努めることが期待されます。

《家庭における取組の例》

- ・ 子どもに「大好きだよ」、「大切な存在だよ」と伝えましょう。
- ・ 温かい言葉と一緒に、抱きしめたり、頭をなでたり、スキンシップを取りましょう。
- ・ 習い事や休日の過ごし方など、子どもに関わることを決めるときには、子どもの意見を聞きましょう。
- ・ 子どもの意見を実現することが難しい場合は、頭ごなしに否定したり叱ったりするのではなく、子どもが理解し、納得できるよう「なぜ難しいのか」を説明し、子どもにとって最善の方法を一緒に考えましょう。

(2) 学 校

- ・ 子どもの最善の利益が守られ、子どもの年齢及び心身の発達程度に応じて、子どもが主体的に育ち、学ぶことができ、それにより能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。
- ・ 子どもが自分と他人の持つ権利を理解し、尊重し、それを守ることに向けて行動する力を育むことが期待されます。

《学校における取組の例》

- ・ 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など、明るい豊かな社会の創造に寄与する「人間力」の向上に努めましょう。
- ・ 子どもたちが交通事故に巻き込まれることがないように、安全な歩行や自転車の利用など、交通安全教育に取り組みましょう。
- ・ 学校のきまりや生活上のルール、児童・生徒会活動などについて、子どもたちが主体的に考え、意見を表明する機会を確保しましょう。
- ・ 先生は、子どもの権利についての理解を深め、子どもの発達の段階に応じて、正しい知識を習得させましょう。

(3) 地 域

- ・ 日常生活において子どもを見守り、安全・安心に子どもが生活し、家庭が安心して子育てできる地域の環境づくりに努めることが期待されます。
- ・ 子どもの成長に関して、子どもと保護者に向けた情報・知識の共有や交流・相談等の支援に努めることが期待されます。
- ・ 家庭や学校を支えるとともに、市や地域の団体が行う子ども・子育て支援の取組に協力するよう努めることが期待されます。

《地域における取組の例》

- ・ 子どもを守り・育てる社会の実現に向け、地域が重要な主体であることを認識し、本宣言の内容を十分に理解した上で、本宣言について、出来るだけ多くの方と共有しましょう。
- ・ 子どもたちが安全・安心に通学でき、交通事故や犯罪などに巻き込まれることがないように、地域の方々と協力しながら子どもたちの登下校を見守りましょう。
- ・ 子どもや子育て家庭への笑顔の声掛けを心がけましょう。

(4) 企業

- ・ 子育てにおける保護者の役割と責任を理解し、仕事と子育てを両立できる働き方づくりに努めることが期待されます。
- ・ 従業員のニーズに応じた就業体系や職務環境の整備に努めることが期待されます。
- ・ 地域社会の一員として、子どもたちなどに関する地域活動等に積極的に取り組むとともに、地域の将来を担う人材の育成に努めることが期待されます。

《企業における取組の例》

- ・ 「共働き・共育て」の実現に向け、子育て中の方の育児休業の取得促進に取り組みましょう。
- ・ 従業員が必要なときに休暇・休業制度を取得できるよう、管理職等の意識改革に取り組みましょう。
- ・ 職業体験や工場見学など、子どもたちの将来の職業選択の幅が広がる取組を行いましょ

(5) 行政

- ・ 子どもを地域社会全体で健やかに育むため、国や県、地方公共団体、その他の関係機関等と連携し、子どもが生まれる前から大人になるまで、子どもの最善の利益が守られるよう、年齢や発達段階に応じた支援策を切れ目なく、総合的かつ一体的に実施します。
- ・ 家庭や学校、地域、企業、行政など、子どもに関係するすべての人々を含めた各主体が互いに情報を共有し、協力しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

《行政における取組の例》

- ・ 子ども行政を市の重要課題の1つとして、子どもを守り・育てるための施策・事業の推進に向けて、本市が一丸となって取り組みます。
- ・ 本市の子どもたちの意見表明の機会を確保するとともに、子どもたちの意見を尊重し、本市のあらゆる分野の施策に最大限反映させます。
- ・ 発達の気になる子どもや不登校、就学前の子どもなど、すべての子どもたちの意見を取りこぼすことなく聴取するための効果的な手法について、継続的に検討していきます。
- ・ 子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるよう、結婚、妊娠・出産、子育てへの切れ目ない支援や経済的な支援に取り組みます。

「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果概要

1 調査の目的

第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の評価に活用するとともに、後期計画の策定に向けて、子どもや子育て家庭等が抱える課題やニーズを捉え、適切に計画へ反映するための基礎資料とするため、調査を実施した。

2 調査期間

令和5年10月16日（月）～12月21日（木）

3 調査方法

Webアンケート調査

4 対象者数及び回答数

対象者数： 14,400 人

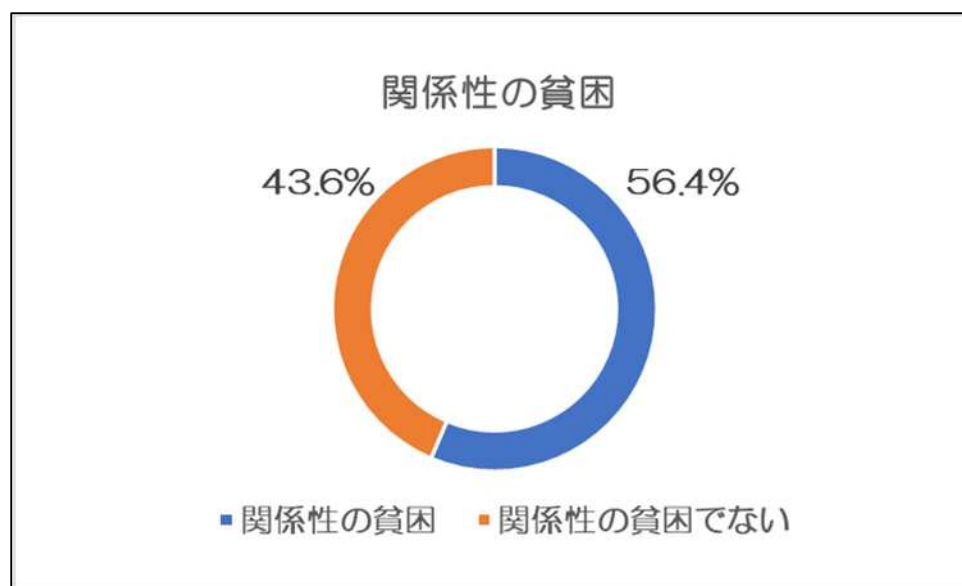
回 答 数： 2,321 件

対 象		配付数	回答数	回答率
子ども	小学校5年生	1,600 件	195 件	12.2%
	中学校2年生	1,600 件	302 件	9.4%
	高 校 2 年生	1,600 件		
青年（19～39歳）		1,600 件	198 件	12.4%
保護者	未就学児の親	1,600 件	410 件	25.6%
	小学校2年生の親	1,600 件	739 件	23.1%
	小学校5年生の親	1,600 件		
	中学校2年生の親	1,600 件	477 件	14.9%
	高 校 2 年生の親	1,600 件		
合 計		14,400 件	2,321 件	16.1%

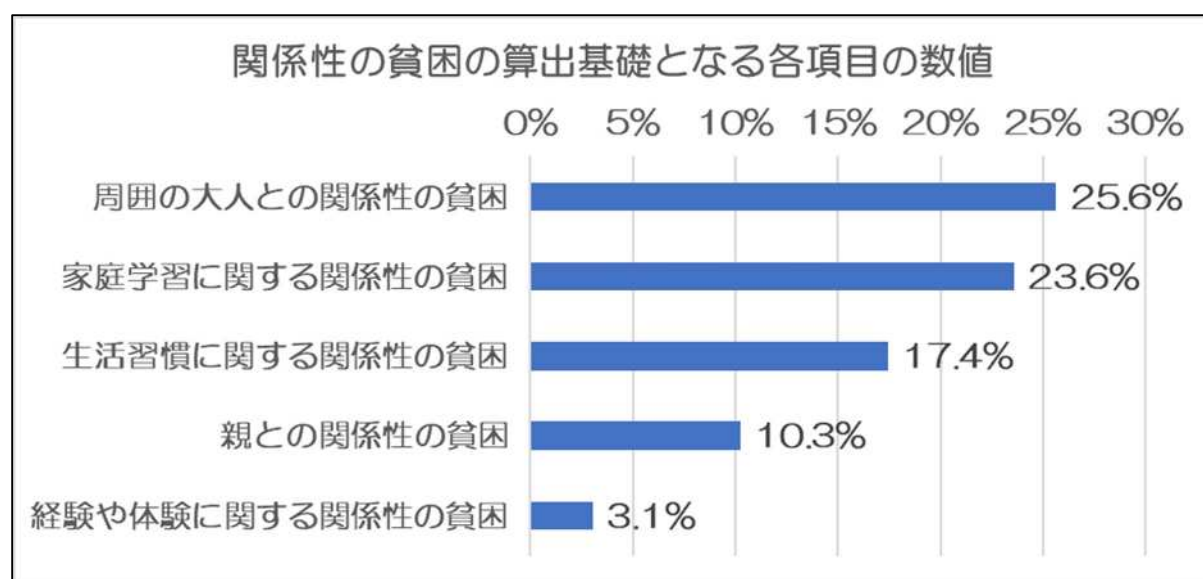
5 調査結果概要

調査結果から主なものを抜粋して次項以降に掲載

○ 関係性の貧困にある割合（小5子ども）

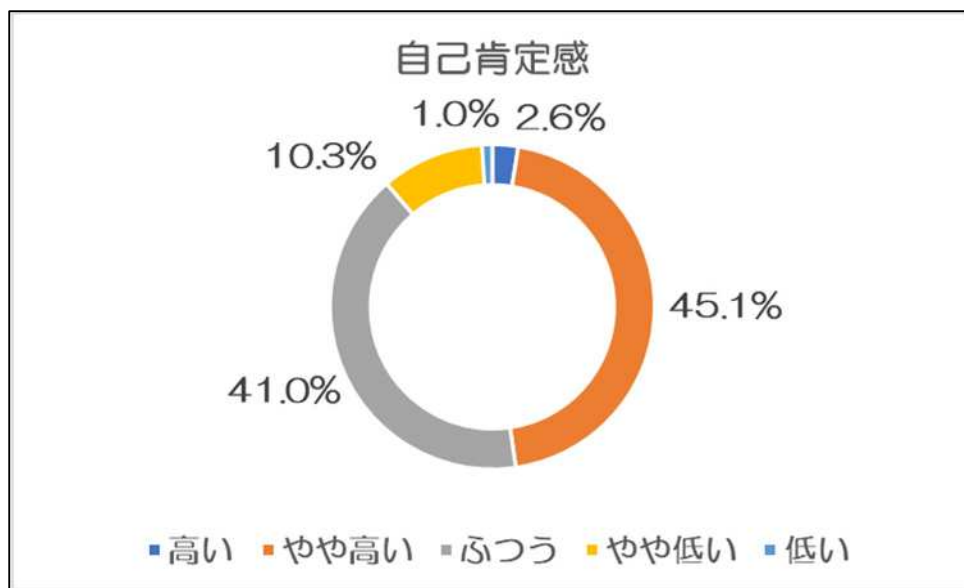


子どもの関係性の貧困率は56.4%で、平成30年度調査結果から20ポイント増加した。（【参考】H30調査時：36.4%）



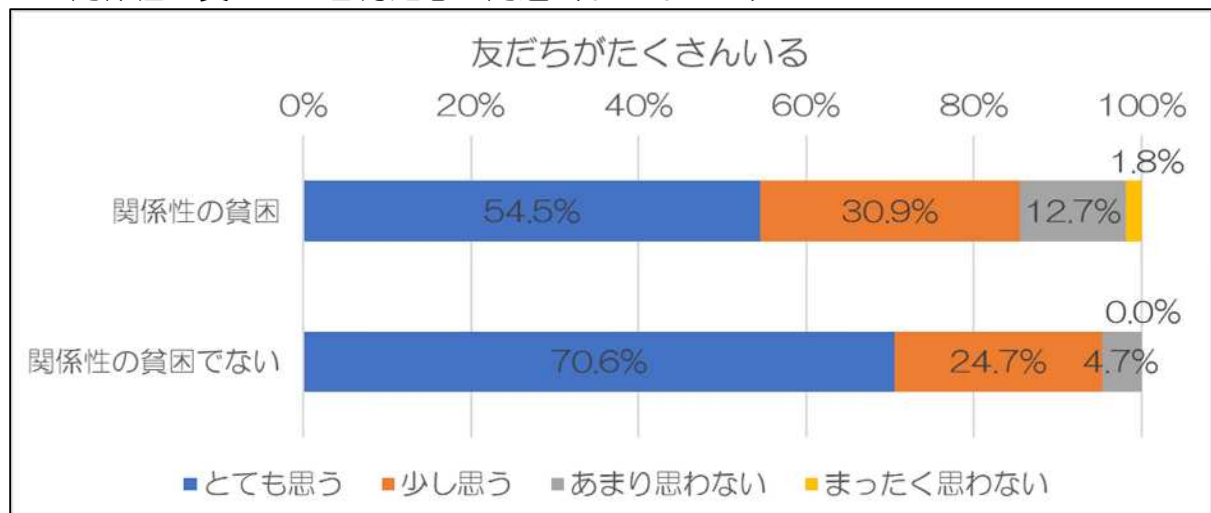
関係性の貧困率を算出する基礎となる各項目の数値は上図の通り。いずれかの項目に1つでも該当した場合には、関係性の貧困として計上している。

○ 自己肯定感（小5子ども）

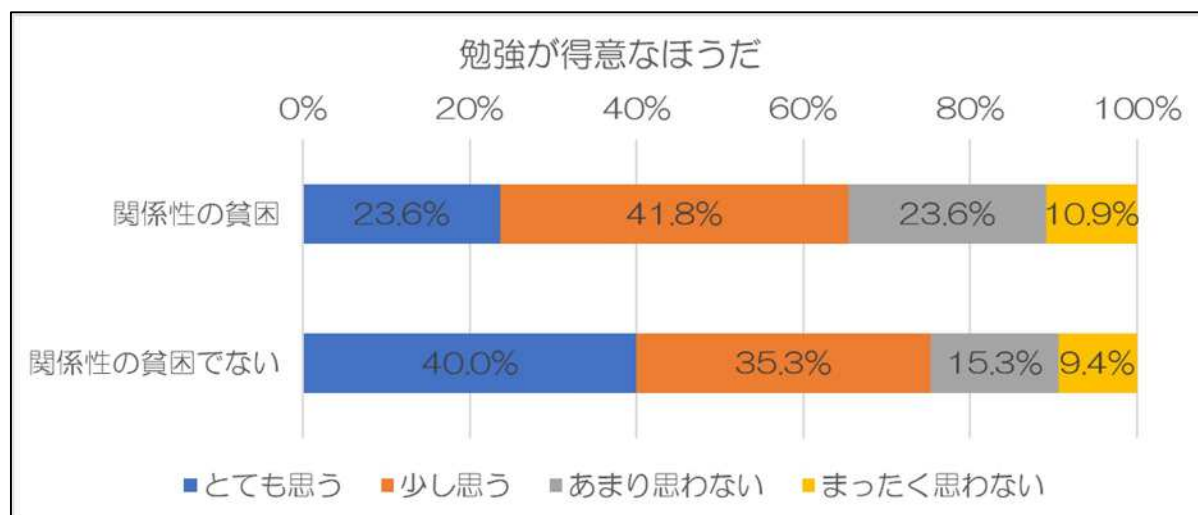


子どもの自己肯定感については、約半数に当たる 47.7%が高い状態にあり、11.3%が低い状態にある。

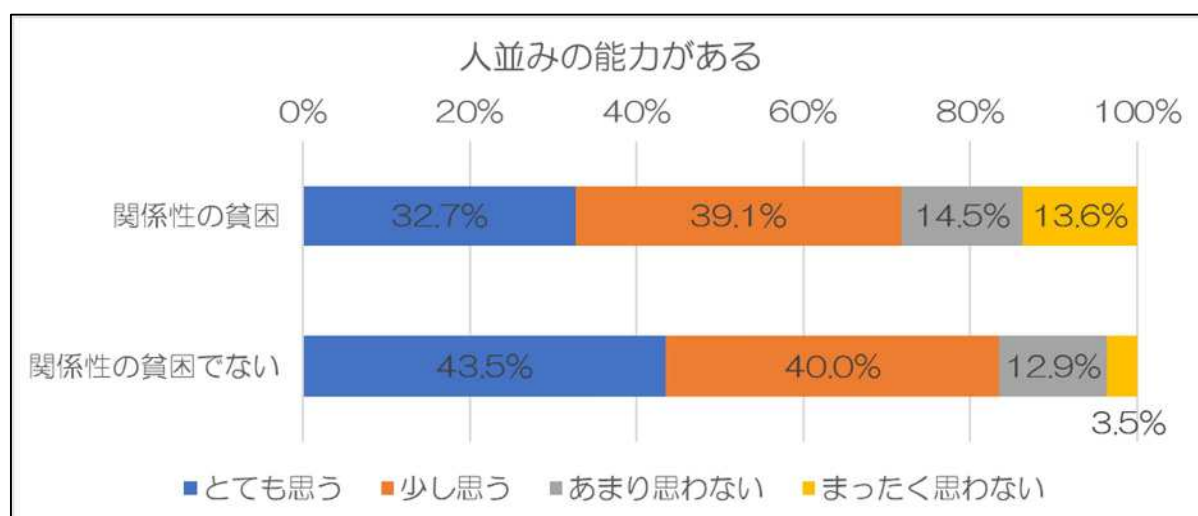
○ 関係性の貧困と自己肯定感の関連（小5子ども）



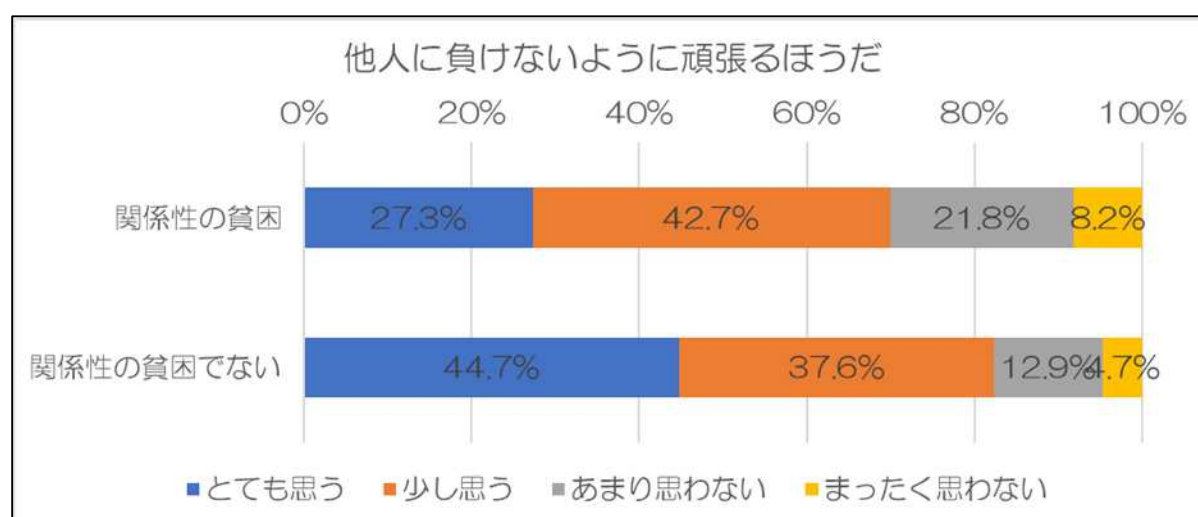
関係性の貧困でない子どもの方が、友達がたくさんいると考えている傾向がある。



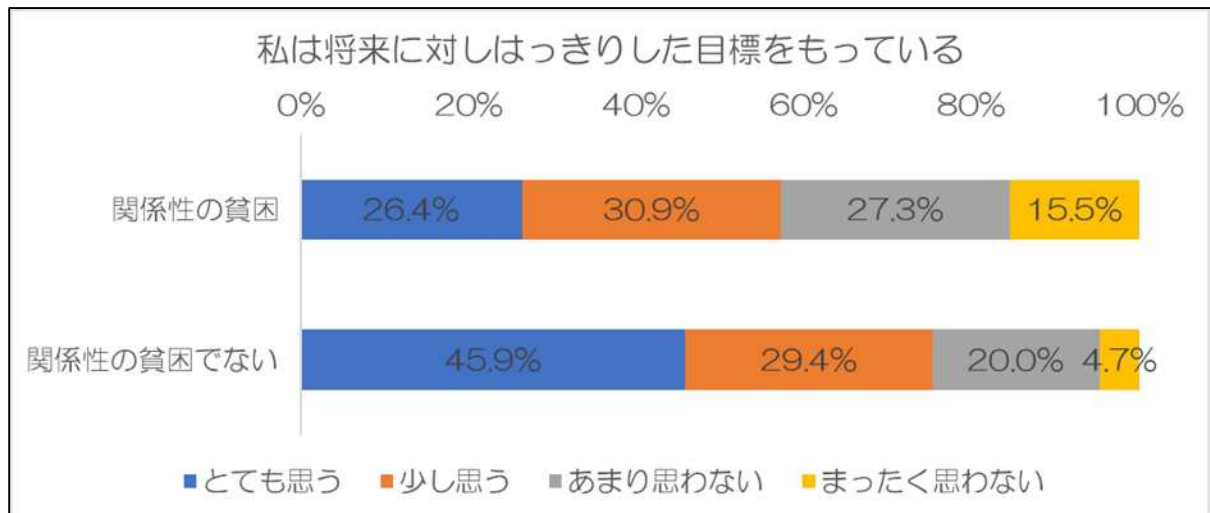
関係性の貧困でない子どもの方が、勉強が得意だと考えている傾向がある。



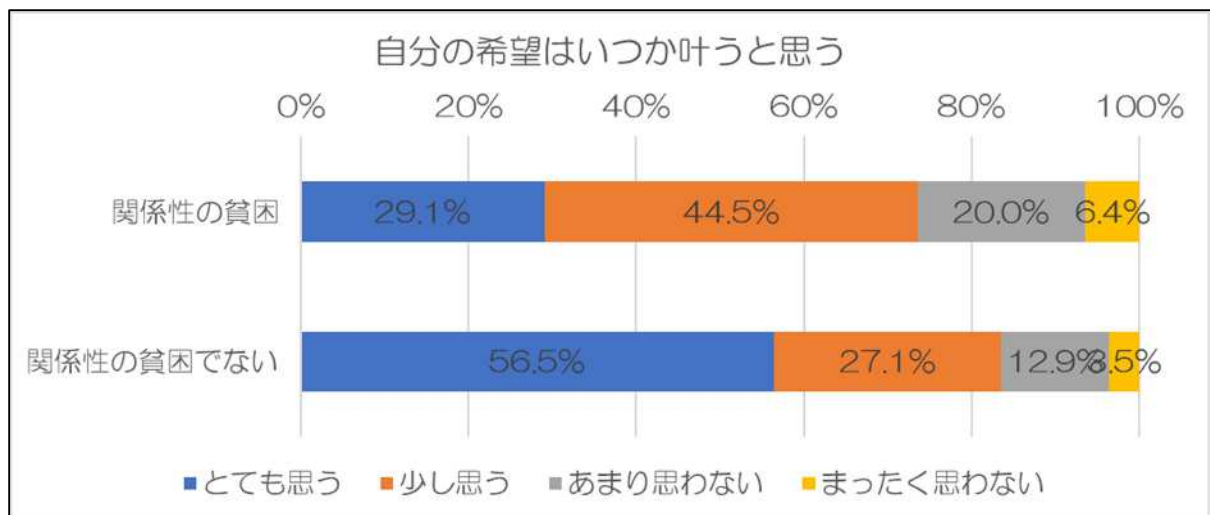
関係性の貧困でない子どもの方が、人並みの能力があると考えている傾向がある。



関係性の貧困でない子どもの方が、他人に負けないように頑張る傾向がある。

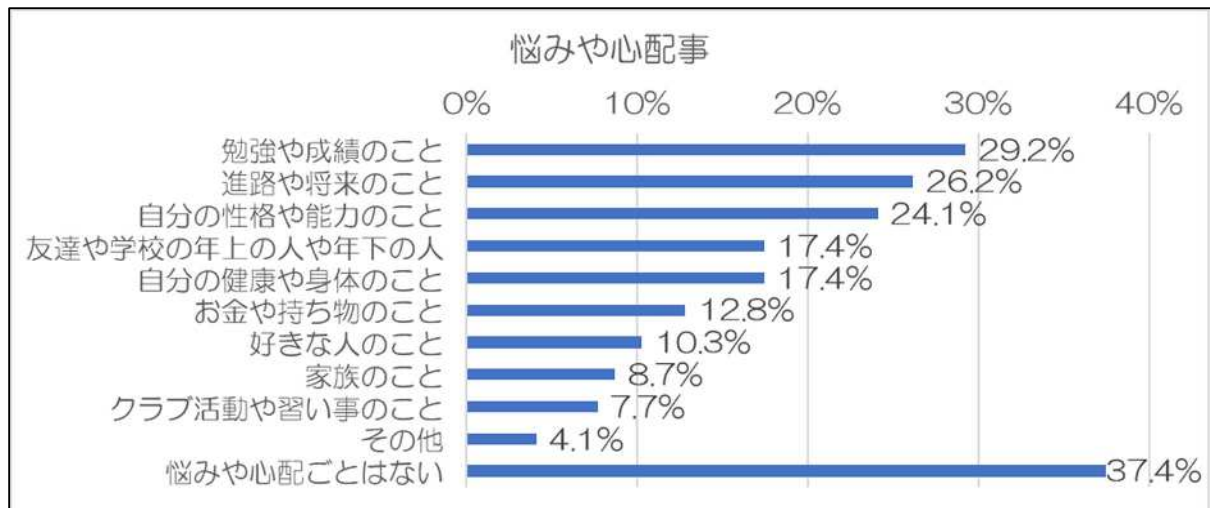


関係性の貧困でない子どもの方が、将来に対しはっきりとした目標を持っている傾向がある。

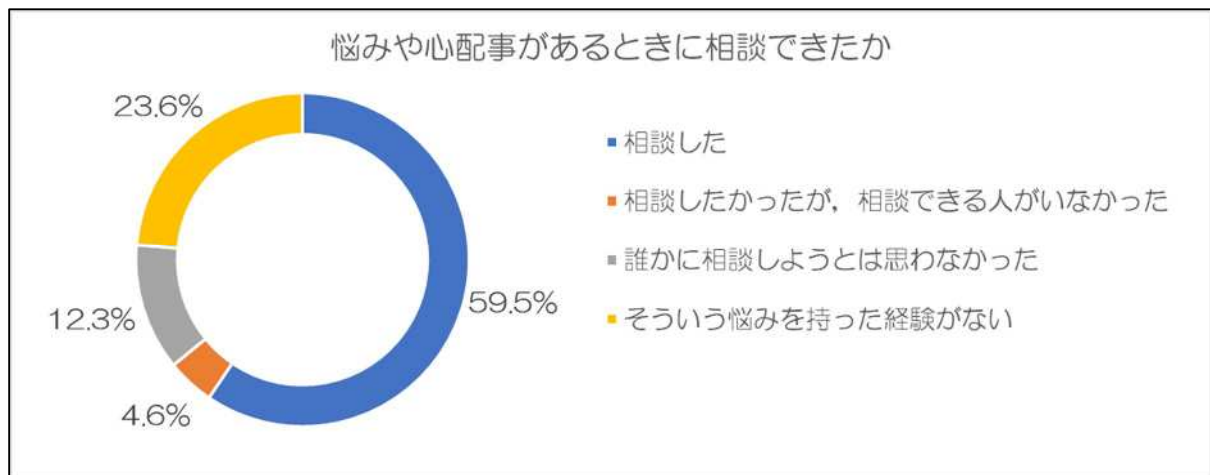


関係性の貧困でない子どもの方が、自分の希望はいつか叶うと思っている傾向がある。

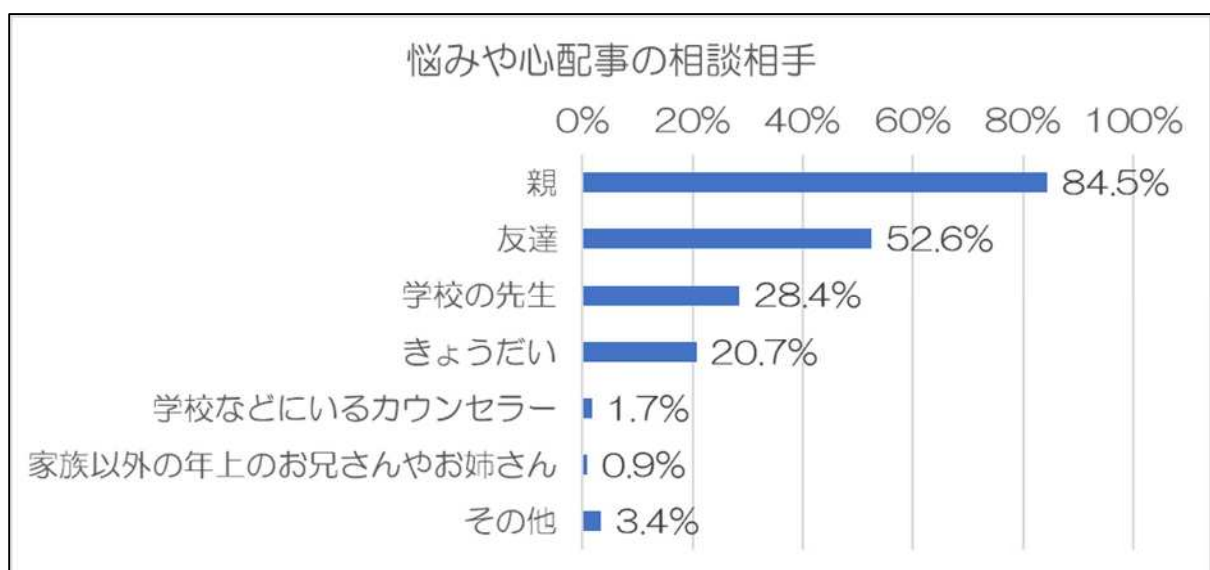
○ 悩みや心配事（小5子ども）



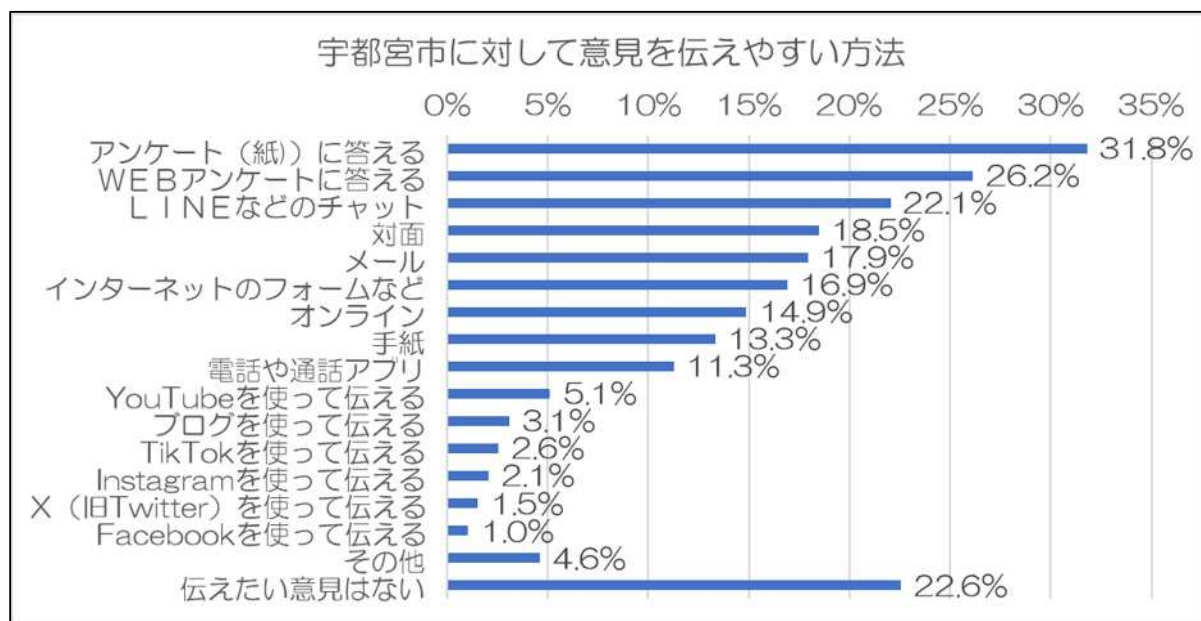
悩みや心配事については、「勉強や成績」が29.2%と最も多く、「進路や成績」が約26.2%、「自分の性格や能力」が約24.1%と続く。



悩みや心配事があるときについては、59.5%の子どもは相談できているが、4.6%の子どもは相談したくてもできていない。

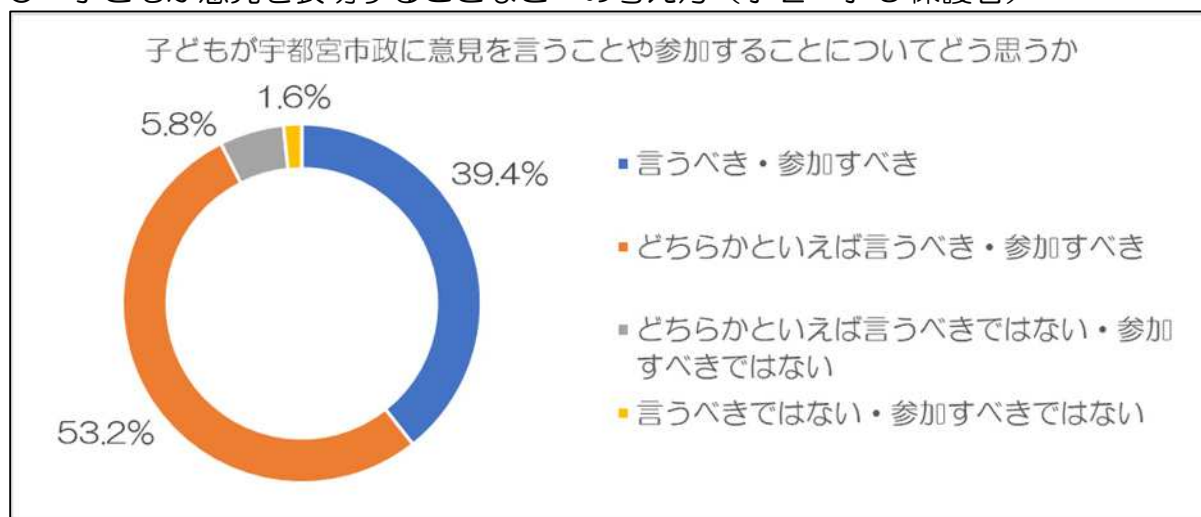


悩みや心配事があるときの相談相手は、「親」が84.5%で最も多く、「友達」が約52.6%、「学校の先生」が約28.4%と続く。



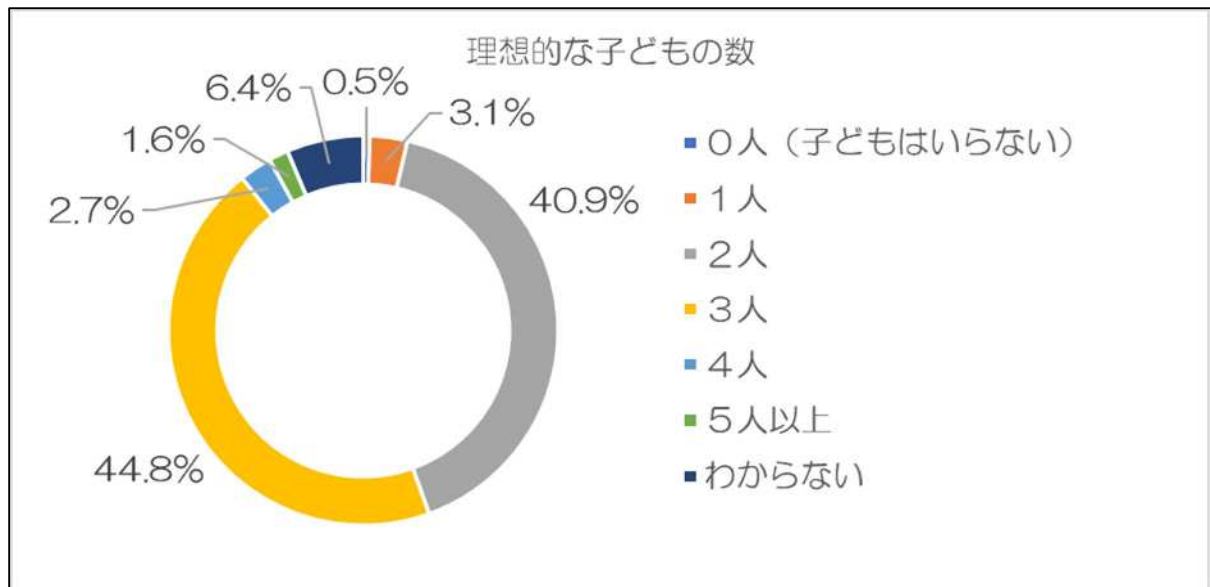
本市に対して意見を伝えやすい方法は、「アンケート（紙）」が31.8%で最も多く、「WEB アンケート」が26.2%、「LINE などのチャット」が22.1%と続く。

○ 子どもが意見を表明することなどへの考え方（小2・小5 保護者）

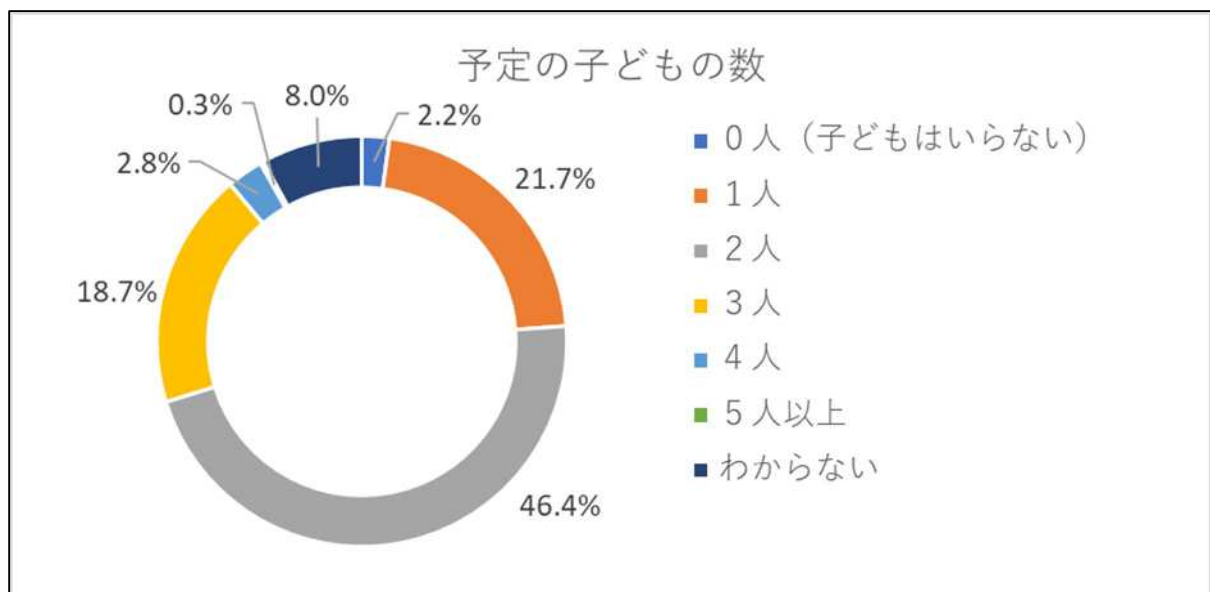


子どもが市政に意見を言うことや参加することについては、92.6%の保護者が前向きに捉えている。

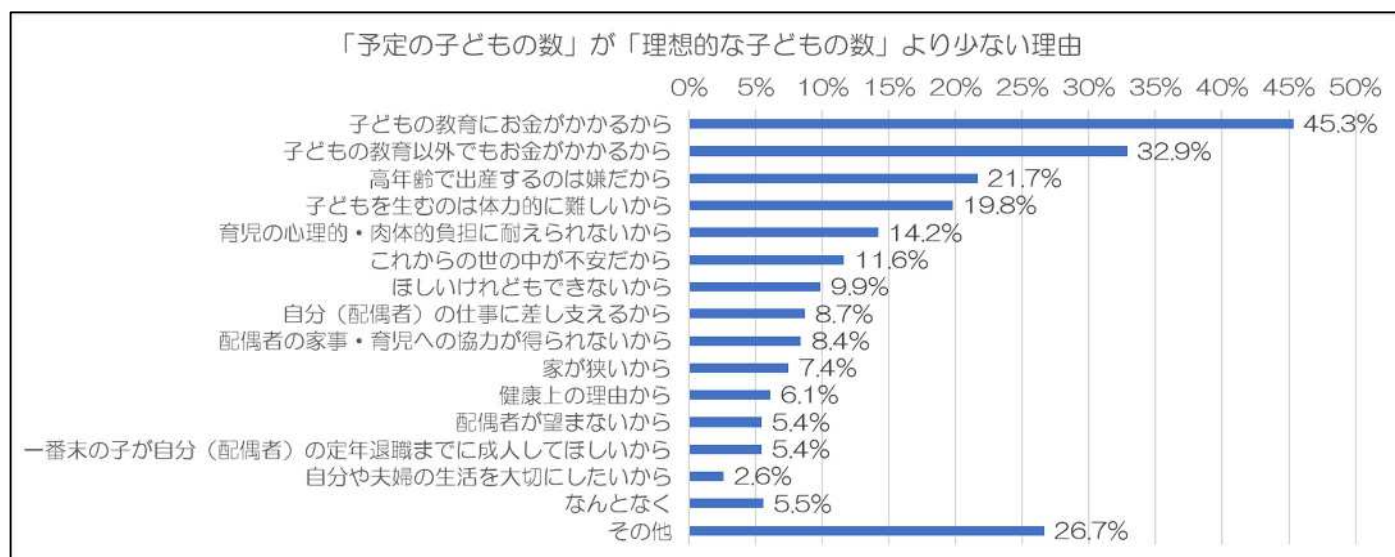
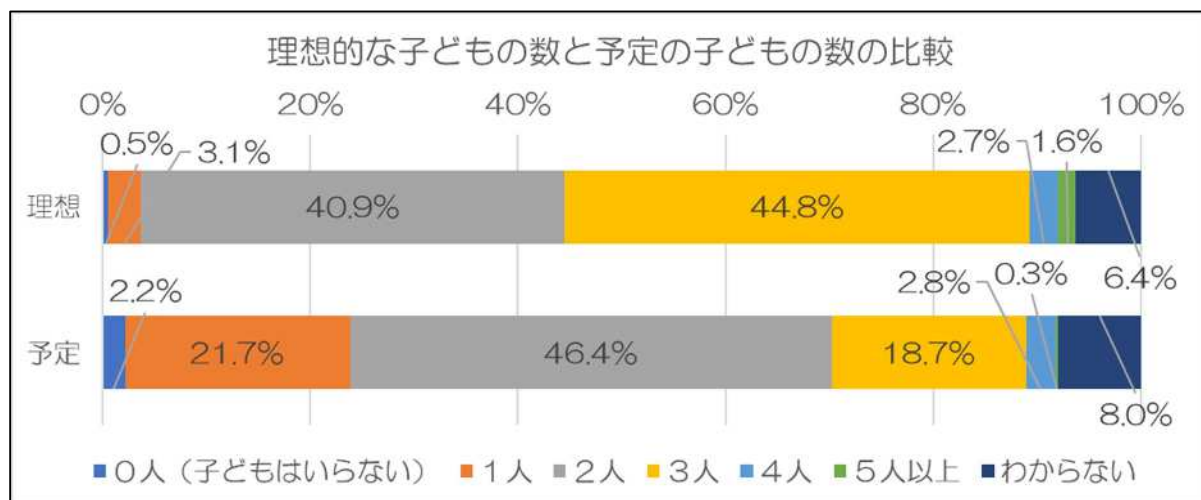
○ 理想と現実の子どもの数についての考え方（小2・小5 保護者）



理想的な子どもの数は、「3人」が44.8%で最も多く、「2人」が40.9%、「1人」が3.1%と続く。

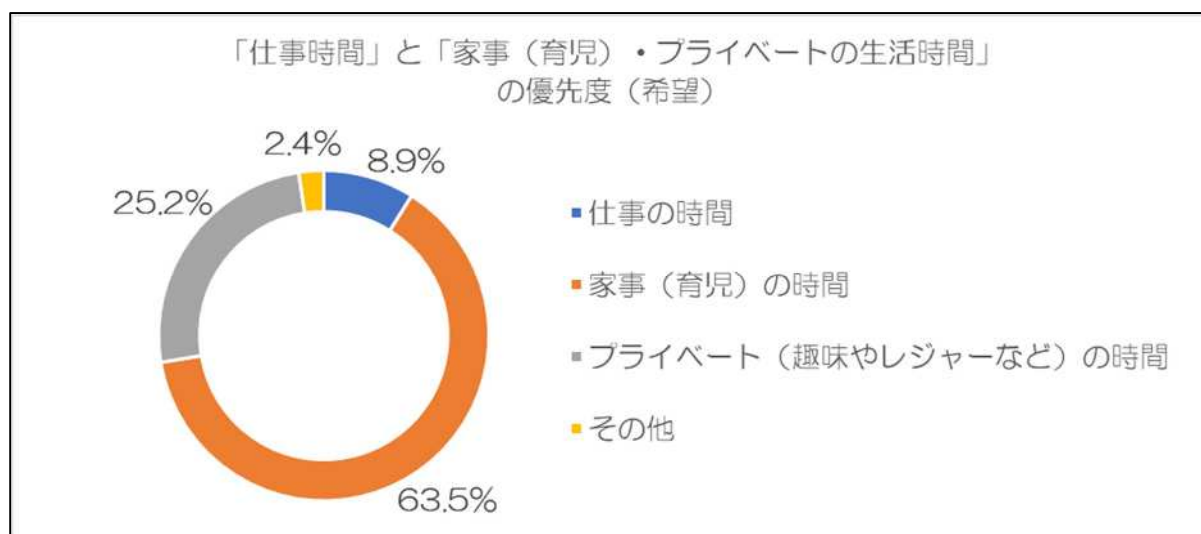


予定の子どもの数は、「2人」が46.4%で最も多く、「1人」が21.7%、「3人」が18.7%と続く。

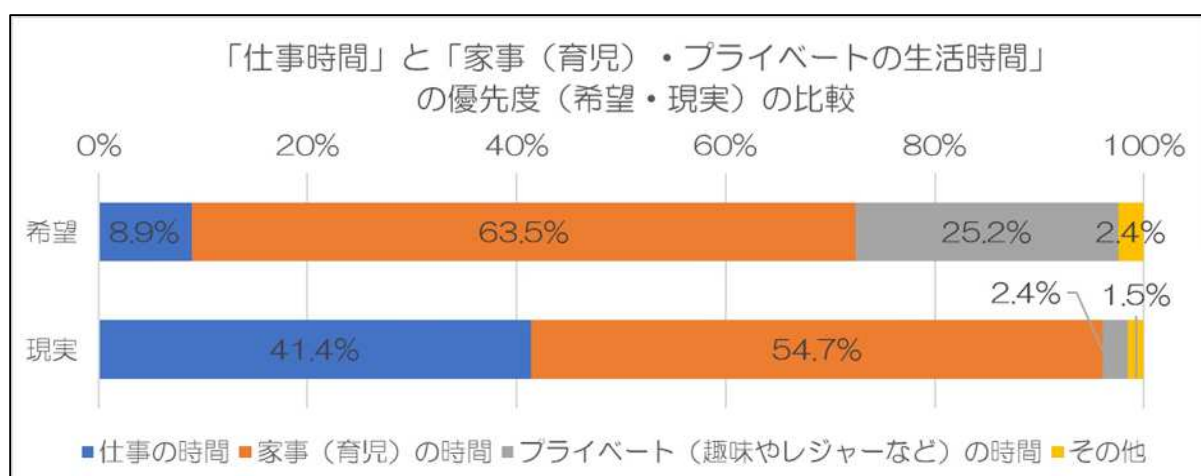
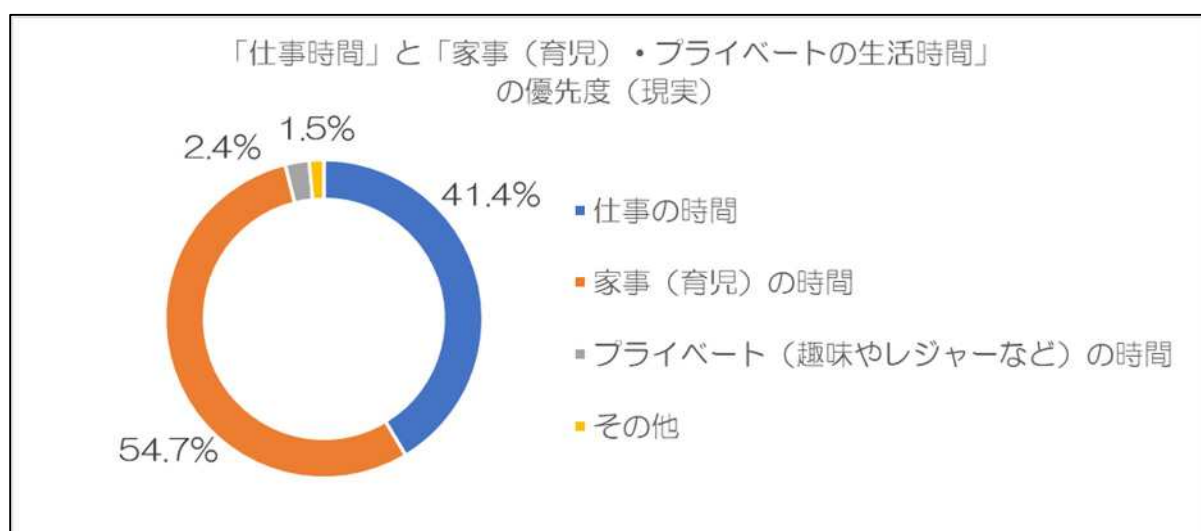


「予定の子どもの数」が「理想的な子どもの数」より少ない理由については、
「金銭的な負担」が最も多く、「身体的な負担」，「精神的な負担」が続く。

○ 仕事と育児・プライベートの優先度についての考え方（小2・小5 保護者）

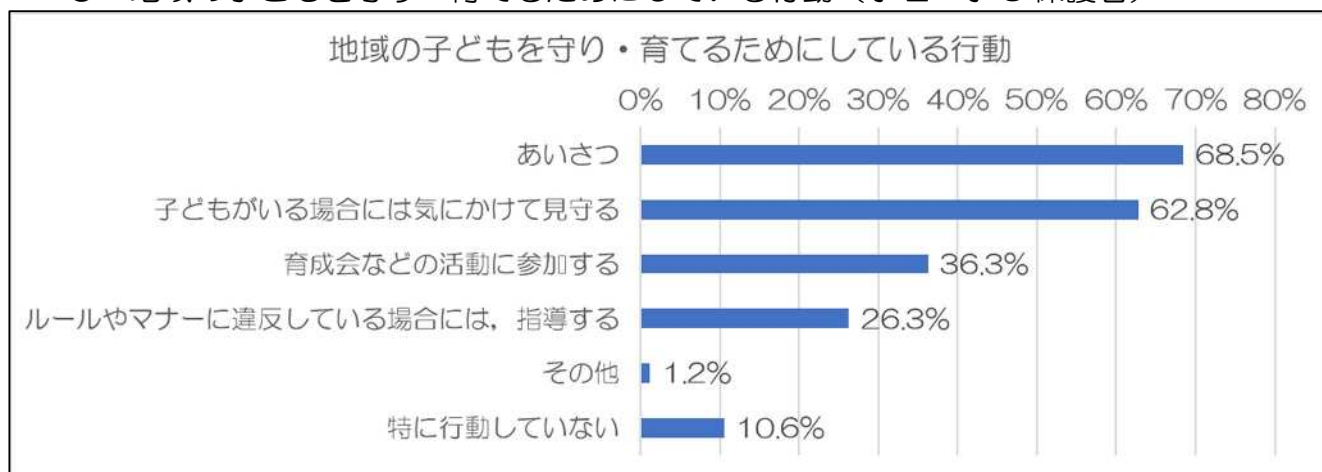


仕事と育児時間等の優先度については、約9割が育児やプライベート時間の優先を希望している。



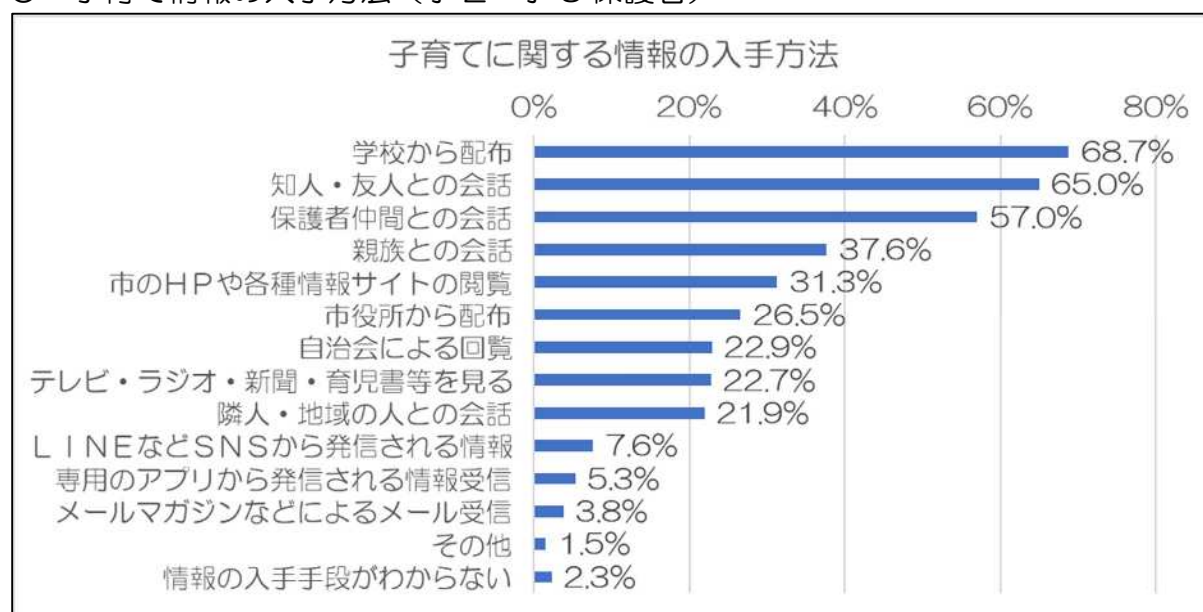
仕事と育児時間等の優先度について、現実では、プライベートを優先する保護者はほとんどおらず、仕事を優先する割合が大きく増加する。

○ 地域の子どもを守り・育てるためにしている行動（小２・小５ 保護者）



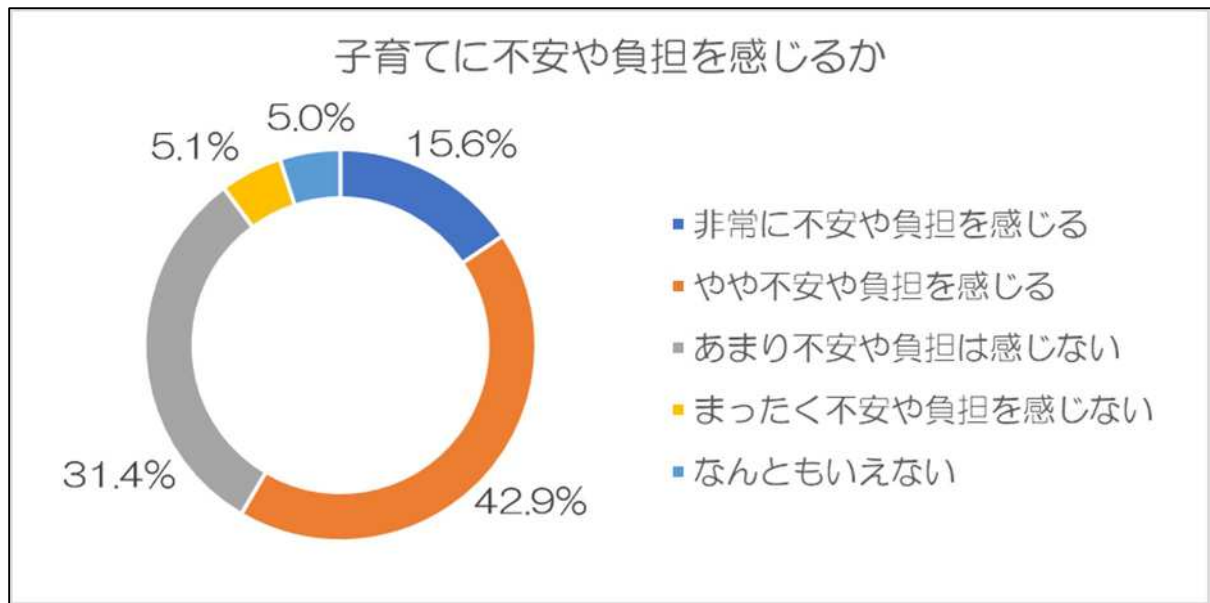
地域の子どもを守り・育てるためにしている行動については、「あいさつ」が68.5%で最も多く、「子どもがいる場合には気にかけて見守る」が62.8%、「育成会などの活動に参加する」が36.3%と続く。

○ 子育て情報の入手方法（小２・小５ 保護者）



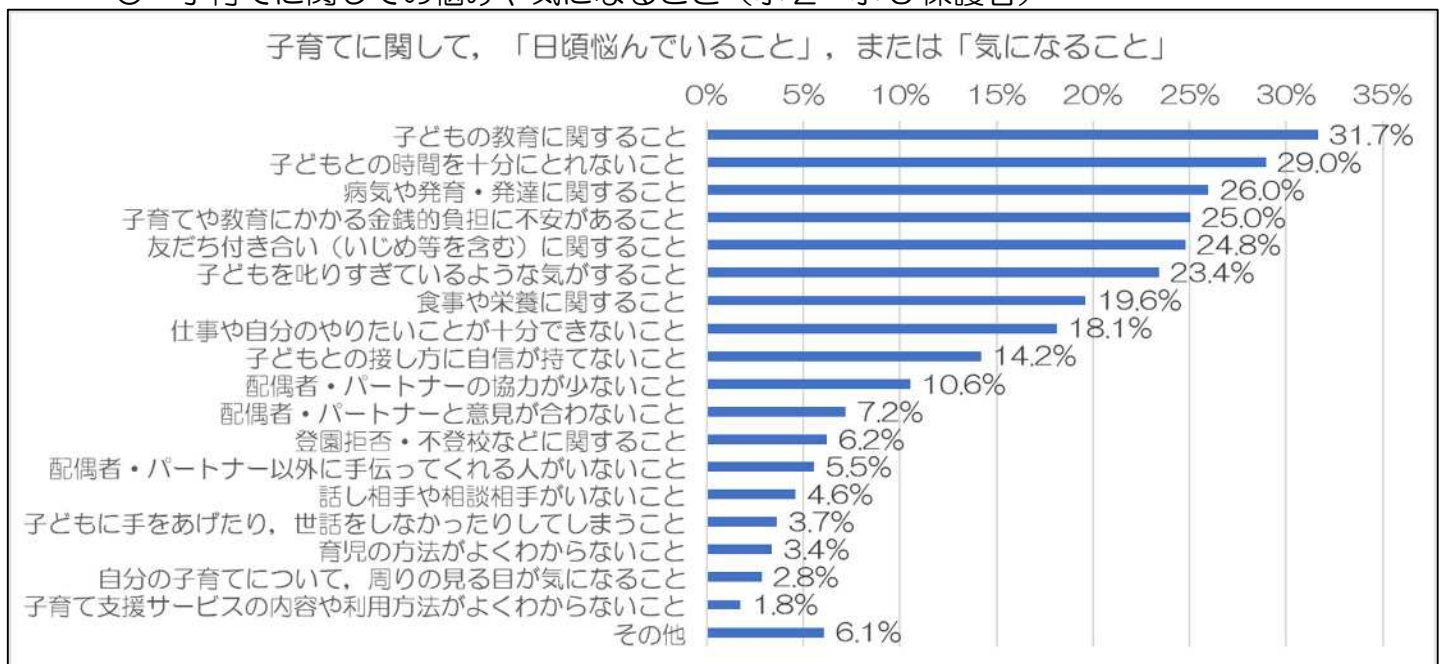
子育て情報の入手方法については、「学校からの配布」が68.7%で最も多く、「友人・知人」が65%、「保護者仲間」が57%と続く。

○ 子育てについて感じていること（小2・小5保護者）



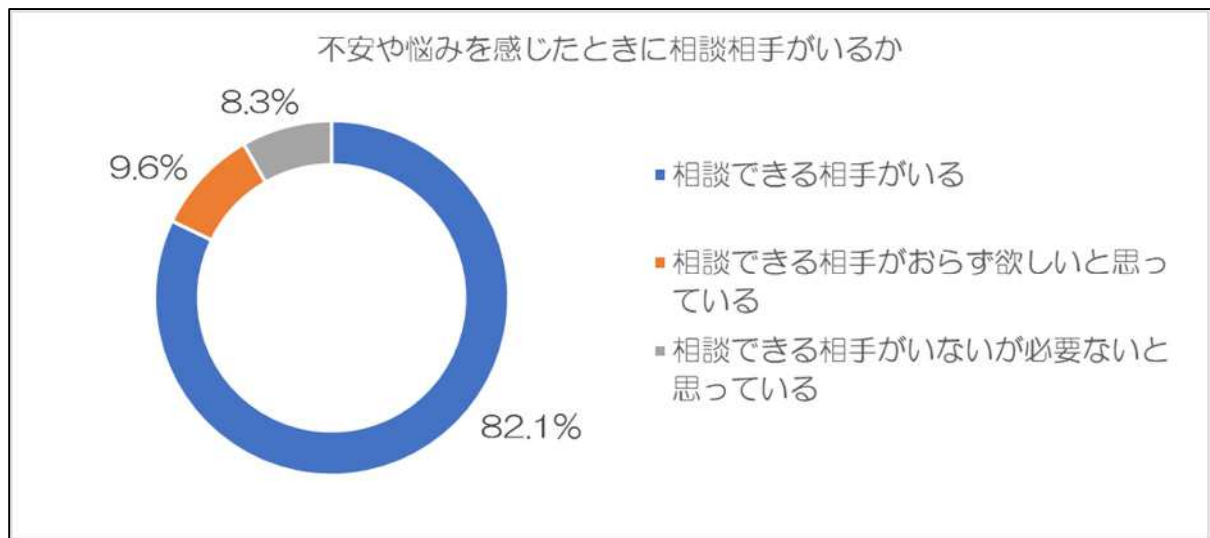
子育てに不安を感じるかについては、約6割の保護者が子育てに「不安感」や「負担感」を感じている。

○ 子育てに関しての悩みや気になること（小2・小5保護者）



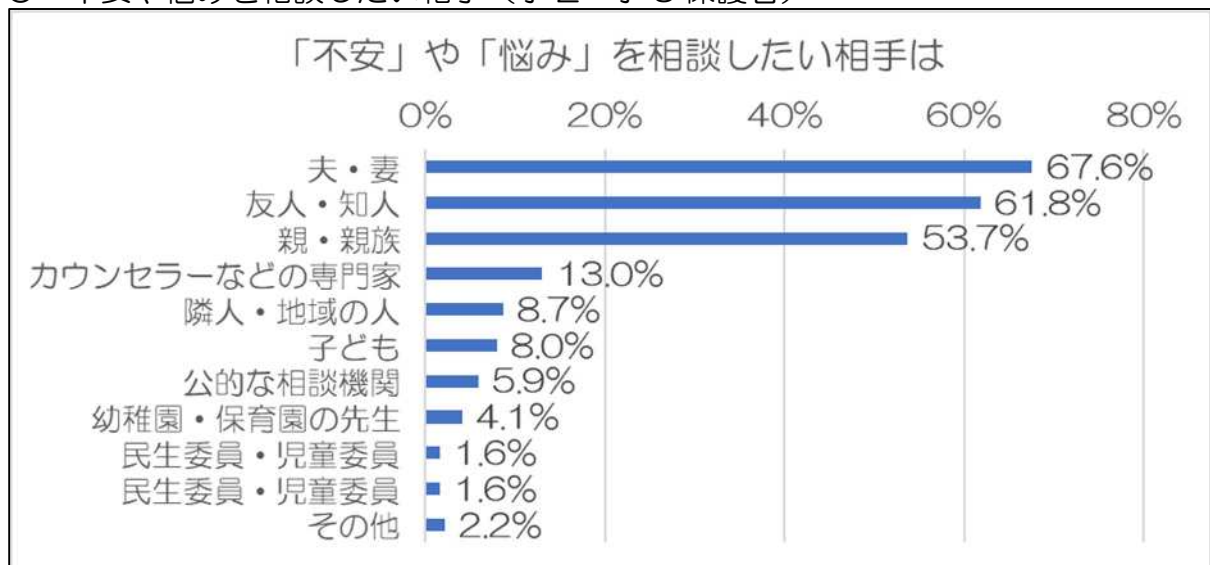
子育てに関する悩み等については、「子どもの教育に関すること」が31.7%で最も多く、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が29%、「病気や発育・発達に関すること」が26%と続く。

○ 不安や悩みがあるときの相談相手の有無（小２・小５ 保護者）



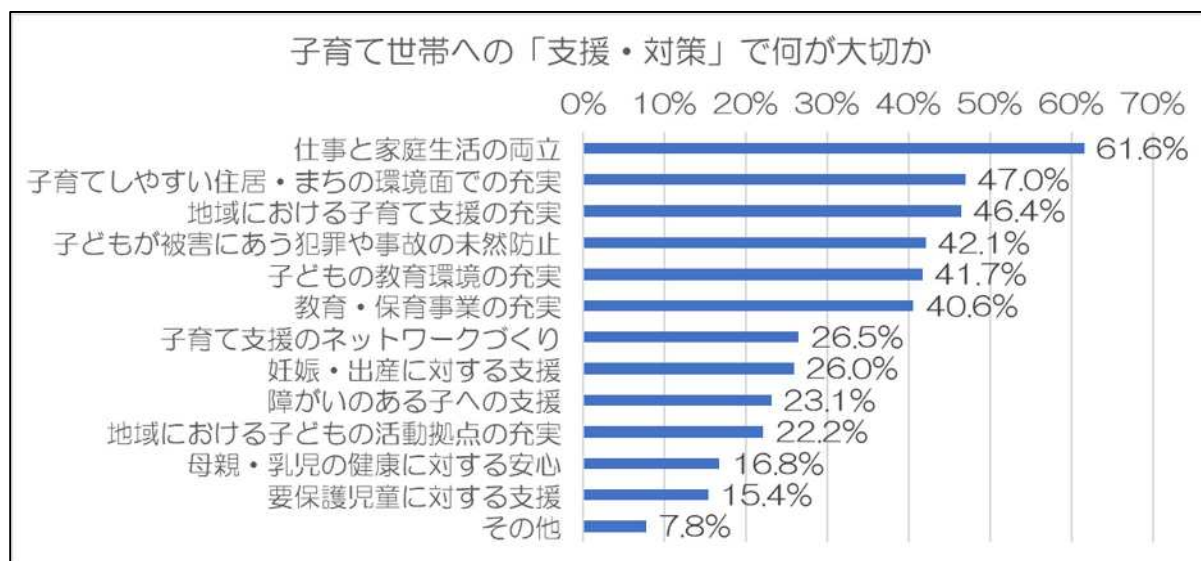
不安や悩みがあるときの相談相手については、82.1%が「相談できる相手がいる」と回答している一方で、9.6%は「相談できる相手がおらず欲しいと思っている」と回答している。

○ 不安や悩みを相談したい相手（小２・小５ 保護者）



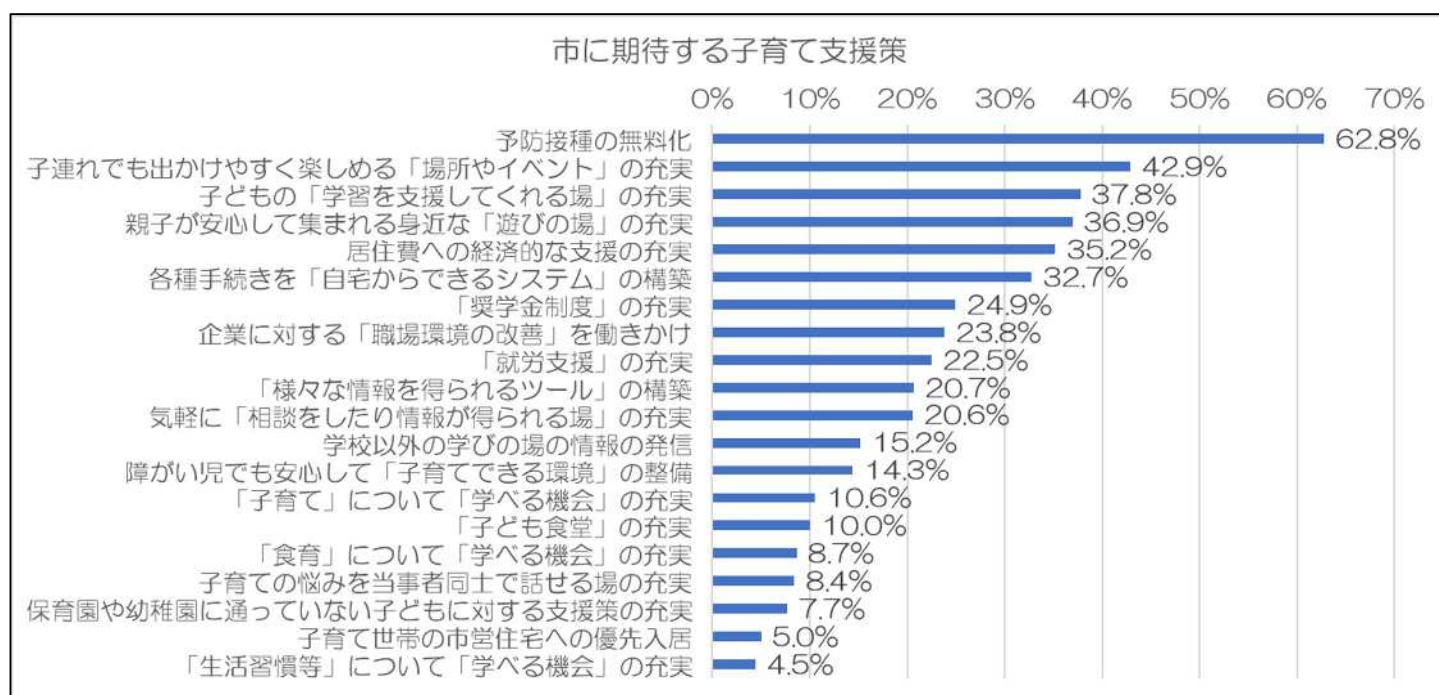
不安や悩みを相談したい相手については、「夫・妻」が67.8%で最も多く、「友人・知人」が約61.8%、「親・親族」が約53.7%と続く。

○ 子育て世帯への支援等について（小2・小5保護者）



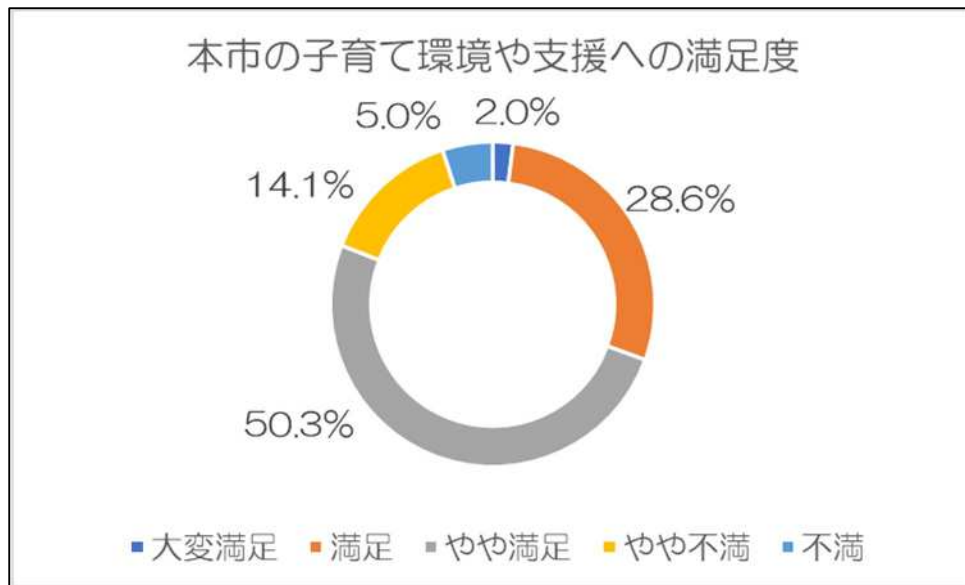
子育て世帯への支援については、「仕事と生活の両立」が61.6%で最も多く、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が47%、「地域における子育て支援の充実」が46.4%と続く。

○ 市に期待する子育て支援策（小2・小5保護者）



市に期待する支援策については、「予防接種の無料化」が62.8%で最も多く、「子連れでも出かけやすく楽しめる『場所やイベント』の充実」が42.9%、「子どもの『学習を支援してくれる場』の充実」が37.8%と続く。

○ (小2・小5 保護者)



本市の子育て環境や支援への満足度については、「大変満足」、「満足」、又は「やや満足」との回答が8割を超えている。

「イノベーション miya ユース会議事業」結果概要

1 子ども・若者へのアンケート調査

(1) 調査目的

宇都宮市に住む子ども・若者の声に耳を傾け、宮っ子 子育て・子育て応援プランが掲げる「子どもや若者が心身ともに健全で 夢や希望を持って成長できる社会の実現」のための課題等を明らかにするもの

(2) 調査期間

令和 6 年 5 月 31 日（金）～令和 6 年 6 月 30 日（日）

(3) 調査方法

インターネット質問調査

(4) 調査実施告知手法

① 周知チラシ

- ・ 市内の全小中学校及び高校の児童・生徒に学校を通して配布
- ・ 市内大学での配布

② プレスリリース・市役所からのプレスリリース、及び SNS での発信

- ・ 調査業務委託先（公文教育研究会）からのプレスリリース、及び SNS での発信

③ その他

- ・ 市ホームページへの掲載
- ・ 調査業務委託先（公文教育研究会）が展開する公文式教室指導者への告知

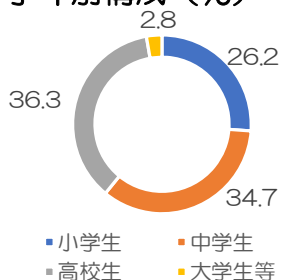
(5) 調査対象者

小学校 5 年生から大学生、左記以外 22 歳以下の県内在住者、在学者

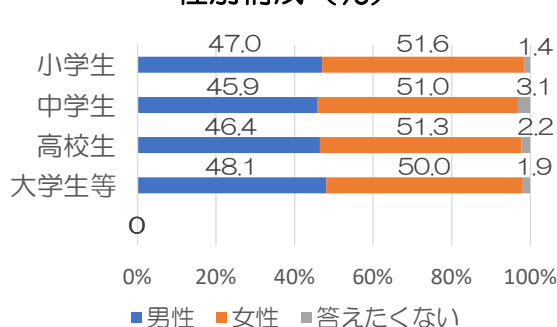
(6) 回答者の属性等

小学生	485 人 (26.2%)
中学生	643 人 (34.7%)
高校生	672 人 (36.3%)
大学生等	52 人 (2.8%)
合計	1,852 人

学年別構成 (%)



性別構成 (%)



サマリー（アンケート回答の概要）

● 宇都宮市の子どもの普段の生活

- 全体的な生活の実態では、大きな課題点は確認できないが、高校生において勉強しても仕方ないと感じる傾向などが確認できている。
- 特に悩みがない子どもが4割。悩んでいることの中では、自分の将来や進学・成績、交友関係が主な回答。一方、孤独を感じる子どもは悩みが多く、前述の内容に加え、小学生でも経済的な悩みが18.4%と多い。経済的な環境による孤立の発生が懸念される。

● 宇都宮市の子どもの理想の家庭と将来像

- 将来生活したい場所では、県内（現在の地域かそれ以外の県内）がもっとも多い。「現在生活している地域には概ね満足している」という結果を得た。
- 家庭形成意思では、全般的に世帯形成のイメージがあるが、高校生では、「一人暮らしが理想」と回答する人が17.9%、「結婚したくない」は小学生でも15.1%と高い。将来の地域への定住願望や家庭形成願望は、現在の人間関係に左右される。

● 宇都宮市の子どもの将来の夢

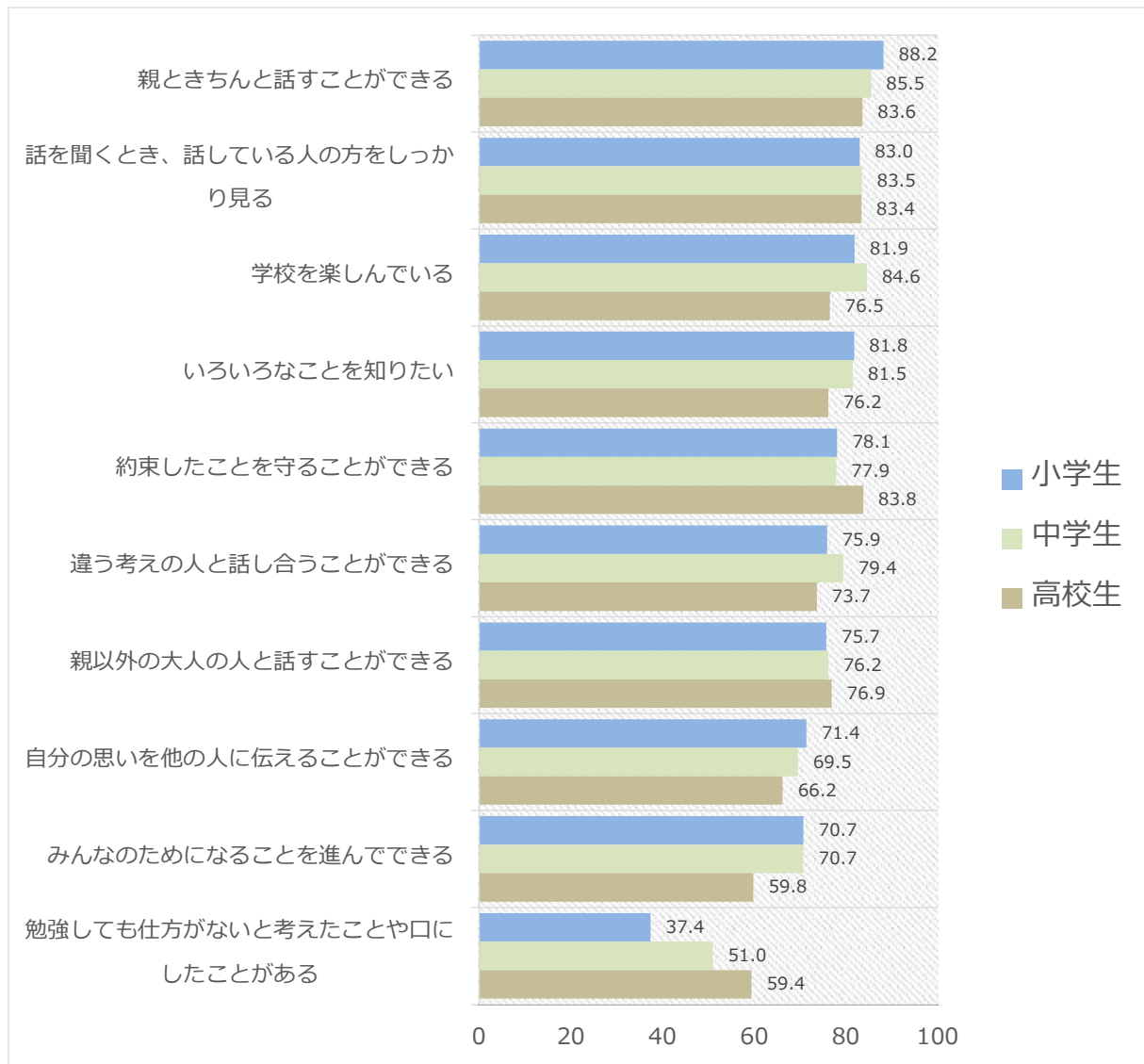
- 自分の将来に当てはまるイメージとして、「自分の趣味を楽しんでいる」や「好きなことをして過ごしている」、「心身ともに健康な状態にいる」など、個人的で身近な「手に届く幸せ」の割合が高い。
- そうした中、将来の夢を見つけるために欲しいきっかけとしては、親や先生のアドバイスへの期待が高い。将来の夢の有無は、現在の人間関係とも密接に関連しており、学校や保護者を通しての支援が有効と思われる。

● 宇都宮市への期待

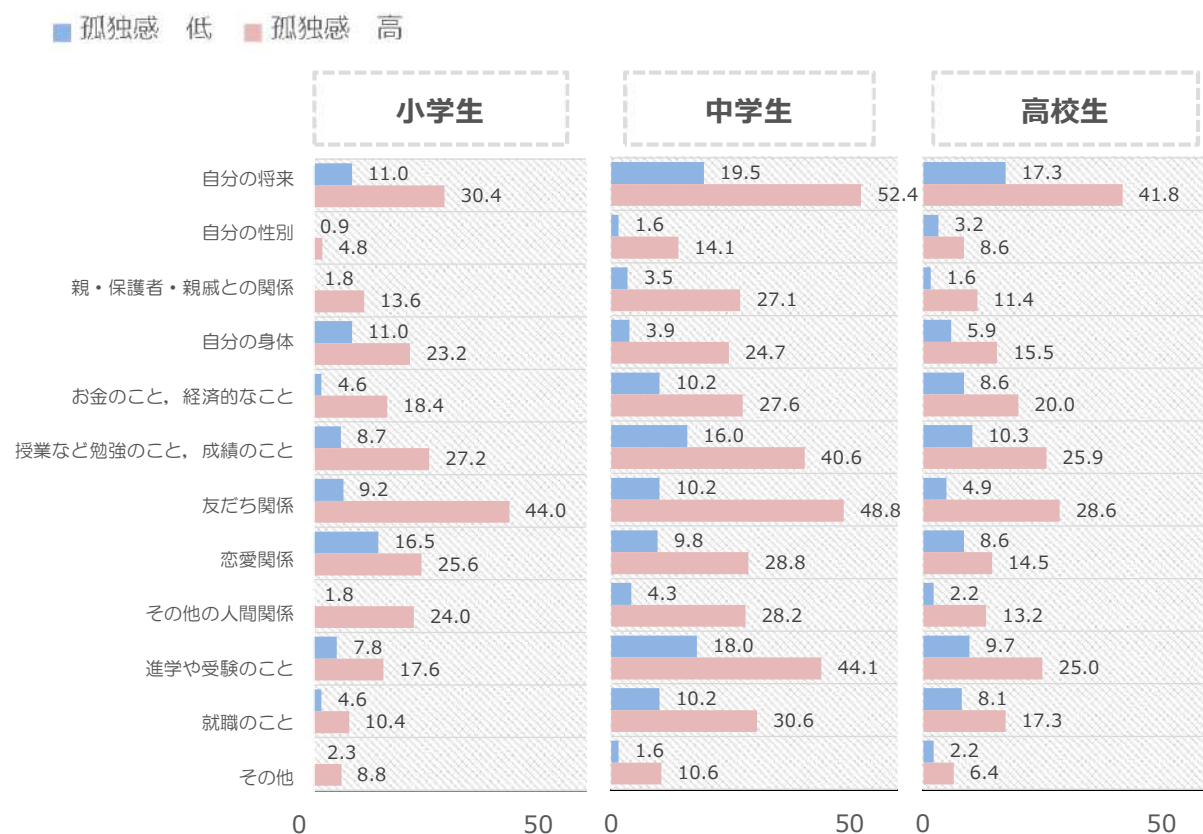
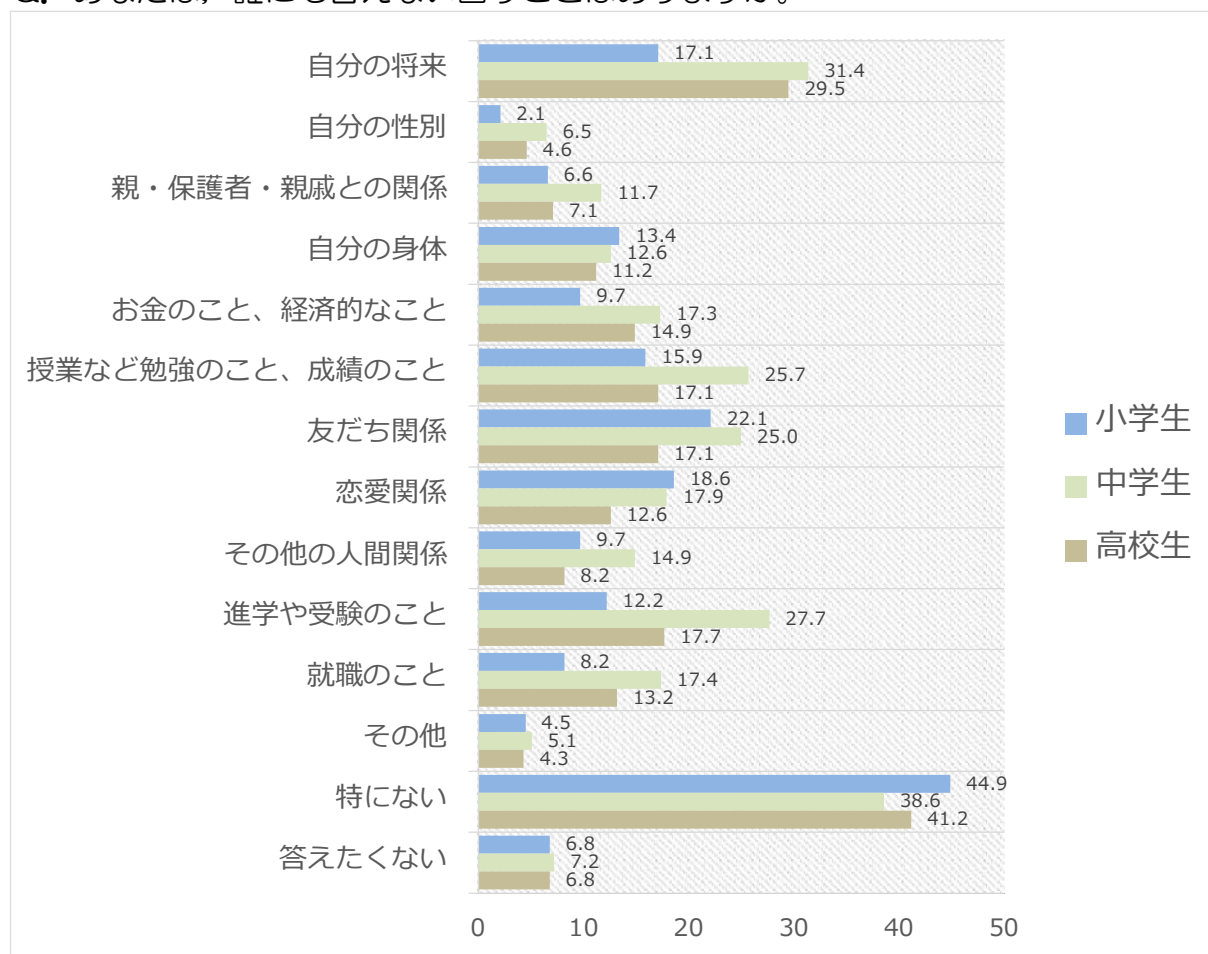
- 「安全な町」、「自然を大切にする町」、「働きやすい町」になってほしいという声が多く、生活基盤の整備が期待の中心である。「ルールが少ない」もしくは「規則を厳しくする」など、公平性・社会制度などへの要望は相対的に少ない。「安心ふるさと」を望む志向がもっとも主流である。
- 家の周辺に出来たら嬉しい施設の筆頭は、映画館やアミューズメント施設である一方、「広場、公園、緑地」、「図書館、美術館、博物館」、「子ども食堂」、「学童クラブ」のニーズは、低学年ほど大きい。
- ボランティア活動参加の意思は、小学生では5割弱、相対的に関与願望が弱い高校生でも35%ある。機会の整備が必要と思われる。

【学習意欲や悩み】

Q. あなたの学習意欲や習慣に一番近いものをお選びください。

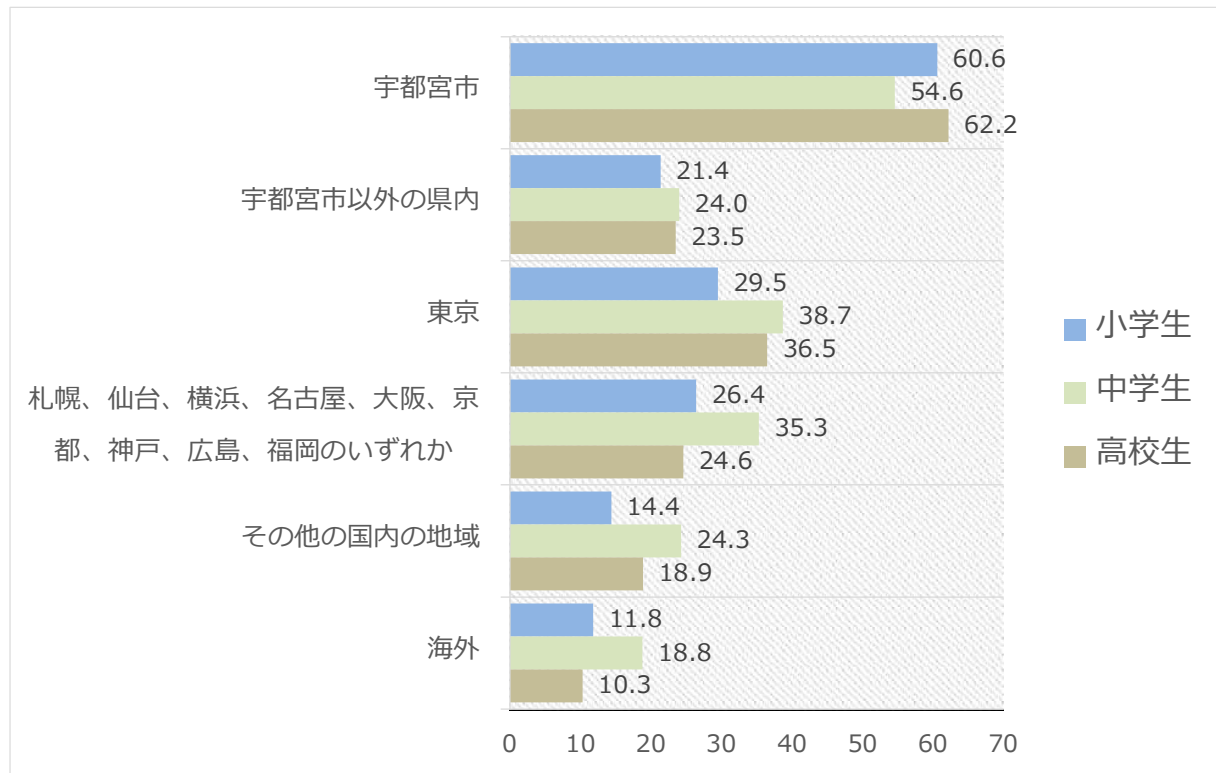


Q. あなたは、誰にも言えない困りごとがありますか。

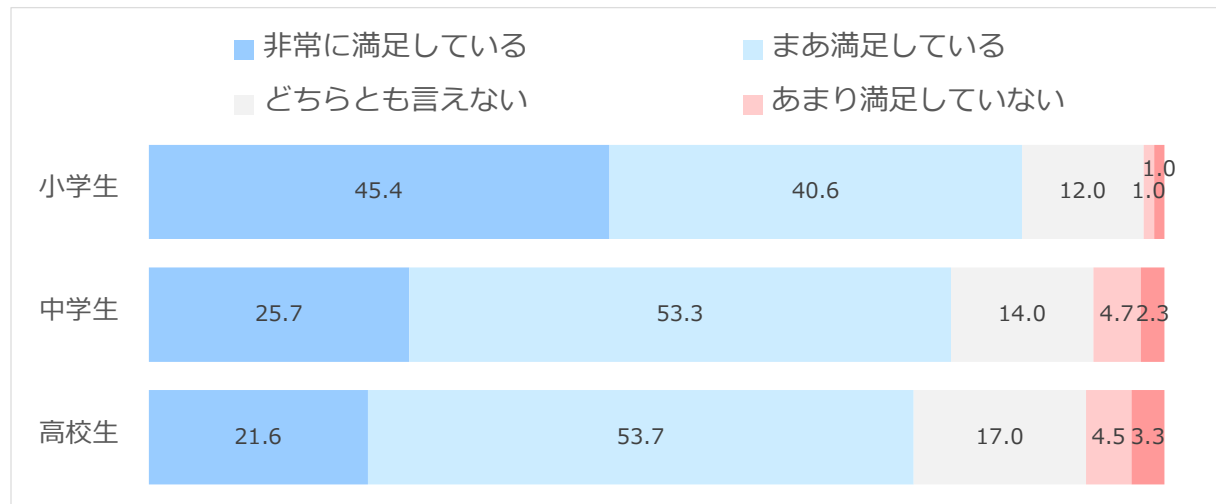


【現在生活している地域の満足度】

Q. あなたが大人になったときに、どのような場所で生活したいですか。

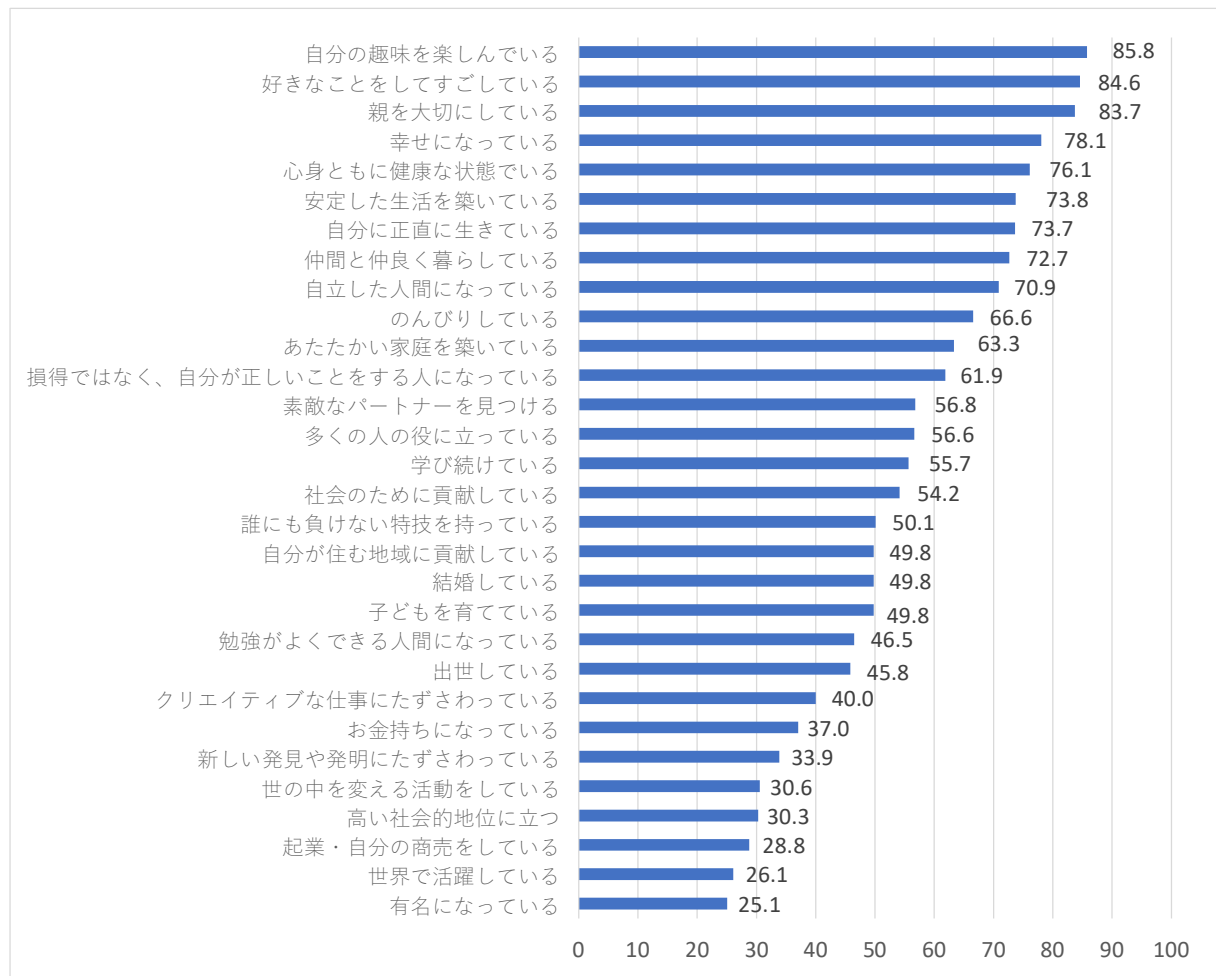


Q. あなたは、現在生活している宇都宮市についてどのくらい満足していますか。

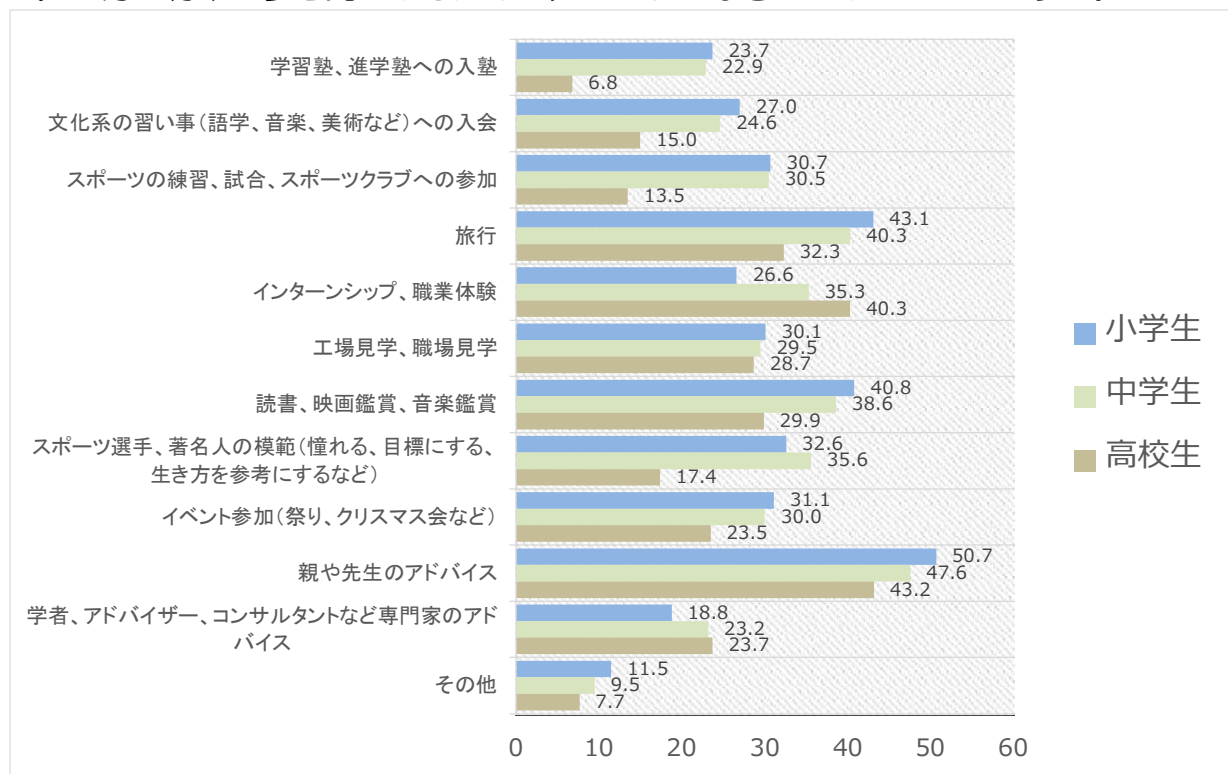


【将来の夢】

Q. あなたは、自分の将来について、どのようなイメージを持っていますか。

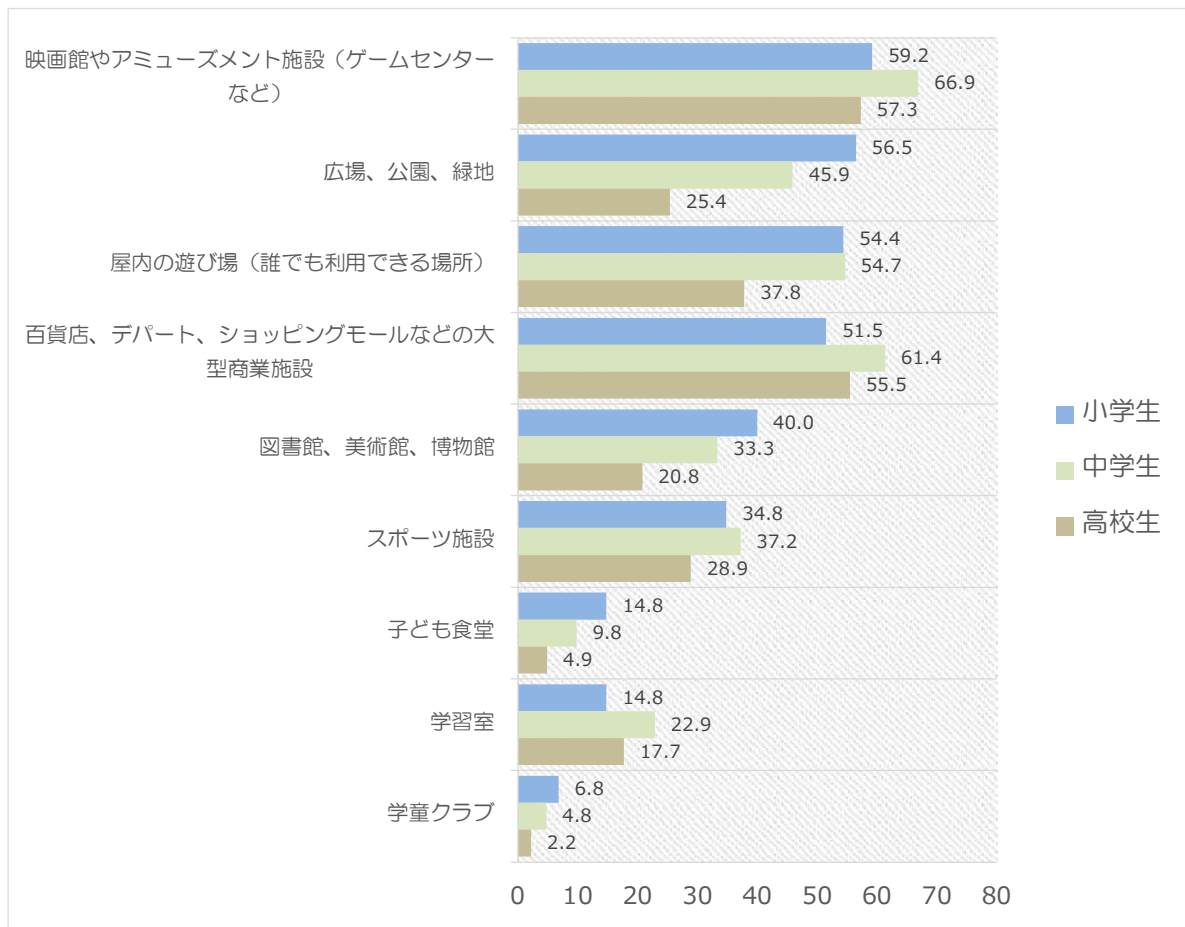


Q. 自分の将来の夢を見つけるために、どのようなきっかけがほしいですか。



【宇都宮市への期待】

Q. 今後、あなたの家の周辺に新しく遊び場や施設ができるとすれば、どのような施設がうれしいですか。



2 多様な子ども・若者への意見聴取

(1) 実施目的

WEBアンケート調査だけでは声を拾い上げにくい、配慮が必要な多様な状況にある子ども・若者の現状や課題を的確に捉えるとともに、行政や家庭、地域、企業などが取り組むべき内容等について明らかにするもの

(2) 実施時期

令和6年6月

(3) 調査方法

対面でのヒアリング，又はアンケート

※ 対象施設と調整を行い，子どもたちの心理的な負担等が少ない方法で実施

(4) 対象者

社会的養護下にある，障がいがある，不登校，日本語指導が必要な子ども（外国人の子どもなど），貧困，ひきこもり，医療的ケアを必要としているなど，WEBアンケート調査だけでは声を拾い上げにくい配慮が必要な子ども・若者

(5) 意見聴取先と実施活動

施設名等	実施方法	回答数 (計 261 件)
下野三楽園	対面 (※欠席者は紙アンケート)	7 件
宇都宮市内 7 校	紙アンケート	140 件
U@りんくす	WEB アンケート	8 件
ミズタマリ	紙アンケート	8 件
旭中学校	紙アンケート	6 件
月の家	対面	15 件
学習支援教室	紙アンケート	61 件
若年自立支援 ステップアップ事業	紙アンケート	8 件
うりずん	紙アンケート	8 件

サマリー（聴取した意見の概要）

● 宇都宮について

- 好きなところについては、食べ物や飲食店、交通の利便性、自然などの回答が上位を占める中、人のやさしさなど、内面にも言及する回答もあった。総じて地元に対する愛着を持っている様子が伺える。
- 要望については、好きなところでも上位の「交通について」が最多数の回答を得た。自慢できるからこそ、さらなる要望が出てくると考えられる。障がいを持つ子どもや外国にルーツを持つ子どもについては、より具体的な要望が出てきている。また、無回答や特になしは3分の1程度の回答となっており、比較的現状に満足している子どもが多い。

● 子どもたちの夢

- 具体的なものに限らず「夢がある」、「ぼんやりとした夢がある」と回答した子ども・若者が6割以上いる。言葉にしなくても、胸に秘めた思いがあると考えられる。

● 周りの大人との関係性

- 「普段の生活の中で周りの大人に見守り、支えられている」と実感のある子ども・若者が9割以上いるが、「周りの大人に自分の気持ちや考えを伝えることはできている」と回答した子ども・若者は6割にとどまる。「自分の考えをうまく言葉に表せないので伝えることができていない」と感じる子どももあり、その不安を解消していくための関わりを大人側が意識することも重要である。

● 宇都宮市への意見伝達について

- 具体的な意見伝達の方法の提案も多かったが、意見を聴く側の姿勢についての言及も多数。子ども・若者も市民の一人として自分事として捉え、誠実に意見を出している様子が伺えた。

Q. みなさんはどうしたらもっと市に自分の考えや気持ちが言いやすくなると思いますか？

アンケート（オンラインもしくは紙）やHPやSNSなどの窓口、目安箱設置等が最多

- ・ このようなアンケートがあると自分の考えが言いやすいです。
- ・ メールやLINE等で24時間いつでもOKなら思い立った時に気持ちが言いやすい。
- ・ 議会ですべてを決めてしまわず、例えばネット投票やテレビのdボタン投票などができるようになると、誰でも意見が言いやすく便利で良いと思います。
- ・ 目安箱のようなものを学校、公共施設に置く。

など

直接訪問・意見聴取、対面ヒアリングの希望も一定数あり

- ・ 市の方が学校訪問などイベントをして身近になるとよいのではないか。
- ・ 県知事さん、市長さんが会いに来てくれたらいいなと思う。
- ・ 市のえらい人との交流を増やす、どんな人がよんでいるのか知りたい。
- ・ 考えや気持ちを伝えることについて考えるきっかけになった。
- ・ 今回のように行政の方から聞かれると伝えやすい。
- ・ 自分からは行政に伝えようと意識することがない。聞かれて初めて意識できる。

など

その他

- ・ 市の人がどんどん意見を発言する機会を増やし、それに参加したり、しやすいと思えるような空気づくりのようなものをつくってみる。
- ・ “圧”，市の人から、こういうことをしたい、市をこういう風にしたいという想いをもっと“熱を持って伝えて”ほしい。
- ・ 意見をスルーしないでもらいたい。意見でダメなら理由を知らせたり、○なら○と述べた意見のその後を可視化してもらいたい（○年後に実現をめざすなど）。
- ・ 言っても傾聴してもらえないと伝えたい、変えたい気持ち、意見をのべる気もなくなってくる。
- ・ 自分のように話すのが難しい人や障がい者の意見もきいてくれる人がいるといいです。

など

3 イノベーション miya ユース会議

(1) 実施目的

「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の後期計画策定に向けて、子ども・若者が直接意見交換を行い、市が行うべき取組を具体的に提案し、市政への参画機会（社会へ参画する機会）を提供するもの

(2) 日 時

令和6年7月27日（土）10:00～12:00

8月 4日（日）10:00～16:00 （全2日間）

(3) 場 所

宇都宮市役所 大会議室

(4) 対象者

市内に在住又は通学する小学校5年生から大学4年生までの参加希望者
当日は19名が参加

小学生	中学生	高校生	大学生	合計
9名	7名	2名	1名	19名

(5) 周知・募集方法

① 周知・募集チラシ

- ・ 市内全小中学校及び高校の児童・生徒に学校を通して配布
- ・ 市内大学での配布

② プレスリリース

- ・ 市役所からのプレスリリース、及びSNSでの発信
- ・ 調査業務委託先（公文教育研究会）からのプレスリリース、及びSNSでの発信

③ その他

- ・ 市公式ホームページへの掲載
- ・ 調査業務委託先（公文教育研究会）が展開する公文式教室指導者への告知

(6) 内 容

- ・ 「理想の宇都宮市」をテーマとし、『宮っこを守り・育てる都市宣言』の4つの柱に沿って、事前に考えてきた内容をもとにグループディスカッションを行う。
- ・ 「理想に近づけるためにどのような取組があると良いか」「自分自身はどのように取り組めば良いか」について具体的な提案を考え、発表し合う。

(7) 結 果

（提言いただいた「理想のうつのみや像」）

《子どもの権利》

- 多様性を認め、差別をしないまち
- 子どもたちも子どもの権利について考えるまち

《健全育成（遊び・学び）》

- 子どもが天候に左右されずに遊べるまち
- 子どもが思いっきり遊べるまち
- 子どもたちがいきいきと過ごせるまち
- 小学生が気軽に勉強や自習をしに行けるまち
- 子どもが自由にのびのびと学習できるまち
- 学生と社会人の繋がりが広がっていくまち
- グローバルな最先端技術産業のあるまち
- すべての子どもが自分らしくいられる支援を受けられるまち

《子育て支援》

- 地域の人が子育てを支援するまち
- 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるまち
- みんなが結婚して子どもを産んで家庭をもちたいと思えるまち

《安全・安心》

- 子どもが安心して登下校できるまち
- 誰もが安全安心に暮らせるまち
- 事故なく安心してずっと暮らせるまち
- 自転車に優しいまち
- 公園やお店などに、子どもだけで安心して行けるようなまち
- 事故・事件が少なく、だれもが安心して暮らせるまち

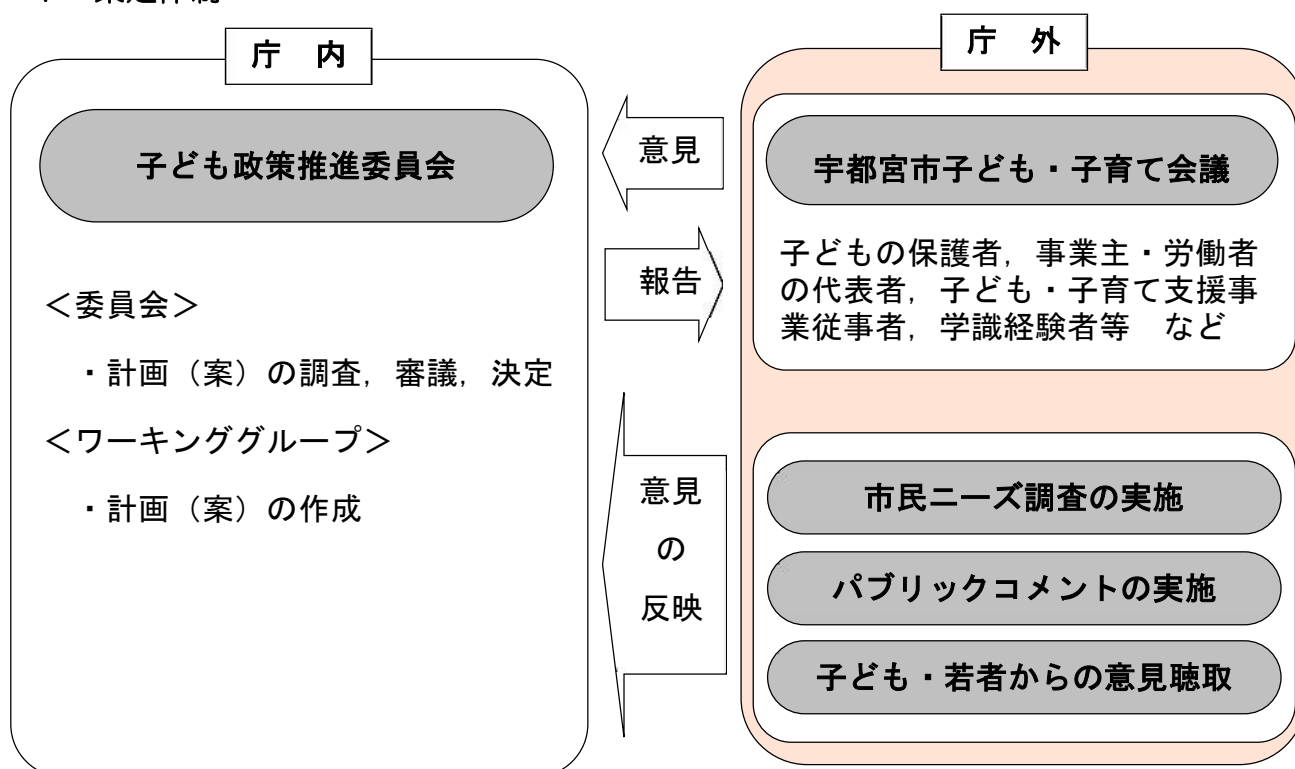
【参加者一覧】

	学 年	名 前（敬省略）
1	小学5年生	今 井 紳一郎
2	小学5年生	今 井 爽一郎
3	小学5年生	沼 尾 美咲希
4	小学5年生	
5	小学5年生	
6	小学6年生	阿久津 惺
7	小学6年生	桐 座 千 晶
8	小学6年生	中 島 颯 介
9	小学6年生	古 内 雅 乃
10	中学1年生	今 崎 愛 理
11	中学1年生	織 戸 志 帆
12	中学1年生	本 郷 蒼士郎
13	中学2年生	小 野 和 美
14	中学2年生	桐 座 康 太
15	中学2年生	久保田 幹 太
16	中学3年生	藤 澤 菜のは
17	高校1年生	吉 川 結 梨
18	高校2年生	
19	大学4年生	武 藤 未 麗



策定体制と策定経過

1 策定体制



2 策定経過

日 程	項 目	主な内容
令和5年10月～12月	子どもと子育て家庭等に関する調査	・子どもや子育て家庭が抱える課題やニーズの把握
令和6年5月～6月	子ども・若者へのWEBアンケート	・子ども・若者の現状等把握
6月	多様な子ども・若者への直接の意見聴取	・子ども・若者の現状等把握
	子ども・子育て会議（1回）	・課題の整理
7月	イノベーション miya ユース会議	・宇都宮市政への提言
8月	子ども・子育て会議（2回）	・骨子案
11月	子ども・子育て会議（3回）	・目標指標
12月	パブリックコメントの実施	・計画（素案）を公表し，計画案に対する市民の意見を募集
令和7年2月	子ども・子育て会議（4回）	・計画（案）
	第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」の決定・公表	

《宇都宮市子ども・子育て会議委員名簿》

No.	区 分	氏 名	推 薦 団 体 等	役 職
1	1号 子どもの 保護者	菊 地 香 織	公募委員（子どもの保護者）	
2		梅 村 英美子	公募委員（子どもの保護者）	
3	2号 事業主	青 木 克 介	宇都宮商工会議所	
4	3号 労働者	仙 波 和 夫	連合栃木宇河地域協議会	
5	4号 児童又は 知的障がい 者の福祉 その他子ど も子育て支 援に関する 事業に従 事する者	高 橋 利 幸	宇都宮市母子寡婦福祉連合会	
6		田 代 純 子	宇都宮市民生委員児童委員協議会	
7		海 野 仁 昭	宇都宮市私立保育園協会	
8		佐々木 佳 子	NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ	
9		宮 前 俊 哉	宇都宮市社会福祉協議会	
10		永 田 文 子	宇都宮地区幼稚園連合会 認定こども園部会	
11		松 本 清 美	宇都宮東病院 このみ保育園	
12		鈴 木 拓 朗	宇都宮地区幼稚園連合会 私学助成園部会	
13		塩 沢 美奈子	宇都宮市小学校長会	
14		齋 藤 弘 明	宇都宮市中学校長会	
15		藤 田 弘 光	宇都宮市内高等学校長会	
16		飯 村 文 俊	宇都宮市医師会	
17		飯 沼 貞 臣	宇都宮市PTA連合会	
18		関 口 浩	宇都宮市青少年育成市民会議	副会長
19		釜 井 彰 一	宇都宮市青少年巡回指導員会	
20		小 池 恵一郎	宇都宮市地域まちづくり推進協議会	
21		中 野 謙 作	栃木県若年者支援機構	
22	5号 学識経験 者	坪 井 真	作新学院大学女子短期大学部	
23		河 田 隆	宇都宮共和大学子ども生活学部	会 長
24		成 島 隆 裕	宇都宮市議会議員 厚生常任委員会	
25		浅 木 一 希	栃木県弁護士会	
26	6号 その他市 長が必要と と認める者	堀 江 恵 美	宇都宮中央警察署 生活安全課	
27		北 條 正 典	栃木労働局 雇用環境・均等室	
28		藤 井 一 夫	栃木県中央児童相談所	
29		荒 井 浩 元	公募委員（青少年健全育成）	

令和6年5月1日現在

第2次
「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」
(後期計画)

意 見 書

令和7年2月13日
宇都宮市子ども・子育て会議

1 施策に関する意見

(1) 計画の基本的な考え方について

- ・ 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の理念の実現に向け、「子ども・若者への意見聴取の強化」や「共に支え合う地域づくりの推進」など、地域社会全体で子どもを守り・育てていく機運の醸成や行動の実践を促す事業の充実を図る計画とすること。
- ・ 子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、様々な分野が密接に連携し、効果的・効率的に施策を推進し、子どもの最善の利益や結婚、妊娠・出産の希望をかなえる社会等を実現すること。
- ・ 子ども分野全体に係る課題である「少子化対策」、「子どもの貧困対策」、「相談支援体制」の3つについては、全体にかかるものとして横串を通して整理するとともに、子ども、子育て家庭に関連するより実効性の高い施策・事業を分野横断的な観点から検討し、これまで以上に全方位的に充実させていくこと。

(2) 子ども・若者からの意見聴取及びプランへの反映について

- ・ 子どもたちをカテゴリーで区切り、特定施設からの意見を吸い上げるだけではなく、幼稚園や保育園、小学校、中学校など様々な機関や施設と協力し、「ひとりでも多く」の子どもから、幅広く、多様な意見を聴取しながら、課題の整理や施策・事業の検討を行うこと。
- ・ 子ども・若者の意見は、こどもまんなか社会の実現に向け、大変重要なものであることから、アンケートによる統計的な数値から把握するだけでなく、子どもたちが安心して過ごすことのできる環境において、直接、子どもたちから意見を聞くなど、子どもたちの「本音」についても聴取すること。

(3) 基本施策の推進について

- ・ 本計画に直接の記載がない障がい児・者や教育などの分野については、各分野の計画の中で詳細を整理しているが、関連する分野の計画間で整合を図るなど、十分に連携を図ること。
- ・ 社会における「子どもの権利」の重要度についての認識不足や、自らの意見を発言することに対してネガティブに考える子どもたちがいる現状を踏まえ、施策・事業の拡充を行うこと。
- ・ 「仕事と生活が調和した社会づくり」を実現するため、企業や地域に対して、不妊治療中の社員が会社を休みやすくする環境の構築を呼びかけするなど、これまで以上に、「こどもまんなか社会」の実現に向けた働きかけをしていくこと。
- ・ 0歳～5歳児や障がい児など声を上げにくい子どももいることから、施策事業の推進においては、各所で保有するデータを連携させて実態を把握するなど、デジタルの活用を検討すること。

- ・ 目標指標や目標値の設定に当たっては、これまでの実績値や、今後の施策事業の効果を見込むとともに、市民にとって分かりやすい指標・目標値を設定すること。

(4) 計画の推進体制について

- ・ 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の制定を踏まえ、家庭をはじめ、企業、地域など子育て・子育てに関わる一人ひとりが本計画の役割を認識し、主体的に計画を推進できる体制とすること。
- ・ 本計画は児童福祉や母子保健、青少年健全育成など幅広い分野に施策・事業がわたるため、宇都宮市の関係部局が横断的に取り組むとともに、外部の関係機関との連携を密に図りながら、効果的・効率的に計画を推進できる体制とすること。
- ・ 計画を着実に推進するため、子ども・若者の意見を聴きながら、進捗状況や評価結果を共有するとともに、情報を公開し、市民からの意見を募るなど、必要に応じて事業の改善が図られる体制とすること。

2 第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」（後期計画）への意見の反映と計画の推進について

- ・ 上記の意見を反映した第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」（後期計画）が計画的かつ効果的に推進され、基本理念である「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる『子育て・子育ての未来都市うつのみや』」を地域社会が一体となって実現すること。
- ・ また、計画の推進にあたっては、子ども分野に係る3つの課題である、「少子化対策」、「貧困対策」、「相談支援体制の充実」について、これまで以上に分野横断的に取組を強化するとともに、引き続き、様々な機会を通じてあらゆる分野の施策について子どもたちからの意見を聴取し、最大限反映させながら、取り組んでいくこと。





すべての子どもたちが安心して健やかに成長できる社会の実現へ

宇都宮市

「宮っこを守り・育てる都市宣言」



「宮っこを守り・育てる都市宣言」



今を生きる、そして未来を生きる子どもたちへ
自分の将来に、夢や希望をもっていますか
周りの大人は、あなたを見守り、支えてくれていますか
自分の意志や思いを、周りの大人に伝えられていますか

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、
思いやりの心をもって、人間力を高めながら、笑顔でいきいきと成長できる社会の実現に向け、
私たちは、地域が一体となって宮っこを守り・育てる都市を目指し、ここに宣言します。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り、育てます。

- 1 子どもが個人として尊重され、
子どもの今とこれからにとって最もよいことを子どもと一緒に考え、その実現に取り組みます。
- 2 子どもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。
- 3 すべての家庭が、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。
- 4 地域社会が、子どもを温かく見守り、
安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に取り組みます。

宇都宮市 子ども部 子ども政策課

TEL 028-632-2342 FAX 028-638-8941

E-mail u1806@city.utsunomiya.tochigi.jp

宣言の詳細は
こちら



宮っこ子育て
応援ナビ

